韓国酪農振興計画調査報告書

昭和45年2月

海外技術協力事業団

LIBRARY

国際協	力事	業団
交入 月日 '84.3.	19	110
78 6 L. 0.0		87
登録No. ()(741	KE

は し が き

日本政府は大韓民国政府の要請に基づき, 同国が世銀借款を対象に作成中の酪農振興計画について調査協力を行なうこととし, その実施を海外技術協力事業団に委託した。

海外技術協力事業団は,同国の酪農開発振興における計画の重要性に鑑み,外務省および農林省の意見を開き,新しい開発調査協力方式として,わが国における畜産に関するコンサルテーション事業を実施している社団法人中央畜産会(会長 元農相 赤城宗徳氏)に協力を求めることとし,同会と協議して調査委員会を設置して,調査計画の立案,調査団員の人選,調査結果の検討等を行なうことにより、本調査の効率的を実施に努めたのである。

現地調査は調査委員会より推せんされた。社団法人牛乳輸送施設リース協会常務理事下条菊次郎氏を団長とする予備調査団 5名かよび本調査団 13名を編成し現地に派遣した。予備調査団は、1969年7月13日より8月1日まで、また本調査団は1969年9月15日より11月1日まで現地調査により各種資料を収集すると共に、技術的、経済的かよび財務的角度から大韓民国側が作成した酪農振興計画内容の検討を行なつた。

幸いにも現地調査は、大韓民国政府をはじめ、関係機関各位の多大の協力により円滑に行なわれ、 ことに報告書提出のはとびとなった。

この報告書が大韓民国の酪農振興のための一助となり、併せて日韓両国の友好親善と技術経済交 流に寄与するならば、当事業団にとりこれにまさる喜とびはない。

おわりに、この調査の実施にあたり協力を惜しまれなかつた大韓民国政府をはじめ、農漁村開発公社、韓国酪農加工会社、その他大韓民国関係機関各位、在大韓民国日本大使館の方々、更には調査の任に当られた調査団員、調査委員会委員各位並びに調査団派遣に御協力いただいた外務省、農林省その他関係機関に対し、この機会に厚く御礼申し上げる次第である。

1970年2月

海外技術協力事業団 理事長 田 付 景 -

伝 達 状

海外技術協力事業団 理事長 田 付 景 一 殿

昭和 45 年 1 月 14 日

韓国酪農振興計画調査委員会 委員長 牧 野 忠 夫 韓国酪農振興計画調査団 団 長 下 条 菊次郎

このたび、海外技術協力事業団は、大韓民国政府の要請に基づき同国の酪農振興計画策定にかかわる技術協力を行なりにあたり、新しい開発調査に対する協力方式として、日本の国内において畜産コンサルテーション事業を実施している社団法人中央畜産会に協力を求め、両者はこの新協力方式を確立するために共同して韓国酪農振興計画調査委員会を設置することを決め、別記の諸氏をもつて委員会を構成した。

委員会は、韓国の技術協力要請の趣旨を検討した結果、この開発調査事業を実施するため調査団として、下条委員を団長に、また芳賀委員を副団長とし、そのほか調査団報告書に掲げられた諸氏を団員として現地に派遣方を推せんした。

その後、委員会は、調査計画の立案実施、調査中間報告の検討等に関し随時集会をもったほか、世界銀行畜産部長 Don Stoops 氏の再度にわたる来日に際し特別集会をもち、意見の交換を行なった。

本委員会は、このたび、調査団がとりまとめた報告に関して慎重に検討した結果、 本報告書は妥当であると認めたので、ことに調査団長連名をもつて伝達するもので ある。

なか。 との調査の実施ならびに報告書のとりまとめに当つては内外各方面の諸氏から多大の御支援をいただいたことを付記し、併せて深甚の謝意を表する次第である。

韓国酪農振與計画調査委員会委員

(50音順)

大 戸 元 長 (海外技術協力事業団常務理事)

下 条 菊次郎 (牛乳輸送施設リース協会常務理事)

下 村 正 己 (日本乳業技術協会理事)

図 師 重 孝 (中央畜産会技術主幹)

竹 内 広 之 (農林省畜産局家畜改良課家畜改良指導官)

中 村 敬 止 (日本ホルスタイン登録協会事務局長)

芳 賀 一 彦 (農林漁業金融公庫農業融資コンサルタント)

広 瀬 素 三 (日本ホルスタイン登録協会調査課長)

牧 野 忠 夫 (中央畜産会常務理事)

松 尾 幹 之 (駒沢大学教授)

丸 尾 孝 (農林省畜産局調査官)

森 田 勇 吉 (農林省農林経済局国際部国際協力課長)

吉 原 深 (中央畜産会技術主幹)

緒論

1. 調査実施の経緯と目的

この調査は、1969年6月、大韓民国政府より日本政府に対してなされた世銀借款に係る酪農振興計画策定のための技術協力要請に基づく海外技術協力事業団の委嘱と、この調査を効果的に完遂するために設置された韓国酪農振興計画調査委員会の協力の下に、後記の調査団の編成をもつて、同年7月21日より8月1日に亘つて予備調査を実施、同調査の結果に基づき、さらに9月15日より11月1日に至る間、本調査を実施したものであつて、ここに、その結果をとりまとめて報告書とした。

との調査の目的乃至その性格は、世銀借款のために韓国においてすでに着手しつつあつた地域開発 的性格をもつた酪農振興計画の策定に関して、酪農基盤の相似た日本国の酪農技術等スタッフが、そ の技術、経験を活かして、韓国側のコンサルタントとなり、計画の策定に協力するととであつた。

2. 調査団の編成

予備調査団

団長	下条菊次郎	総 括	社団法人 牛乳輸送施設リース協会 常務理事
顧問	大戸 元長	"	海外技術協力事業団 常務理事
員团	芳賀 一彦	酪農立地	農林漁業金融公庫 農業融資コンサルタント
"	佐藤 新吾	酪農経営	社団法人 中央畜産会 技師
#	大永 浩子	業務調整	海外技術協力事業団 開発調査部計画課

本調査団

団長	下条菊次的	B 総 括	社団法人 牛乳輸送施設リース協会 常務理事
顧問	大戸 元	ጀ //	海外技術協力事業団 常務理事
#	牧野 忠	€ ″	社団法人 中央畜産会 常務理事
員团	芳賀 一道	彦 酪農立地	農林漁業金融公庫 農業融資コンサルタント
#	図師 重	第二年指導組織	社団法人 中央畜産会 技術主幹
#	三浦 昭-	- 酪農経営	農林省畜産局畜産経営課 農林技官
#	佐藤 新	돌 <i>"</i>	社団法人 中央畜産会 技師
#	吉原 i	累 飼料作物	社団法人 中央畜産会 技術主幹
"	弘田 信	之 草 地	農林省畜産局自給飼料課 農林技官
#	宮谷 昌	P 農林金融経済	農林中央金庫 農業部次長
#	杉浦 楊-	七 乳 業	財団法人 日本乳業技術協会 理事
"	古賀 5	芭 疏通市場	農林省畜産局畜政課 農林事務官
#	岩口 健.	二 菜務調整	海外技術協力事業団 開発調査部実施課

3. 調査日程

予備調査

- 1969. 7. 13(日) 大戸顧問 Mr. D. Stoops (Chief, Livestock Division, IBRD) に随行し、訪韓
 - 7. 18(金) 農林部, 農漁村開発公社(AFDC)と総括的討議
 - 7. 21(月) 団長以下 4名東京発ソウル着 農林部畜産局長礼訪 予備調査日程打合せ 、 ソウル牛乳協同組合牛乳処理工場視察
 - 7. 22(火) AFDC総裁, 幹部礼訪 経済企画院 (EPB)経済協力局長礼訪 AFDC スタッフより酪農振興計画案につき説明聴取
 - 7. 23(水) AFDCスタッフより酪農振興計画案の説明聴取 農協中央会 (National Agricultural Cooperative Federation, NACF) 訪問

農村振興庁畜産試験場訪問 韓国酪農加工株式会社示範牧場(韓ニユー牧場)視察 天原郡酪農家視察

- 7. 24(木) 天原郡庁訪問 郡内酪農事情の聴取 南洋乳業株式会社天安工場視察 国立種畜場訪問 成飲酪農組合集乳所視察 農協中央会経営韓独示範牧場視察 酪農家視察
- 7. 25(金) 天安市発 光州市着
 全羅南道庁訪問 道内酪農事情聴取
 光州地区畜産協同組合牛乳処理工場視察
 酪農家祝察
- 7. 26(土) 全羅南道農村振興院訪問 道立共同畜産団地視祭 酪農家三戸視察
- 7. 27(日) 光州発 釜山着

- 7. 28(月) 慶尙南道庁訪問 道内酪農事情聴取 釜山牛乳協同組合牛乳処理工場祝察, 乳牛牧場視察 慶州着
- 7. 29(火) 慶尙北道酪農事情聴取 慶州→大邱→ソウル
- 7. 30(水) AFDC総裁,韓国酪農加工(株)社長と会談, 資料整理,韓国側調査スタッフと調査結果の検討
- 7. 31(木) AFDCにて韓国側調査スタッフと調査についての意見交換 日本大使館,農林部訪問,調査結果の報告
- 8. 1(金) ソウル発 東京着

本 調 査

- 9. 15(月) 団長および流通、金融担当(A班) 5名 東京発 ソウル着 日本大使館、農林部礼訪 畜産局長、同スタソフおよびAFDCスタッフと調査日程等につき協議
- 9. 16(火) 外務部, 経済企画院, 科学技術庁, AFDC礼訪
- 9. 17(水) 農協中央会(NACF), ソウル牛乳協同組合工場視察
- 9. 18(木) AFDC にて韓国側流通調査担当スタソフと酪農振興計画案につき協議 京鉄道庁、農協中央会道支部。成歓酪農組合訪問
- 9. 19(金) 温陽畜産組合屠場 視察, 南洋乳業工場, 温陽郡農協, 個人牧場訪問, 家畜市場見学
- 9. 20(土) 平沢郡農協, 韓独示範牧場, 韓国ニュージーランド牧場訪問, 温陽畜 産組合及び同牛乳処理場訪問視察, ソウル帰着
- 9. 21(日) ノウル市内牛乳, 乳製品小売調査
- 9. 22(月) ソウル発 光州市着 全南道庁訪問 道内畜産事情聴取 農村振興院にて酪農家および畜産関係諸機関スタッフと会談
- 9. 23(火) 光州畜産協同組合訪問 同上牛乳処理場及び飼料工場視察 道立団地牧場視察 光山郡庁,光山郡農協訪問 成豊産業㈱経営枝肉卸売市場視察
- 9. 24(水) 農林部, 農協中央会(NACF)にて流通金融関係資料収集 光州市湖南食品㈱視察, 酪農家経営牛乳処理場視察 調査団 5名 (生産関係班, B班)東京発 ソウル着
- 9. 25(木) A, B班協議, 資料整理 牛乳, 乳製品施通実想調査 韓国側調査スタソフとの合同会議
- 9. 26(金) 韓国側調査スタッフとの合同会議

- 9. 27(土) 韓国側調査スタッフとの合同会議 B班, 日本大使館礼訪 団長, A班 2名帰国
- 9. 28(日) 資料整理, B班現地調査準備
- 9. 29(月) 国立家畜衛生試験場,京畿道庁,ソウル農科大学訪問 国立畜産試験場,国立植物環境研究所 京畿道農村振興院訪問 牛乳,乳製品流通調査(A班)
- 9. 30(火) 忠清南道庁訪問 大徳郡農村指導所,道立種畜場訪問 個人牧場視察 A班団員1名帰国
- 10. 1(水) 酪農家 5 戸視察 天原郡庁訪問 天原畜産協同組合成歓人工授精所, 国立種畜場訪問
- 10. 2(木) 酪農家 1 戸視察 韓独牧場, 韓ニユー牧場視察 安城郡庁訪問
- 10. 3(金) 資料,調査結果整理
- 10. 4(土) 農協中央会人工授精所, 農協中央会西三陵示範牧場 韓国種畜改良協会, 農工利用研究所, 農業経営研究所訪問
- 10. 5(日) 資料整理
- 10. 6(月) 全羅南道農村振興庁訪問関係者 酪農家代表と意見交換
- 10. 7(火) 酪農家 6 戸。道営共同畜産団地視察 (ソウル2名、農林部、AFDCにて説明聴取)
- 10. 8(水) 全羅南道庁訪問,無等山牧場遺成示範地区視察 (ソウル2名,農林部,AFDCにて説明聴取, 団長およびA班2名ソウル着)

- 10. 9(木) A, B班内部打ち合わせ, 資料整理
- 10.10(金) #
- 10. 11(土) 調査結果とりまとめ打ち合わせ
- 10. 12(日) # 大戸顧問ソウル券
- 10. 13(月) 調査結果とりまとめ打ち合わせ
- 10. 14(火) 韓国側スタッフと調査結果中間とりまとめ草稿検討
- 10. 15(水)
- 10. 16(木)
- 10. 17(金) 調査結果中間草稿検討, 重点とりまとめ
- 10. 18(土) 韓国側調査スタッフと中間草 積検討 日本大使館、農林部、AFDC 礼訪 A、B 班帰国
- 10.19(日) 資料整理
- 10. 20(月) AFDC 資料収集, AFDC出資会社視察 A班2名帰国
- 10. 26(日) 下条団長、牧野顧問、世銀Mr. D. Stoops, FAO Mr. J. Clerk に随行し、訪韓 関係機関礼訪、スケジュール検討
- 10. 27(月) IBRD, FAO, 韓国政府関係機関及び調査団の合同会議
- 10. 28(火) IBRD, FAOスタッフと共に経済企画院経済協力局長訪問会談
- 10. 29(水) IBRD, FAOスタッフと AFDC 総裁訪問, 担当理事, 幹部を含めて会談
- 10.30(木) AFDCにて補足調査 韓牛全国共進会見学
- 10. 31(金) 農林部畜産局にて補足調査実施 調査報告及び酪農振興計画作成について事務打ち合わせ 大韓食品㈱水原乳製品工場視察
- 11. 1(土) AFDC等との補足打ち合わせ ソウル発 東京籍

は	し	j);	à																															
伝	ž	室	状																															
緒			論		•••	••••	•••			•••	••••	••••	•••	• • • •		••••	• 10-0	• • • •	• • • •	•••	•••	•••				• • • •	••••	• • • • •			***	••••	••••	i
	1.		調	査	実	施	Ø	経	緯	٤	B	的		•••				• • • •	• • • •	•••	•••	•••	•••	••••		• • • •	••••	• • • •		••••		••••	• • • •	i
	2.		調	査	団	Ø	編	成			••••	•••	• • • •	•••	••••	•••	••••	• • • •		•••	•••	•••	•••	••••	••••		••••	• • • • •	••••		••••	••••		i
	3		調	查	日	程		• • • •		••••					••••			• • • •	•••	•••	•••	•••	•••			• • • •	• • • • • •	••••	••••			••••	• • • •	ij
_			atu.																															
1			業						回		•••	••••	•••	••••	• • • •	••••	••••	•••	••••	•••	••••	••••	••••	• • • •		••••	••••	••••	••••	••••	••••	. • • • •	•••	1
	1.		農										••••		•••	• • • •	••••	•••	••••	••••	•••	••••		• • •	• • • •	••••	• • • •	••••	• • • •	••••	••••	• • • •	•••	1
		1																												••••				1
			1	÷	1	-	1																							••••				1
						_																								••••				1
		1	-	2		食	糧	需	給	٤	農	莲	杒	生	産		••••	•••	•••	••••	•••	••••	••••	• • •	••••	••••	••••	••••	••••	••••	••••	• • • •	•••	1
			1	_	2		1		食	榅	需	要	バ	g	-	ン	Ø	変	10	•	•	•••	•••	• • • •	• • • •	••••	• • • •	•••	••••	•••	••••	• • • •	•••	1
			1	-	2	-	2		食	糧	作	物	Ø	生	産		••••	•••		•••		• • •	•••	• • • •	••••	••••	• • • •	••••	• • • •	••••	• • • •	••••	•••	2
			1	_	2	_	3		果	猆	,	野	菜	,	牸	用	作	物		ř	7	奎丰	物	Ø	生	華	••••	••••	• ••	••••	• • • •	••••	•••	3
		1	_	3		農	菜	Ø	生	產	構	造		•••	•	***	••••	•••	••••	•••	• • •		•••	• • • •	•••	••••	• • • •	••••	• • • • •	••••	••••	••••	•••	4
			1	_	3	_	1		農	家	層	Ø	構	成		•••	• • • •	•••		•••	• • •	• • •	•••	• • • •	•••		••••	••••	• • • •	••••	••••	••••	•••	4
			1	_	3	_	2		農	家	人	П	••		•••	•••	••••	•••	••••	•••		• • •	•••	• • • •		••••		••••				••••	•••	4
			1	_	3	_	3		農	柔	所	得	••	• • • •	•••	•••	•••	•••	••••	•••		•••	•••	• • • •	••••		• • • •	••••		••••			•••	6
			1	_	3	_	4		食	柦	增	産	٤	農	菜	構	造	Ø	変	革	-		• ••	• • • •	••••	••••	••••		• • • • •	•••	••••		•••	6
			1	_	3	_	5		農	魚	村	開	発	公	社	Ø	設	立				•••								••••	• • • •		•••	7
	2.		畜	産	Ø	動	向		•••		••••		• • • •		•••	•••		•••								••••			••••	••••			•••	
		2	_	1		畜	産	Ø	性	格				• • • •	•••	•••		•••	• • • •	•••		•••	•••	• • • •		••••	· - · · ·		••••	••••	· • • •	•••	•••	8
			2	_	1	_	1		企	柔	畓	産	Ø	動	è		••••			•••		•••	•••	• • • •	•••		• • • •	· · · · ·		••••		· • • •	·	8
			2	_	1	_	2		農	类	ĸ	お	け	る	畓	産	Ø	位	置	: -	5 V	t					••••		• • • • •	••••		• • • •	•••	1
		2		2		家	畓	飼	麥	状	况	•	••••	•••		•••	••••	•••	••••	•						••••	• • • • •			•••				•
			2	_	2	_	1		韓			4-			• • • •	•••	••••	•••		•••	• • •	• ••			••••	•••		•••		•••	•• ••		•••	•
			2	_	2	_	2		丧			豚				•••	··••	••		• • •							••••	•••						1
			2	_	2	_	3		麥			A			•••	•••	•••	•••		•••		•••					• • • • •							1:
			2	_	2		4		そ	Ø	他	家	畜		. • • •		•••	•••			•••							••••			• • • • •	• • • • •		1
		2	_	3		畜	産	物	Ø	需	紿		•••	••••							•••					••••						- • • • •	•••	15
						_																												1
			2	_	3	_	2		卵																									10
		2	_	4		家	畜																											17
					4	_																												17
						_																												19
						_																												19
		2	_					ĸ								,,,,,																		
		-		~		HI	ш,	. –	N	,	•	**	~		•				_		-				- •	- • •						•	• • •	2

11						況																						• • • • • •			2	2
	1.		酪	農	生	産	部	pq.	Ø j	動	向	••	• • •		• • • •	•••	••••	•••	••••	• • • •	••••	• • • •	••••	••••	•••••	••••	• • • • • •	• • • • • •	• • • • • •	• • • • •	2	2
		1	-	1		酪	農	開	発	Ø	基	本	的	方	(n)		•••	•••	••••	• • • •	• • • •	••••		••••	•••••	•••••	••••	• • • • • •		••••	2	2
			1	_	1	-	1		酪:	農	開	発	Ø	必	要	性		•••	•••	••••	••••	• • • •	••••	••••	• • • • • •	• • • • •		•••••	•••••	• • • •	2	2
			1	_	1	_	2		餡	農	開	発	Ø	推	進	方	向		••••	•••	•••	• • • •		••••	••••	••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	• • • • •		2	2
			ı	_	1	_	3		酪;	農	٤	農	民	所	得	增	大		••	•••		••••	••••	• • • • • •	•••••	•••••	•••••	•••••	•••		2	3
		1	_	2		乳	用	4	Ø:	餇	变	状:	兄		••••			•••		•••	••••	••••		••••			•• •••		•••••		2	3
			1	_	2	_	1		乳.	用	4	飼	麥	頭	数		••••			• • • •		••••	•	••••						• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	2	3
			1	_	2	_	2		乳.	用	牛	飼	麥	規	模				••••								•••	• • • • • • •		• • • • • • •	2	4
						_			1	甲	4-	飼	逄	Ø	地	域	性		••••			••••				•••	•••	• • • • • •	• • • • • • •	• • • • • • • •	2	5
		1	_	3		乳	用	#	Ø	導	入	٤	改	良	,							••••				• • • • • •	••••				2	5
						_																										
			1	_	3	_	2																							····		
						_											-															
						_																										
		,																												• • • • • • • • • •		
		•				_																								• • • • • • • • •		
																														• • • • • • • • • •		
						-																								• • • • • • • • • •		
						-																										
						_																										
						_																								• • • • • • •		
				_		_																								• • • • • • • • •		
		I	_																											••••••		
						-																								*** ***		
						_			飼																					•••••		
			1	_	5	-	3		酪	農	指	導	体	制		• • • •	••••	•••	• ••	• • •		••••	••••	• • • • •	•••	• • • • • •	••••	• • • • • •	• • • • •	• • • • • • • •		39
		1		6		乳	用	牛	Ø	衛	生	٤	共	済		•••	••••													• • • • • • • • • •		
			1	_	6	_	1		乳	用	4	Ø	防	疫	律	i 4	Ξ		••••	•••		••••	••••	• • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • •	•••••	•••••	•••••	•••••		4 1
			1																											* * * * * * * * * *		
		I	-	7		農	菜																							• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
			1	_	7	_	1		農	菜	金	融	Ø	L	<	2	٨		••••	•••	• • • •	••••	•••			•••••	•••	• • • • • •				43
			1	_	7	_	2		農	業	金	融	Ø	内	容	Ξ.		•••		•••		••••	••••	••••	•••••	• • • • • •	•••••	••••				44
			1	-	7	_	3		酪	農	金	融	•••	•	•••	•••	••••	•••	••••			••••		• • • • •	••••	• • • • • •	••••	••••	• • • • • •			46
			1	-	7	_	4		農	家	Ø	負	債		•••		••••	• • •		• • • •	• • • •	•••	••••				•••••	•••••	•••••		•	47
	2.		4	릙		ŦL	製	ដ្ឋា	Ø	動	向		•••	•••		• • •		•••		• • • •			• • • •	•••		• • • • •					ļ	54
		2	_	1		4	乳	\$	1	v	乳	製	品	Ø	儒	3	Ę,	7	肖了	聖	•••	••••	••••	••••	• • • • • • •	• • • • •						54
			2	_	1	_	1		需	給	Ø	概	要		•••	٠	••••		••••	•					•••••	•••						54
			2	_	. 1	_	2		飲	用	4	乳		•••	•••	•••	••••		••••	•••			••••	• • • • • •		••••				• • • • • • •		54
			2	_	1		3		乳		製	멾		•••	•••		••••		••••		• • • •		••••		••••	•••••				• • • • • • • • •		54
			2	_	- 1	_	4		4	А.	お	1	U	1	4	f t	a 0	o ₹	群月	更	Ø .	見え	秀し	را	••••					•••••	!	57
			2	_	. 1	_	- 5		3 1	劍	뜐	മ	輸	: X	容	7 5	見ま	·	r 1	rr i	関 🤊	Ħ						•••••			•	۴n

		2	_	2		生	# L	Ø	取	引	à	1	U.	集	出	荷	•	•• ••	••••	• • • •	••••	••••	••••	• • • • •	••••		•••••	•••	••••	••••	•••••	••	61
			2	_	2	_	1		集	出	荷	体	制	等	•	••••	•••	••••	•••	••••		• • •	• • • •	••••		••••	•••••		•••••	••••	• • • • • •	•••	61
			2	_	2	_	2		生	乳	取	引	価	格		• • •	••••	•••	••••	•••	• • • •		•••	••••		• • • • •	• • • • •	•••	••••	••••	••••	••	61
		2	_	3		乳.			業		•••	••••		• • • •		•••	•••	••••	• • • •	•••		••••	• • • •			• • • • •	•••••	••••					62
Щ	*	**			括	(希	望	意	見	等)					••••	••••	•••			•••	••••			••••			• • • • •				65
	1.		プ	D	シ	x	ゥ	ŀ	策	定	ĸ	関	す	る	意	見			•••									•••			. 		65
			1	_	1	_	1		1	業	実	施	地	城	Ø	選	定	K	っ	h	τ		•••	••••					•••••	••••		••••	.65
			-1	_	1	_	2		排	業	主	体	٤	そ	Ø	運	営	ĸ	っ	5	τ		•••	••••		••••		••••	••••	••••	• • • • • • •	••••	. 65
		1		2		酪	農	生	産	K	関	す	る	ح	٤	••		••••	•••	••••	• • • •		••••	· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	· ·	••••			••••				66
			1	_	2	_	ı		乳	用	牛	餇	麥	頭	数	Ø	增	加	ĸ	つ	V	τ		••••		••••	•••••	•••	••••	••••			. 66
			1	_	2	_	2																										
			1	_	2	-	3																								•••••		
			1	-	2	_	4		種	堆	4	Ø	淖	入	K	つ	V	τ	•••	••••	••••	••••	• • • •	••••	• • • • •	••••	• • • • • •	•••	••••	••••		••••	. 67
			1	-	2	-	5		乳	用	牛	Ø	V	I.	授	精	排	菜	K	つ	V	τ	•••	••••	• • • •	••••	•••••	••••	••••	••••	• • • • • • •	••••	. 67
			1	-	2	-	6		L	用	牛	導	入	対	象	農	家	Ø	選	定	K	つ	5	τ	•••			••••				••••	.67
			1	_	2	-	7		酪	農	経	営	類	型	Ø	設	定	٤	経	営	設	計	K	つ	Ŋ.	τ	••••	•••		• • • • •		• • • • •	67
			1	_	2	-	8																										
			1	-	2	_	9																								•••••		
			1	-	2	-	10																										
			1	-	2	_	11																								*****		
			1	-	2	-	12																								•••••		
				3																											• • • • • • •		
							1																								••••••		
							2																								••••		
	2.		酪	農																											•••••		
		2	_	1		餡	農	生																							•••••		
				_																											••••••		
				-																											•••••		
							3																								··· ·· ·		
				_																											•••••		
							5																								,		
		_		_																											** *** **		
		Z																													••• ••••		
							1																								•••••		
			2	_	2	_	2		πī	柗	•	仴	u	VC	2	V	τ		٠.	•••		••••	• • • •	• • • •	••••	••••	••••	• • • •	• • • • •	• • • • • •	•••••		72

附表(1)	国内総生産に占める農林漁業生産の推移73
附表(2)	全国卸売物価指数73
附表(3)	農作物 1 0 a 当 b 収益性比較
附表(4)	農産物生産額の年次別推移74
附表(5)	1 戸当り農家所得と農業所得の動向74
附表(6)	家畜および畜産物生産額の推移75
附表(7)	肉類輸出実績
附表(8)	食肉加工品生産実績75
附表(9)	畜産関係法規
附表(10)	1969年度畜産予算
附表(11)	人工授精関係予算 77
附表(12)	韓国および主要国の気象状況
附表 (13)	飼料作物栽培基準
附表(14)	家畜別増殖計画と飼料需給計画
附表 (15)	家畜伝染病予防注射实施状况
附表 (16)	動物医薬品生産状況
	(1) ワクチン生産状況
	(2) 診断液血滑生産状況 80
附表(17)	家畜疾病診療状況(牛関係) 81
附表(18)	年次別居畜検査状況(牛)
附表(19)	牛乳検査状況
附表(20)	輸出入家畜,畜産物検疫実績 82
附表 (21)	全国用途別生乳処理加工且の動向
附表(22)	全国月別用途別処理加工状况(1968年)
附表(23)	地区別生乳生産処理加工状况(1968年) 83
附表 (24)	全国飲用牛乳生産品の動向 83
附表 (25)	地区別飲用牛乳生産状況(1967·1968年)
附表 (26)	全国乳製品種類別生産显の動向
附表(27)	地区別乳製品生産状況(1967・1968年) 84
附表 (28)	地区別牛乳乳製品処理加工場設置状況
	₹01 ····· 85
	₹Ø286
附表(29)	国民1人当り年間牛乳,乳製品消費鼠の動向86
附表(30)	地区別飲用牛乳生産瓜および人口状况(1967年) 86
	牛乳, 乳製品価格関係
	乳製品輸入の動向 87
	乳製品輸入制度および輸入関税 87
	乳製品学校給食関係
	乳製品種類別需給の動向
附表(36)	牛乳,乳製品需給動向

I 農業と畜産の動向

I 農業と畜産の動向

1. 農業の動向

1-1 経済成長と農業の地位

1-1-1 韓国経済の方向

第1次経済開発5ヵ年計画(1962~1966年)の前文に、「韓国経済の究極的な進路は 産業の近代化を通じた工業化にある」と述べ、第1次5ヵ年計画は「その準備段階である」と規定 したが、工業立国を標榜する韓国の基本方向を端的に物語っている。

この期間内は、それまでのあらゆる社会的・経済的悪循環を断って、自立経済の達成に必要な基盤を整備することを目標に、国民総生産の年平均成長率を7.1%と見込んだ。これに対して8.5%という実績を収めたのである。もとより、動乱、政変と引き続いて間もない韓国にあって、周到な統計整備を期待するのは困難であるとしても、実質、近代国家造りに、その第一歩を踏め出した成果として認めることができる。

1-1-2 農業の役割

この間、第1次産業の地位は次第に低下した。産業構造における部門別構成比で、36.3分から34.0分に減じたいという計画に対し、実績ではそれを下廻る33.4分から31.7分に低下したもので、この限りでは、むしろ計画を凌駕する達成率といえる。換言すれば、第2次、第3次産業が伸長したということである。しかし、農業部門そのものの成長率は、年ごとの豊凶の差はあつても、総体的には着実に伸び、年平均6.3分という生産伸長を示し、計画の5.6分を上廻り、経済成長率の大きな支えになったことを見逃すことはできない。1967年から第2次5カ年計画が進められている。折悪く、慶尙南道、全羅南道の穀倉地帯を襲った干害の被害が大きく、第1次産業部門の成長率が、対66年比で6分減に止まり、第2次産業部門が22分の上昇を見せたにも拘わらず、全体では、目標の10.5分に対して8.4分の実績に止まった。翌1968年も引続く凶作に見舞われ、食糧供給の安定確保が愈々重要な課題になった。

たしかに、経済における農業の相対的地位は低下してきている。農業人口にしても、総人口に対する割合は1960年の58.3分から、1967年の54.5分に減少した。しかし、なお半数以上が農村人口で、第1次5カ年計画期間中の経済成長への寄与率は、平均26.5分であったという。こうした絶対的地位は大きく、国民経済における役割は重要なものとされている。

(附表(1)参照)

1-2 食糧需給と農産物生産

1-2-1 食糧需要パターンの変化

1960年以降の顕著なる高度経済成長によって所得水準は上昇し、食糧需要は増加した。

第 1 表 民間消費支出と食糧品費

(単位;10億ウォン)

$\overline{}$			_			- 1				·		_		_											-1-1¥.	, .	w	<i>y</i>	-,
	年	Z	τ	1	960	!		196		L	1	96	_		1	9 6	3		196	4		19	5 5		196	6		196	7
区		\geq			全部	i	金	额	対前 年比	4	≥ i	an	対前年比	2	È f	П		5€	額	対前年比	£	: 額	対前年比	金	: 額	対前 年比	195	額	対前 年比
経	民間消	0) 女女	出;	20	7.2	6	24	5.4 4	1 8.4	29	3.	79	15.6	3 :	9 9	5 5	3 6.0	58	596	4 6.7	66	90	1 4.2	80	5.90	1 7.0	98	3.4	2 2 2.5
常価	食糧	11															4 7.7						ĺ			'			3162
格	(b) /			5	1.5		5 4	10		5	1.	3		٤	5.	7		6	0 6		5	5.4		5	2.0		4	9.5	
不变市場	民間消		:Ш	5 2	33	0 5	28	3.38	1.0	5 6	8.	9 6	7.7	5 8	7.7	7 4	3.3	62	044	5.6	66	9.0 8	7.8	71	6.9 9	7, 2	78	0,0 1	88
市場	食 程)	品	30	00	1 3	0 6	70	2,2	3 1	7.	3 1	3 5	3 1	4.6	6	0.8ح	3 5	0.83	1 1.5	3 7	097	5.7	38	9.4 5	50	40	2,9 3	3.5
価格	(b) /	(a)	96	5	7.4		58	3.0		5	5.	8		5	3 8	5		5	6.5		5	5 4		5	4.3		5	1.7	

(出所) 韓国銀行調査による。

(注) 不変市場価格とは物価修正した実質価格で、1965年を基準とする。

第1表によって食糧品費支出を見ると、不変市場価格で1960年の300.01(10億ウォン)が1967年には402.93(10億ウォン)に増加している。たぶ民間消費支出に対する割合では、経常価格で1960年の51.5%から1966年の52%に上昇し、1967年には凶作もあって49.5%に下った。又、年間支出を伸び率から見ると、消費支出の年平均24.3%に対し、食糧支出は25.5%と上廻ったが、この間の主食価格の上昇率は18.9%で、食糧品以外の物価上昇率13.5%を変額し、消費量の抑制があったためとされている。だから不変市場価格では、消費支出伸び率5.9%を下廻る44%になっている。

(附表(2)参照)

とのように、食糧需給のアンバランスと、更に食糧需要バターンの変化も加わつて、品目によっては価格高騰をもたらし、その事が、作目別の相対的収益性をも変化させてきた。

(附表(3)参照)

即ち、生活水準の向上に伴なり一般傾向といえるが、ことでも澱粉質食糧から蛋白質食糧、果実、高級野菜等への消費増高である。中でも牛肉は需要に対する供給力不足から、急激な価格高騰と品不足に対する政府の規制等措置を必要とした。

一方,加工食品と工業原料作物の需要も増大した。韓国における輸出市場拡大への要請にも沿う、新らしい農業方向を示すもので,まさに,との実施機関として $\lceil A.F.D.C \rfloor$ が設立されたのである。

1-2-2 食糧作物の生産

とのような動きを背景に、農産物の生産は気象条件による年どとの変動はあったが、総じて顕著な増加をみせ、1961~1967年の農産物生産額は54.2%の伸びで、そのうち食糧作物が56.4%を占める。(附表4)参照)

食糧作物として、米穀、麦類、雑穀、豆類、イモ類の合計で、1961年には593万トンで、1966年に757万トンの生産であった。米穀年度における自給率は94%に達したが、翌1967~1968年は干ばつのため680万トン程度に終った。(第2表)

第2表 食糧自給度

(単位;1,000トン)

区分	国内生産量	輸入量	輸出量	国内供給证	自給率A/D)
米穀年度	(A)	(B)	(C)	(D)+(B)+(Q)	× 100 (6)
1960	5,388	4 6 8	30	5,826	9 2
1963	4,916	1,225	7	6,134	80
1966	7,244	525	6 7	7,702	9 4

(出所) 農林部「農業動向に関する年次報告書」(1967年)より。

第 3 表 食糧作物生産指数

(1960年=100) 種類 総合 米 穀 麦 類 雑 穀 豆類 イモ類 年次 100 1 0 0 100 100 100 100 1960 1 1 5 1961 114 108 119 126 1 1 5 105 103 123 99 1 2 1 126 1962 124 109 1963 32 134 1 2 1 142 1964 146 130 112 156 127 252 1965 145 1 1 5 1 3 3 1 4 9 1 3 5 279 1966 152 129 147 1 3 2 1 3 0 299 120 1 18 1 3 5 142 156 187 1967

(出所) 農林部「農林統計年報」(1968年)より作成。

食糧作物増産の要因は、作付面積の増加と栽培技術等の進歩等、政策推進の成果である。種類別にみると、1960年と1966年との対比で、米穀129%、麦類147%、雑穀132%、豆類130%、イモ類299%となって、イモ類と表類の指数上昇が顕著である。(第3表)

食糧作物の半分以上を占めるのが米穀で、反収は1960年から1966年まで188増加し、平均反収は316kgであった。(第4表)

第4表 米の生産等の推移

	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967
作 付 面 積 (100ha)	11,305	11,375	1 1,4 85	11,650	1 2,0 5 2	1 2,3 8 4	1 2,4 1 6	1 2,45 6
10a当り収 <u>量</u> (kg)	269	304	263	323	328	283	316	289
生 産 量 (1,000トン)	3,0 4 7	3,4 6 3	3,0 1 5	3,7 5 8	3,954	3,501	3,919	3,603

(出所) 農林部「農林統計年報」(1968年)より。

以上のように、韓国における土地生産性の向上は著しいが、米の反収も日本のそれに比し、まだ相当低水準に止まる。これに対して政府は2~3年後の反収400k以上を目標に努力中である。

1-2-3 果実,野菜,特用作物,畜産物の生産

果実は、全耕地利用面積の約1.3多に当る45千ha余りに栽培され、1961年に対する67年の栽培面積で約2倍、生産量で約2.3倍に増加した。果実のうち、約72多の生産はりんごと桃で占め、生産額で約61.5多になっている。かんきつ類を除けば、あとは国内自給で、数量は多くないが、生鮮りんごの一部を東南アジア等に輸出している。

韓国での果実は未成園が多く,例えば,りんどで約30%,かんきつ類で約70%といり実態なので,今後一層生産増大が見込まれる。

野菜の栽培面積は、全耕地利用面積に対して約4.4%に当たり、16万haと1962~67年の間で約30%の増加で、生産量では約40%増大した。野菜生産量のうち、大根と白菜で約65%を占め、生産額では約35%となっている。とうがらしとにんにくは料理材料として欠くことの

できないもので、秋の潰込期における値上りが激しい。

野菜の器給は,特に越冬対策に配慮されているが,にんにく等に若干の輸出はあるが,その他は 国内自給以上に出ていない。

特用作物については、貿易自由化による棉花栽培の漸減傾向から、総体的にはやゝ停滞状態を示していて、全耕地利用面積の約2岁に相当する7万haに栽培している。主体は棉花、なたね、ごま類で、全生産机の約77岁になり、生産額では約57岁である。麻製品、へちま、莞草製品等は輸出されて外貨獲得に貢献し、その他は国内需要に充てられる。

畜産物については、肉類の需要が堅調で、その生産量も1960年の91千トンから1968年の163千トンと、約180%の増加を示した。たぶ、内容的には牛肉よりも、豚肉と鶏肉の増加が目立つ。肉類の国民1人当り年間消費量も、1960年が3.7 kgで、その後4 kg程度で推移してきたが、1968年に53 kgと急激な伸び方である。

卵類の生産増加も顕著で、1960年の830百万個から1968年の1,700百万個と202 男の実績を見せ、1人当り年間消費量は34個から52個に増大した。

牛乳については殆んど今後の課題であろう。1968年の国内消費量は救護用乳製品を含めて生乳換算93千トン、1963年に比して2倍余りで、そのうち国内自給率は26%程度と極めて少ないが、それにしても、これ等の実績から今後を推断することは困難であろう。

1-3 農業の生産構造

1-3-1 農家層の構成

農業経営は概して"生存経営 "の域を出でず,商品生産段階に達しているとはいゝ難いが,最近の動きでは,漸やく成長作目を中心に,選択的拡大への兆しを見せている。

農業経営規模別の農家戸数によれば、1960年の2,350千戸から1967年の2,587千戸と、やり増加はしているが、内容的には05ha段層が減少し、それ以上の階層が増加している。特に1.0~2.0ha階層の増加が急速で、農家層の構成比では、0.5ha以下が42.9分から35.6分へ、0.5~1.0haが30.1分から33.3分へ、1.0~2.0haが20.7分から25.7分へ、そして3.0ha以上が0.3分から1.2分へと上昇した。こうした構成比の推移は、限界的小経営の減少、中規模経営の増加という形で、規模拡大が進行していることを示すであろう。中でも30ha以上の農家が急増したのは、第1次5カ年計画以降積極化された各種の開墾の結果で、更に商業的農業が次第に胎動している傾向を窺わせる。何れにしても、最近の農家戸数増加と併せ考えるならば、経営規模拡大の方向は望ましいものとして評価されよう。全国平均の1戸当り耕地面積は、1960年の0.87町から1967年の0.92町に増大した。(第5表)

1-3-2 農家人口

農家人口は、1960年の1,456千人から1967年の1,608千人に増加した。然し、その増加率は同期間の総人口のそれに比して低く、しかもその開差は近年に至るほど拡大した。農村から都市への人口移動が進行していることを示す。その数は、年間10~20万人と称せられ、凶作時にはその倍程度の移動があったという。農家人口の総人口に占める構成比は、1960年の58.3分から1967年の54.5分に低下した。だが、農家人口の絶対数は、依然半数以上を占めることに変りはない。(第6表)

第5表 経営規模農家戸数の推移

(単位;1000戸)

区分	合	計	03ha未	満	0.3~0.	5ha	0.5~1.0) ha	1.0~	20ha	2.0~3 (ha	30h a	以上
年次	戸数	95	戸数	96	戸数	96	芦数	95	戸数	96	戸数	95	戸数	96
1960	2,350	100	463	1 9,7	545	2 3.2	707	301	486	20.1	141	60	7	03
1961	2,3 2 7	100	440	189	506	21.8	741	31.8	491	21.1	143	6.1	6	0.3
1962	2,470	100	490	1 9.9	523	212	803	325	505	20.5	141	5.7	7	03
1963	2,4 1 6	100	490	203	520	2 1.5	761	315	497	20.6	139	58	9	04
1964	2,450	100	466	190	513	209	782	319	526	2 1.5	148	6.0	16	07
1965	2,507	100	431	17.2	470	187	794	3 1.7	643	25.7	140	56	29	11
1966	2,5 4 0	100	430	169	464	183	818	334	657	2 5.9	137	5 1	35	1.1
1967	2,587	100	458	17.8	460	1 7.8	829	3 3.3	665	25 7	135	5 2	3 9	1 2

(出所) 農林部「農家経済調査報告書」より。

第6表 農家人口の推移

(単位;1,000人)

年次	総人口 A	農家人口 B	B/A×100 (%)
1955	21,526	1 3,3 0 0	618
1960	24,989	1 4,5 5 9	5 8.3
1966	2 9, 2 0 8	1 5,7 8 1	5 4. 0
1967	2 9, 4 7 1	1 6,0 7 8	5 4. 5

(出所) 企画院「韓国統計年報」, 農林部「農業国勢調査」より。

農業の比較生産性は、就業者数の推移如何によって影響されるであろうが、1960年の農業就業者数は6,775千人で、全就業者数の723%を占めていた。その後漸減して来たが、1963~1966年の期間500万人程度でほご変化がなく、全就業者数の60%以上であった。ところが1968年には4,050千人と、こゝ一両年の激減ぶりは驚異で、突如として就業構造の変革が始まったといえるかもしれない。もしそうだとすれば、農業生産の成長に対し、どのように影響するのか、そして、韓国の農業構造が意外に早く転換して、近代化が進められて行くのか、今のところ、その渦中にあるが、少なくとも基本的な方向としてはそう認めるべきであろう。

第7表 農業就業者の推移

(単位; 1,000人)

年次 区分	就業者能数 · A	農菜就業者 B	B/A×100 (%)
1960	9, 3 5 0	6,775	7 2. 3
1963	7,947	5,129	6 4.5
1964	8,210	5, 2 5 5	6 4.0
1965	8,522	5, 2 6 0	617
1966	8,659	5, 2 5 9	6 0. 7
1967	8, 294	4,461	5 3, 8
1968	8,408	4,053	482

(出所) 経済企画院「経済活動人口調査」、経済企画院統計局発表より作成。

1-3-3 農業所得

農家 1 戸当り農業所得は、1960年の39,891ウオンから1967年の116,359ウオンと2.9倍に上昇した。これを経営規模別に見ると、当然規模が大きいほど1 戸当り農業所得の伸びが高い。しかし、農業所得をもって家計費を賄える階層は、凡そ1.5ha以上になって、いわば、総農家戸数の15%程度である。それでは、1.5ha以下の農家は兼業所得によって補充しているのであろうか。しかし、農業所得と農外所得の割合は78%;22%であり、0.5ha以下の零細農で、60%;40%になるという所得の状態では、農村内部の原価労働者として従事するのが普通になろう。(第8表)

第8表 農家1戸当り農業所得の推移(経常価格)

				<u>中区;ソオン</u>
	農業粗収益	農業経営費	農業所得	指数
1960	5 1,4 3 3	1 2,2 4 1	3 9,89 1	100
1962	7 3,4 1 6	1 9,3 9 0	5 4,0 2 6	1 35 4
1963	100,925	24,383	7 6,5 4 2	191.9
1964	1 2 80 72	24,327	103,745	2 6 0,0
1965	115,991	27,179	8 8,8 1 2	2 22,6
1966	131,407	2 9,9 7 7	101,430	2 5 4.2
1967	150,995	3 4,6 3 6	116,359	2917

(出所) 農林部「農業年次報告」(1967年)より。

力性がないことから、出荷期と非出荷期における価格変動が40年に達するという実情である。 農業と他産業との所得格差は、何も韓国だけの問題でないにしても、労働者1人当りの付加価値生産額における農業の非農業に対する比率は、1963年の37.4分から1966年の44.3分に上昇はしたが、依然、半分にも達しないという低水準である。1967年の国民1人当りの年間所得が37,000ウオンに対し、農民1人当り22.000ウオンという開差が生じている。 (附表(5)参照)

1-3-4 食糧増産と農業構造の変革

韓国の農業は、過去約10年に亘る技術的改良を体験してきた。その主なものとして、肥料、石炭、農薬、改良種子の使用と、そして水利事業の推進等があげられよう。

本来,土壌資源及び気象上の負い目がつきまとって、例えば1967~8年の南部大干はつのような被害が断続した。この経験は、こうした気象条件に対する用意が無に等しかったか、あるいは、充分でなかったことを今更ながら思い知らせた。

水利事業についても、水利面積の約40%が水利不良田になっているし、第1次経済開発5ヵ年計画期間中の全体進捗率は93%であるが、貯水池設置事業の遂行率が著しく遅れた。耕地整理も順調とはいこがたい。機械利用の進度も悪い。いづれにせよ、このような被殺条件をもってして、しかも尚かなりの農業増産が達成された。だが、人口増加に伴なう食糧増産が緊急であった。1967年から開始された第2次経済開発5ヵ年計画では、更に食糧増産を第1に標榜した。

食糧増産対策の中核は、何といつても米穀生産における水の適期適量供給のための水利施設の拡充であり、これと並んで耕地の拡張整理、単位生産量の向上等である。

食糧増産と同時に重点が置かれるのが、収益性の高い経済作物と畜産の振興であり、これ等を原料

とする農村加工業の育成と輸出の増進である。経済作物のうち、果樹については、かんきつ類、ぶどうの増産と市場価格安定を、野菜については夏期における供給量の増大を図る外、施設園芸の促進、輸出用缶詰野菜(マンシュルーム、アスパラガス)の増産を奨励する。特用作物については、苧麻等原料価格の安定を図る為の契約栽培の奨励、いぐさ主産団地の育成、水田の高度利用と国内油脂原料価格の安定を図るため、なたね油の国内価格動向を勘案して、原料油等の輸入調整を実施する等々がある。

畜産の振興は、酪農、肉牛、養豚、養鶏について経営合理化、企業化の助長を図るため、これ等の主産団地の造成に主力を置いている。このように、韓国は新しい農業構造を指向して、農村あるいは農民の所得を増大させようとする。日く、「農漁民所得増大特別事業」。いうまでもなく、工業生産の高度な伸長を図ることで、国民所得のバランスをとろうとする「農工併進」が根幹なのである。

1-3-5 農漁村開発公社の設立

農漁村開発公社が設立されたのは1967年12月「農漁村開発公社法」に基づき,50億ウオンの全額政府出資の特殊法人としてである。

事業所要資金の調達は、資本金のほか、外資調達、財政資金融資、政府補助金、社債発行等を予定し、既にいくつかの事業を実施している。主要なものとして、各種野菜果実の処理加工を行なり総合食品加工工場、全国のコールドチェーン化を目指す冷凍冷蔵施設、えび養殖加工、養豚加工団地、 蚕糸産業団地、柑きつ団地、いぐさ団地、海苔品質改良事業、果実加工工場、蛤養殖加工業等がある。

韓国の農業問題は多面に跨かる問題点を内包しており、従って農業政策も多岐に亘っているが、 農民所得の増大を前提とする農産加工育成は、「主産団地造成事業」と結びつく必然性がある。主 産団地において適地適作の集中的開発を行ない、同時に処理加工場を設置して、経済性のある工場 規模を確保し、利潤をあげ、これを農村に還元する体制をつくることである。

とゝに、農漁村開発公社が酪農開発に手がけようとする所以もある。

2. 畜産の動向

2-1 畜産の性格

2~1~1 企業畜産への動き

韓国農業が,主穀偏向的零細経営から成り立つており,その従属的補完部門としての畜産は,経営的にも技術的にも極めて低位なのもやむを得ない。特に,農業の機械化も普及せず,畜産物の消費水準も低い段階で,畜産が耕種と結びつく所以は,役畜と糞畜という役割以上に出ることは少ない。家畜改良への元分な累積はなく,韓牛の全国共進会でさえ,今年度開催されたのが初めてという状態で,畜牛も,そして養豚でさえ肥育という形態すらなかった。

近年、漸やく企業畜産への動きがあり、中でも酪農・養鶏にその傾向が強いが、まだ一般的な広まりにはなっていない。しかし、農家の殆んどが家畜家禽を飼養しており、約80%が有畜農家である。たら、機械化の進行傾向や、離農人口の増加等と相まって、毎年度その普及率は低下してきている。特に韓牛は、最近5カ年間に10%近い飼養者の減少が見られる。

畜産は、増大しつ」ある畜産物需要にも応えながら、農民所得増大のための大宗として期待され、 推進されている。だが、零細経営そのま」の農家に、畜産経営を定着させるのは困難のようである。 企業的畜産の芽生えば、非農家か最上層階層の農家に限局されているのは、農業の経営構造の現段 階ではやむを得ないのかもしれない。

家畜,畜産物の流通機構も前時代的なまとである。家畜市場はあつても,相対取引か,家畜商仲介の場に過ぎなかつたり,食肉取引についても,枝肉卸売市場は,ソウルと釜山に開設したばかりである。

数々の問題はありながら、畜産は次第に形を変え、そして発展しつゝある。

2-1-2 農業における畜産の位置づけ

農産物生産額における畜産の比重を見ると,第9表に示すとおり1961年の5.4多が1967年に13.9多に上昇し,一方食糧作物は84多から56.4多に低下した。(附表(6)参照)

		1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967
	農産物合計	100	100	100	100	100	100	100
	#	9 4. 4	931	9 2, 3	907	879	886	853
耕	食糧作物	844	782	7 4. 0	7 0. 8	6 4. 4	5 9.8	564
	專 売 作 物	16	2. 1	1. 7	28	4.3	4 8	4.1
	果 実	0 9	1.4	1. 2	1. 9	2, 4	2, 4	2. 6
ær.	そ 菜	3 5	4.8	7. 4	7. 3	9. 5	120	110
種	特用作物	0 7	0. 9	0 6	0. 8	1.0	1. 3	1. 3
	副 産 物	3, 7	5 7	7 4	7. 1	6 3	8, 3	8 9
畜	計	5.4	6. 6	7. 4	8. 9	1 1, 4	106	1 3 9
産	家 音	4 3	5. 2	5. 6	6. 9	7 6	7. 8	1 0, 3
座	畜産 物	1. 1	1. 4	1. 8	2.0	2. 8	2. 8	3. 6
	養 蚕	0 2	0 3	0. 3	0 4	0. 7	0 8	0 9

第 9 表 農産物生産額の推移

(出所) 農林部「農林統計年報」(1968年)より作成。

畜産生産額に占める品目ごとの比率では、卵類が19.5%から24.5%に上昇し、牛乳が0.4%から1.2%を占めるようになって、卵、牛乳類合計が20.4%から26.6%に増加したのが目立つが、肉類の相対的比重はさして変わらない。中で、韓牛の79.6%から73.4%に減少したのが目につく。

とうした傾向は、農産物価格の上昇率と関連するもので、全農産物価格で、1960年を基礎にした生産者価格が268分なのに対し、畜産物が最高の2787分に上昇したこともあろうが、概して、消費者価格の上昇率は生産者価格のそれよりも低い。これは、穀物消費者価格に対する政府の価格安定策をはじめ、農産物価格安定基金等の効果が役立っていよう。(第10表)

第10表 農産物の消費者価格と生産者価格の上昇率比較

(1960=100)

1966年	全農産物・	榖	物	馒	菜	果	実	畜	産 物
消費者価格	2 5 1.0	2 4	6. 1	1.5	5.7	2 4	8. 7	2	5 6.6
生産者価格	2 6 8. 0	2 5	9. 1	2 6	5. 9	2 0	2. 4	2	7 8.7

2-2 家畜飼養状況

2-2-1 韓 牛

韓国の代表的家畜としては、先づ韓牛があげられよう。日本にとっても、和牛改良の過程で、 ある程度の役割をもったことが認められる。

いうまでもなく役利用を主体とし、又、有力な食肉供給源として重要視される。特に、機械力が 普及していない韓国農業には不可欠な家畜である。

韓牛は、韓国動乱によって潰滅的打撃を受けた。太平洋戦争前に約90万頭いた韓牛も、動乱終了時に40万頭にも遠しない急滅ぶりであった。それが1960年に100万頭台に達したのだから、その回復と増加度合は活目すべきものであろう。その後1963年迄は増加傾向を辿ったが、最近では漸減しつよあり、政府は韓牛の増殖をはかるため、雌牛は6才未満、雄牛は2才未満のと殺を禁止し、1968年9月16日から1969年9月30日までの期間は、これを拡大して雌牛のと殺を全く禁止措置とした。然し、それでも増加への転機はつかめそうがない。

肉牛として、プラーマン、ヘレッオード、ショートホーン及びアパーディーン・アンガスの各種 が輸入され、又、これらと韓牛との交雑が約2千頭余り飼養されている。

何れも飼養農家の飼養規模は少なく,韓牛は殆んどが1戸当り1頭で,肉牛も輸入時にはともかく,多少普及するに従い少なくなり,今のところ約1.6頭程度に止まっている。(第11表)

韓牛は、従来から農家の使役を主目的として飼養されてきたものであり、韓国のように国土が狭少で、農家1戸当り耕地面積が平均1ha足らずのところでは、1戸当り1~2頭の飼養で充分であり、牛肉消費も使役後の老令牛の利用で需要は賄えたのである。

このようなことから牛肉生産を主目的とした肉用牛飼養はみられなかつた。しかし、近年になって、国民所得が上昇するにしたがって、牛肉に対する国民の購買意欲が高まり、牛肉価格も年々上昇しており、韓牛の多頭飼育経営も出現してきているが、その肥育形態は2~3才堆牛の100日程度の短期肥育が大部分であり、その肥育地帯は、ソウル、釜山、大邱等の大都市周辺に集中している。

一方,繁殖の多頭飼育経営は済州道などに散見されるに過ぎない。

第11表 韓牛・肉牛の飼養状況

(単位:1,000頭)

					_				_
区分	年次	1960	1961	1962	1 96 3	1964	1965	1966	1967
韓	頭 数 (伸ひ串)	1,009 (100)	1,095 (109)	1,254 (124)	1,3 63	1,351	1,313	1,290 (128)	1,243
牛	户 與数 戶数	893 (1.1)	968 (11)	1,0 93	1,1 7 8 (1.2)	1,187	1,156 (1.2)	1,1 32 (1.1)	1,0 97 (1.1)
肉	頭 数 (伸び率)	0656	0.234	0861	0.962 (147)	0,854 (130)	0805 (123)	1,139	2,132 (325)
牛	戸 数 (與数 _{户数})	0.076 (82)	0131	0,155 (56)	0183 (52)	0259	0,185 (4.3)	0 4 1 4 (2.7)	1,307 (16)

(出所) 農林部「畜産統計」から作成。

韓牛の肥育と繁殖経営の収益性については,第12,13表に示すとおりであり,韓牛肥育の場 合は、飼養規模が大きくなるほど、1頭当り所得は減少し、また短期肥育で年3回転するとしても 1頭当り所得は酪農よりも低い結果を示している。

つぎに、韓牛繁殖経営の場合は、1頭規模では高い所得を示しているが、子牛売却代以外の飼養 牛の評価収入,厩肥収入,役用収入は擬制計算による収入であり,飼養規模が大きくなるほど役用 収入の減少,労賃支払の増大等によって1頭当りの所得は漸減し,肥育経営よりも収益性は低い結 果を示しており、多頭化が一層困難なことを示している。

第12表 韓牛肥育の収益性分析

(単位;ウォン)

	飼形	養態	飼養頭 数	粗収益	経営費	所 得	1 頭当り 所 得
	副	类	2 頭	1 4 1,6 00	6 2,9 4 0	7 8,6 6 0	13,110
1	専	菜	50	3,5 4 0,0 0 0	2,287,000	1,253,000	8,353
	企	菜	100	7,0 8 0,0 0 0	4,690,840	2,3 8 9,1 6 0	7,9 6 4

(出所) 韓国畜産経営研究所「畜産振興に関する研究報告書」(1968年)より。

第13表 韓牛繁殖規模別収益性分析

(単位:ウォン)

					1-5-10	-14 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 	
		副 業 (生 飼)	副 業 (煮 飼)	兼 葉	専 業	企 菜	
餇	費 頭 数	1	1	5	3 0	100	
	子牛売却代	2 4,0 0 0	2 4,000		6 3 0,000	2,100,000	
収	飼養牛評価収入	18,250	18,250	130,000	4 1 1,6 2 5	1,350,000	
	既 肥 収 入	10,500	10,500	2 2,0 0 0	180,000	600,000	
ス	役用収入	40,000	40,000	96,000	400,000	400,000	
	計	9 3, 2 5 0	9 3,2 5 0	2 4 8,000	1,6 2 1,6 2 5	4,4 5 0,0 0 0	
	労 賃	-	-	1 0,000	2 8 8,0 0 0	330,000	
支	飼料費	1 4,900	30,500	88,000	480,600	2,222,000	
	伍 却 費	660	940	4,150	4 6,1 0 0	9 4, 1 5 0	
出	その他	1,900	1,900	11,600	4 0,0 0 0	16,000	
<u></u>	計	1 7, 4 6 0	3 3,3 4 0	113,750	8 5 4,7 0 0	2,662,150	
差	引 所 得	7 5,8 9 0	5 9,9 1 0	134,250	7 6 6,9 2 5	1,787,850	
1	頭当り所 初	7 5,8 9 0	5 9, 9 1 0	26,850	2 5, 5 6 4	17,879	

(出所) 第12表に同じ。

2-2-2 養 豚

豚は所謂"ビングサイクル"による増減を繰返しながら、概ね横遠い状態で推移し、1960年の140頭から1967年の130頭とやゝ落ちこんだ。最近は企業的窭豚経営が増加の兆しを示しており、今後顕著に構造的変化が促進されようとして居るが、全般的には1戸当りの飼養頭数が1.3頭程度で、零細自給用か副業の域を出ない。飼養規模50頭以上のものが50戸、その頭数合計が14千頭というのは、従来から見れば急上昇で、一方品種別にも、ヨークシャー種が急減して、バークシャー種とハンブシャー種或いはランドレース種との交雑が増加しつゝある。従来見られなかった肥育事業普及への動きを認める事ができる。(第14、15衰)

第14表 養 豚 推 移 状 況

_							(1	单位; 1,0	00頭)
区分	年次	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967
頭数推移	頭 数 頭	1,402	1,262	1,690	1,5 1 0	1,2 5 6	1,3 8 2	1,4 5 7	1,296
	伸ひ率	100	90	121	108	90	99	104	93
芦数		1,0 9 7	1,0 0 5	1,2 4 5	1,285	1,0 0 6	1,0 8 3	1,149	1,0 4 1
推移	1戸当り 頭数 頭	1.3	1 3	14	1 2	1.3	1.3	13	13

(出所) 農林部「畜産統計」より作成。

						: 1.000頭)
	1 頭	2~5頭	6~10頭	11~50頭	51~100 頭	100頭以上
	戸 数 頭	数戸数頭数		戸数 頭数	戸数 頭数	戸数頭数
1965	956.7 95 (89.2) (69.	67 1152 301. .27 (1067 (22.0	平 8.6 64.平 列 (08 为 (4.7 为	2.3 591 (037) (4.37)		戸 頭
1966	1,0 1 8.9 1,0 1 (8 8.9) (7 0	89 1195 318 0) (104) (21.6	0 89 657 0 (08) (44)	1.9 54.6		
1967		40 966 256 .1) (9.3)(195				

(出所) 農林部「畜産統計」より作成。

(注) ()内は飼養者全戸数,全頭数を100とした場合の割合。

専業養豚経営は韓牛肥育と同様, ソウル, 釜山, 大邱等の大都市周辺でみられるだけで, 濃厚飼料にのみ依存する場合は、その経済性は極めて低くなり, 残飯養豚が主体をなしている。

濃厚飼料のみによる専業登豚が成立し得ないのは、濃厚飼料価格に対して相対的に豚価が安いためである。

豚肉の海外輸出の展望があまり明るくない現段階においては、給与飼料が少なくとも50多以上を残飯にするか、価格の安い飼料を利用できる条件があるか、あるいは、また自給飼料を供給できる経営において比較的安全な経営ができるといえる。

したがって,都市周辺では残飯磙豚が今後有望であり,農村地域では自給飼料利用壌豚を奨励す

のが当面の妥当な方向であるといえよう。

- 副業養豚の中心地帯は西部慶尚北道,全羅南道一帯,そして忠淸南道と全羅北道の稲作地帯である。

養豚肥育と繁殖経営の収益性は第16,17表に示すとおりであり、養豚肥育の場合は飼養規模が大きくなるにしたがつて、肉豚1頭当りの所得は減少している。その原因としては、多頭化に伴なって自給飼料割合が減少し、購入飼料に対する依存度が高まってくること、また、企業経営になると、雇用労働費の支払が生じてくることなどによる。

つぎに繁殖経営の場合は、養豚肥育の場合と同様な理由によって、多頭化に伴なって1頭当り所得は減少し、肥育経営、繁殖経営とも企業養豚経営の成立条件が極めて少ない。

なお、所得率でも明らかなように肥育経営の方が繁殖経営よりも収益率は高い現状である。肥育 経営の方が繁殖経営よりも所得率が高いのは豚肉需要が増加機勢にあるときの普遍的な現象である う。

第 1 6 表 飼養規模別肉豚 1 頭当り収益性分析

(単位:ウォン)

					<u> (単位;リオン)</u>
規模	1~3頭	4 ~ 7	8頭以上	企 業	平 均
項目	金 額 %	金額 56	金 額 第	金額 16	金額 15
購入飼料費	3,027 259	2,930 26.6	4,075 319	4,040 344	3,517 31.3
自給飼料費	2,3 3 3 2 0 0	2,2 3 3 20 3	1,060 11.0	1,500 127	1,781 159
直接材料費	666 57	467 42	582 60	2 6 6 2.2	495 4.5
素 賅 費	4,500 386	4,500 408	4,250 442	3,750 318	4,250 377
建 物 費	350 30	310 28	2 75 2.9	385 58	330 30
農 具 費	1 9 3 1.7	170 1.5	125 13	505 4.3	248 23
賃料料金	600 51	417 3.8	760 2.7	700 59	496 44
雇用労働費]))	348 29	87 09
計	11,669 1000	11,027 1000	10,627 1000	11,494 1000	11,204 1000
生産 物収入	1 5,2 0 0	1 4,4 0 0	1 3,2 0 0	1 40 0 0	1 4,2 0 0
所 得	3,5 3 1	3,3 7 3	2,573	2,506	2,996
所得率	302	305	24.2	21.8	268

(出所) 第12表に同じ。

第17表 飼養規模別繁殖版1頭当り収益性分析

(単位:ウォン)

											(4th	, 24 - 1
		模	1~3	頭	4 ~	7	8 頭以	上	企	菜	平	均
項目			金 額	96	金額	95	金 額	96	金 額	96	金額	95
購入	飼材	S	5,5 6 6	250	5,4 0 0	2 31	7,200	290	1 5,9 1 9	437	8,521	307
自給	飼札	引 費	2,7 6 6	124	3,110	133	1,966	80	265	07	2,0 2 7	73
牝豚	做差	₽ 費	5,500	24.7	5,500	235	5,500	22 2	5,500	151	5,500	21.3
直接	材料	母費	766	34	681	29	516	21	1,964	54	982	35
建	物	費	590	27	566	2 4	5 50	22	367	10	518	1.8
農	耳	費	373	17	333	1.4	300	1.2	300	0.8	327	11
賃 *	斗 料	金	116	50	1,0 2 6	43	982	4.0	1,570	4.3	1,1 7 3	42
哺	育	Ħ	5,600	251	6,720	2 9.1	6,020	24.3	8,400	23.1	6,685	231
労		賃	{	ļ	ļ	ļ	1,789	7.0	2,1 3 5	59	1,962	7.0
	計		2 22 77	1000	2 3,3 3 6	1000	2 4,82 3	1000	3,420	10 O U	27,695	1000
生産	物	収入	29,300	}	3 3,3 3 0	Ì	30000	}	4 2,0 0 0		3 3,6 5 0)
所		得	7,023	l	9,994	Į	5,177	Į	5,5 8 0		5,955	
所	得	率		31.4		4 2.8	<u> </u>	2 0.9		154	<u> </u>	21,5

(出所) 第12表に同じ。

2-2-3 接 類

養鶏は、特に最近顕著に増加したものの一つで、1960年から1967年までに144%の上昇を見せ11,885千羽から17,079千羽になった。

企業的發題もふえて,500羽以上の飼養者が1,813戸で総羽数の15男に当る180万羽を占めている。2年前の1965年には5男の62万羽という実績であったから,その急上昇ぶりがわかる。たら、全般的にはまだ1戸当り13羽という零細飼養が多いが,これも1965年が9羽であったから,飼養規模拡大テンポは早い。

変鶏のうち、最近におけるプロイラーの発展が目につく。肉用鶏のひな発生羽数は、1965年の493千羽に対して1967年は1,947千羽と、約4倍に増加した。企業化の方向とプロイラーの上昇等、衰鶏の革新的な躍進はそう遠くないようである。鶏の品種は、白色レグホン種とその交雑種を主体に、ニューハンプシャー種、プリマスロノク種という構成になっているが、近年の輸入鶏急増の傾向は注目される。(第18,19表)

第18表 鶏 飼 養 状 況

(単位;1,000羽)

_									_, ,	,
区:	3	年次	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967
羽数推移	羽	数 羽	1 1,8 85	1 1,0 3 0	1 3,2 1 6	1 1,907	1 0,2 8 2	1 1,8 9 3	1 4,0 07	1 7,0 7 9
推移	伸ひ	率 5	100	928	1112	1002	865	1001	1179	1437
戸数	戸	数 戸					•	1,3 2 0	1,2 9 7	1,293
	1 戸≝ 羽	áり 数 羽						9	11	13

(出所) 農林部「畜産統計」より作成。

第19表 鶏の飼養規模別戸数・羽数

(単位: 1.000羽)

-				(4-12-1 1,0 0 0 3)				
区分	10羽以下	11~50羽	51~100 羽 10	01~500羽	501~1,000到 1,001 羽以上			
年次	戸数羽数	戸 数 羽 数	戸数羽数戸	数羽数	戸 数 羽 数	戸数羽数		
	1,1 6 1.3 5,9 90	1 4 1.2 2,5 7 8 6	9.8 7272	7 3 1,5 2 4.9	07 432.9	02 5889		
1965	(88.1) (505)	(106)(218)	(073) (61) (04)(129)	(004) (38)	(0.02) (4.9)		
	1,10245,808	16683,1343	155 1, 107.6	1 1.9 2,4 6 7 2	09 607.9	0 3 8 8 2 5		
1966	(840) (41.6)	(128)(22.2)	(1.2) (79) (0	0.8)(177)	(007) (43)	(002) (63)		
	1,05335,7869	1943 3,8193	2211,6288	1653,5306	1.3 8 93 9	0 6 1,3 1 9 6		
1967	(815)(338)	(12.9)	(19) (9.5)	1.3)(208)	(01) (52)	(005) (77)		

(出所) 農林部「畜産統計」より作成。

(注) ()内は、飼養者全戸数・全頭数を100とした場合の割合。

養別経営においては、経営費の80%程度が飼料費であるため、卵価と飼料価格の変動には特に 敏感であり、近年になって卵価が下落するにしたがい、大規模養鶏は生産性が高く経営を維持でき る能力をもっているが、副業養鶏はたえず動揺している。

採卵麥鶏経営の収益性は第20表に示すとおり、飼養規模が拡大するにしたがつて、有利性がは つきりしている。これは飼養規模が拡大するほど産卵率が上昇し、経営費が高まる以上に鶏卵収入 が増大するためであり、産卵率の上昇は所得向上に支配的な役割を果している。そのほか、飼養規 模拡大による有利性は、単位当りの労賃、償却費、器具費の節減、飼料品質の向上による飼料効率 の上昇、卵価の上昇となつて現われている。

											+	
	経	営	形	態		副業	兼	菜	専	菜	平	均
平	均	飼	龚	羽	数	74頭		460		1,5 2 5		686
	育	戍	飼	料	鼠	1 3 0kg		120		115		122
羽当り	(産	M N	詞	料	盘	497		447		404		450
 			āt			62.7		5 6.7		5 1.9		572
ı	0 0 3	羽当!)投¯	下資2	蕗	101,581 ^{ウオン}	11	5,7 6 2	11	6,5 8 0	11	1,307
10	0羽	当りお	と下ウ	分倒 田	部	1 1,3 5 1時間		601		324		759
1	0 0	羽当!) 飼	料	費	111,859ウオン	11	8,0 4 0	12	0,9 2 2	11	6,9 4 0
年	平	均	産	柳	率	41.1%		485		580		4 9.2
鶏	卵 1	個当	i b A	反光值	5格	8 9 5 ^{ウオ} ー	/	910		958	•	9.21
_	和		収		入	148,234 ^{ウオン}	1,0 2	9,7 7 7	4,00	0,648	1,7 2	6,219
戸当り	経		常		費	150,781	1,0 0	9,0 6 1	3,5 4	8,8 1 2	1,5 6	9,5 5 1
15	所				得	~ 2,5 4 7	2	0,7 16	4 5	1,8 3 6	15	6,6 6 8
所	•	į.	ŧ		率	_ %		2 1	ļ	127		9.1

第20表 養鶏経営の飼養規模別収益性分析

(出所) 第12表に同じ。

2-2-4 その他家畜

その他の家畜で、乳牛については後述するように、政府の強い推進によって、量的には少ないが急速な距進を示している。特に、国土開発という見地からも、又、企業的経営の促進という点でも、今後一層発展することが期待されている。

馬は耕耘、運搬用にまた重要な役割をもち、1960年の約20千頭から1967年の25千頭と、123年の増加を示している。然し、最近3ヵ年間での傾向ではや1減少気味に推移し、いわば、韓牛と相似する動向を見せ、済州島を除けば、馬飼養者1戸当り1.1頭である。た5済州島は小格馬という独自の馬産地として古くから名があり、1967年の全国飼養戸数13千戸の44年を占める58千戸が、全国頭数25千頭のうち68年に達する17千頭を飼養し、1戸当り約3頭となっている。

政府の強い奨励によって、アンゴラ鬼が急速に増加し、1965年の50千頭から1967年の200千頭と、一両年で約4倍に伸びている。主な飼養地は、江原道、京畿道、慶尚南道、慶尚北道に多い。(第21表)

第21表 乳用牛・馬・山羊・めん羊・兎の飼養頭数推移

(単位; 1,000頭)

年次種類		产次	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967							
		`	09頭	1.1	24	3 5	52	66	85	104							
乳	用	牛	(100%)	(1304)	(277.2)	(407.6)	(5990)	(761.8)	(975.9)	(11935)							
Į			202與	217	253	267	269	2 7.7	277	250							
	馬		(100%)	(107.2)	(1251)	(131.9)	(1331)	(1368)	(136.7)	(123.3)							
			1555頭	2 3 1.6	3134	2864	2249	1975	1613	1334							
Щ		羊	(100%)	(1490)	(201.6)	(1842)	(144.6)	(1141)	(1038)	(858)							
										10期	14	1.5	1.2	1.0	10	16	1.6
めん	ん	羊	(100%)	(1474)	(1526)	(1228)	(1086)	(1072)	(1705)	(1671)							
更			08頭	0.8	1.3	11	0.8	0, 8	09	08							
			(100%)	(954)	(1682)	(1437)	(1009)	(969)	(1154)	(1058)							

(出所) 農林部「畜産統計」より作成。

(注) ()内は1960年を100とした場合の増減比。

2-3 畜産物の器給

2-3-1 食肉類

近年における韓国の食糧需要パターンが変化しつ」あるというのは、要するに畜産物の消費が 増大したことを意味する。

先づ食肉類からその推移を見ると第22表に示すとおり年ごとの多少の起伏があったり、統計上の整理の関係もあったりはしているが、漸次消費量が増加し、最近になって急激を増大ぶりを示している。即ち、国民1人当りの年間消費量で、1960年の3.7kg、1967年の42kg、更に、非公式な発表ではあるが、1968年に53kgと上昇して、今後の見通しでも1971年には6.9kgと推算している。

肉類消費量が品目別には牛肉依存度を漸次減少し, 鶏肉比重を高めついあり, 遂次牛肉は豚肉と 鶏肉に代替して行くであろうと見られる。

牛肉の生産は韓牛が主体で、韓牛自体の飼養目的が役利用にある限り、このまゝ減少傾向をたどり、と殺頭数は一層増加するであろう。政府はこのため、1965年から法律によると殺制限を行ない、韓牛の雄は2才まで、雌は6才までと殺禁止とし、更に1968年10月から1969年9月までの1ヵ年は雌牛一切をと殺禁止した。一方、最近、論議の挙句、外国産肉専用種牛の導入と、韓牛との交雑利用が見られる。この事の是非論はとも角として、韓牛自体の在り方に、反省と改善への意欲的配感を促がした契機となったものとして認めることができる。

ホルスタイン種の雄子牛も新たな動きを提起しそうである。デーリービーフとして、今のところ 資源的メリノトは小さくとも、今後酪農の発展に伴なって、経営的にも、牛肉資源上からも重要な 役割を受け持って行くことが期待される。

なお、肉類の都市と農村との消費形態の違いを見ると、都市人口1人当り、1967年で牛肉が 2,0378、豚肉が1,2748となつて、夫々国民1人当りと比較すると、牛肉が約2倍、豚肉が 約半分となっているのは、都市で牛肉、農村で豚肉消費が多いことを示す。

肉加工品は、米国、日本、香港等に輸出され、1967年の実績で、数量47,417 Kg,金額55,743 ドルとなっており、輸出の主体は牛肉缶詰である。(附表(?)参照)

第	2	2	表	肉	類	徝	T.	Ø	推	移
277	-	**	2	r	794	117		Ų.	111.	า

(单位; M/T) 29 内 計 牛 肉 跃 肉 兎 肉 100 内 羊肉 3. 7 kg 1 2,5 9 0 58,025 60 1,039 18,068 1,129 9 0,9 1 6 1960 (13.6) (64.0) (01)(1.4) (19.9) (1.2) (100) 16847 38.019 210 1.086 15,730 569 7 2,4 6 1 1962 2.8 (233) (526)(03) (1.5)(21.8) (02) (100) 奖 3 1,9 2 3 62,511 1,072 2,474 18,836 949 117,764 1964 4.3 (271) (531)(09) (2.1) (16.0) (08) (100) 27,261 5 5,8 8 1 813 1,358 1 4,4 5 8 193 114280 1965 4 0 (273) (559) (08)(1.3) (145) (02) (100)29,152 9 5,8 0 0 626 957 18,700 253 127,559 1966 4 4 (540) (100) (26.1) (05)(07) (185) (02) 纉 3 0,1 7 3 72,154 823 1,965 23,960 1,184 125,173 1967 4 2 (232) (554)(06) (1.5) (18.4)(09) (100) 3 5,8 7 0 8 2,0 1 4 4 2,5 5 7 160,441 1968 (22.4)(265)(511) (100) 39,784 90,595 51,727 182,106 1969 5. 8 見 (21.8) (499) (284) (100) 4 3,6 3 2 99,170 61.268 20 4.0 7 0 透 1970 6. 4 (213) (484)(29.0) (100) L 47,444 107,741 71,484 226,669 1971 6. 9 (210) (480) (310)(100)

(出所) 1960~1967年は農林部「畜産統計」}より作成。 1968~1971年は農林部資料

第23表 都市人口1人当り肉類購入量

品目	年次	1965	1966	1967	国民 1 人当り 消費量(1967)
牛	肉	1,595	1,794	2,0 3 7	1,072
豚	内	8 1 5	1,0 6 4	1, 2 7 4	2, 4 2 3

(出所) 農協中央会「農業年鑑」および農林部「畜産統計」より作成。

2-3-2 卵 類

卵類は鶏卵を主体とし、最近生産増加が顕著で、消費も又急上昇している。国民1人当りの年間消費量で見ると、1960年の34個が、1967年に535個に上った。今後の見通しについても、消費の増大と共に、企業的養鶏の進出等によって生産の急速な増加が見こまれている。1967年の生産実績は1,672,852(千個)で、消費実績は1,605,938(千個)となっており、国内自給体制は確保されている。

牛乳は年間生産量が1967年の実績で19,188M/Tに過ぎず,国内消費量125,205M/Tに対して殆んど自給力はない。(説明は後述)

その他,原皮,毛皮,豚毛等を輸出するほか,UN軍に対し鶏卵を納入している。(第24表)

第24表 卵類消費の推移

(単位;100万個)

_								\ 	ш, , т о ч	7.7 (MAL)
区分	年次/	1960	1962	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1971
29	gp	8188	8 3 8.1	9430	8 5 5.8	1,2 9 8.1	1,5 90.7	1,5 8 4.0	1,7 57 4	2,0 9 5.7
野	卵	11.4	7.7	94	8. 1	1 3.5	152			
i	tt .	830.2	8 4 6.8	9 5 2.5	8 6 3.9	1,3 1 1.6	1,6059	1,5 8 4.0	1,7 5 7 4	2,0 9 5.7
国民 り消	1 人当 費量	34	3 2	3 4.3	3 1.3	4 4.5	5 3.5	5 2	56	64

(出所) 1960~1967 は農林部「畜産統計」 1968~1971 は農林部資料より作成。

第25表 卵類生産実績

(革位:100万個)

	73 FF	50 <i>9</i> p	計	卵類UN軍 納入量
1964	9 4 3 0	9. 4	9 5 2. 5	3 3. 5
1965	8 5 5 8	8. 1	8 6 3.9	250
1966	1,2981	1 3 5	1,3 1 1.6	290
1967	1,657.0	1 5.9	1,6 7 2.9	350

2-4 家畜・畜産物の流通と価格

2-4-1 家 畜 市 場

家畜と畜産物の流通構造は、前時代的な慣行から逸脱し得ないまゝ、施設も又悪い。政府は最近家畜市場やと畜場の施設、運営の改善にとりかゝつたが、総じて、まだ試行的段階といえる。

登録家畜市場は、地方小市場、地方中市場並びに都市大市場の3種類で、その数は661カ所となっており、畜協又は農協が管理している。家畜市場で取引される家畜は殆んど韓牛に限られ、地方小市場は邑とか面に所在して、農民相互の売買が主体、地方中市場は郡程度の単位で、農民と家畜商が談合して取引する。一方、都市大市場はと畜場と併設されるものが多く、地方市場から購買してきた韓牛を食肉業者と取引するのが主体で、農民の参加は殆んどない。

取引の形はせり売買でなく、仲介人による斡旋の場が家畜市場ということで、性別、資質の識別もなく、秤量も行なわれない。

道別に市場数の多いのは、慶尚北道144カ所、慶尚南道133カ所、京畿道77カ所、全羅南道76カ所、江原道63カ所等で、市場上場手数料は一般に2多となっている。

又,近年,韓牛雌牛のと殺制限が行なわれていることにも関連して,都市周辺の家畜市場はその90多程度が雄牛となっている。(第26表)

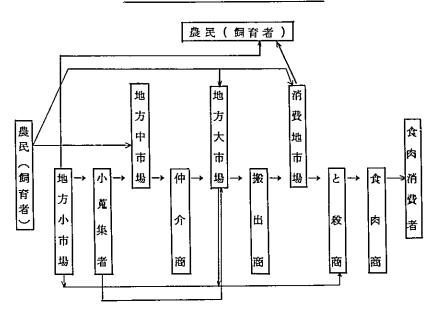
第26表 都市周辺家畜市場取引事例(1967年)

市場	名	区分	総取引函数	堆取引頭数	雄牛比率	
	——— 水	原	1 5,6 5 6	1 3, 2 8 5	8 4. 9	
	抱	Щ	6,080	5, 3 5 5	8 8. 1	
京	広	州	5, 1 8 4	5, 1 8 4	1 0 0. 0	
畿	楊	平	4, 3 9 2	3,664	8 3. 4	
斻	龍	仁	2,304	1,863	8 1.0	
Щ	安	娄	1,604	1,538	9 5.8	
		計	3 5, 2 2 0	30,889	8 7. 7	
	大	邱	1 1,0 6 7	9,879	8 9. 3	
慶	河	码	4,913	4,690	955	
尙	慈	仁	3, 6 7 8	3, 3 0 9	9 0, 0	
北	達	成	3, 0 1 4	2,5 3 6	8 4. 1	
道	塵	Щ	2,713	2,484	916	
		랅	2 5, 3 8 5	2 2, 8 9 8	9 0.0	

(出所) 農林部資料より作成。

韓牛の流通経路を図示すれば概ね次の通りであるが、実態は更に複雑のようである。

生牛及牛肉流通経路



豚の流通経路は韓牛に比し遙かに単純で、一般に蒐集者または中間商人(自転車商人ともいわれる。 購入した豚を自転車で運搬するからである。)の手で食肉業者か肉商人を経て、と場から小売店舗へ、或いは中間商人から別の農家に転売されることもある。家畜市場に上場されることは余りない。

2-4-2 と畜場と食肉加工場

と畜場は、第27表に示すとおり大小合わせて785カ所(1969年現在)となっており、一般には、農家の裏庭にある堀立小屋然としたものが多く、衛生的にも能率的にも条件は劣悪である。しかし、ソウル特別市と釜山市における施設は、米国の援助と指導によったというだけあって、施設も極めて近代化されていたが、1969年3月から食肉卸売市場が整備された。次いて、太田市と島山市の両と畜場にも卸売市場を整備すべく、目下施設設置過程にある。

一般のと寄場には冷蔵庫がないが、食肉店舗は、食品衛生法によって、冷蔵庫設置が義務づけられている。

食肉加工場の内容は極めて小規模なものが多く。第27表に示すとおり全国に55工場あるが、そのうち、ソウルミリオンU、京畿オリオンU、仁川クラウンU及び釜山チンジュウUの4社が、全国食肉加工品生産量の90%を生産している。(附表8)参照)

	_											
区分地域	ソウル	釜山	京畿	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	蹐州	計
と畜場	6	3	109	52	90	103	62	87	147	110	16	785
食 肉 加 丁 堪	1	11	5	3		3	2	4	9	1	9	55

第27表 と畜場、食肉加工場数

(出所) 農林部 畜産局「畜産統計」より。

2-4-3 家畜,畜産物の価格

家畜、畜産物の価格は需要の増大によって年々上昇の傾向にあるが、特に食肉価格の高騰は、他の物価の先導的役割をも持つに到り、政府は、物価政策上、精肉業者組合に対し、食肉協定価格制度を実施したが、1968年市場流通改善および韓牛飼育意欲を高めるために主要都市において牛肉等級制度を実施して、協定価格制度から開放された。しかしながら、まだまだ協定価格から完全に離れたのではない。例えば牛肉で、1960年を100とした場合の1967年平均が310となっており、その後も最近に到るまで上昇が続いている。

韓牛の生体 1 頭当り農家手取価格は、体重 3 5 0 kg程度、雌雄平均で 1 9 6 8年が 8 0,8 8 1 ウォンとなり、 1 9 6 5年時に比べると 2倍以上の値上りである。(第 2 8 表)

牛肉は、硬軟、風味、さし等は殆んど価格差がなく、韓国の赤肉を好む食習慣のまり、単純な肉 鼠本位で取引される。雄牛の去勢もしないし、肥育部門が成立しにくかつたのは、このような要因 からきている。今後デーリーピーフの生産と、対応する技術も、この点に留意されることが必要に なる。2

牛肉の取引価格は、最近開設された枝肉卸売市場での実績によって見るのが比較的正確であろう。 1969年3月から9月までのKg当り価格が495~479ウオンという動きを示している。(第29表) これに対して、牛の精肉小売価格は、第30表に示すとおり1967年に300ウオン/Kg台であったのに、1968年は500ウオン台に更に1969年には600ウオン台にのせた。

第28表 牛 の 価 格 推 移 (全国平均)

区分年度	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968
生 作 7 ま以上 (推)	ਹੈਡੀਹ 17,267 (100)	18702 (1083)	20,122 (1165)	21,772	25,322 (146.6)	40,699 (235.7)	48,094 (278.5)	6 1,553 (3 5 6 5)	80,881 (4680)
牛 肉 精肉 600%	69		87	9 2	107	141	160	203	
全国消費者 物 価 指数 (食料品)	(100)					(2314)			

- (出所) (1) 1960~1967年は農協中央会調で取引価格。
 - (2) 1968年は農林部畜産局調で農家手取価格。 (注) (1) 牛の生体重は概ね350kg。
 - - (2) 精肉は小売価格。

第29表 枝肉卸売市場における取引価格

月別価格	1969 4月	5月	6月	7月	8月	9月
牛 枝 肉 1 kg 当り	4 5 9 4 5 9	462	479	470	471	471

- (注) (1) 農林部畜産局畜政課調査による。
 - (2) ソウル, 釜山, 両枝肉卸売市場の平均価格。
 - (3) 両市場とも、1969年4月より開設された。
 - (4) 牛の生体重350kg程度であるが、国の方針は450kgを目標水準としている。

第30表 牛の精肉小売価格推移

年別価格	1965	1966	1967	1968
精 肉 Ikg当り	2 4 0	270	3 5 7	563
指数	100	1125	1496	2 3 4.6

	1969 1月	2月	3 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
精 内 1 kg 当 b	ウオン 5 6 9		585	586	5 9 0	5 9 6	596	596	601

(注) 農林部 畜産局 畜政課調査による。

2-5 畜産に関する政策

韓国政府は、第1次経済開発5ヵ年計画を終了して、1967年から第2次経済開発5ヵ年計画に基づいて実施中である。経済企画院の修正成長見通しでも、国民総生産10.2%(当初7.0%)鉱工業19.0%(当初10.7%)の成長率に対して、農林漁業は当初計画通り年率5.0%という成長率にとどめている。現実にこのような不均等成長が続くならば、工業化の進行過程で、農工間の所得格差は愈々拡大するだろうし、増大する食糧需要に対する国内供給力が更に不足するであろうことが心配された。1967年1月、農業基本法を制定し、その中で他産業従事者と所得均衡を実現しうる自立家族農を育成することを認いあげ、1965年から開始した「自立安定農家造成事業」を、1966年からの適地適作主義に立つ「主産地造成事業」に含めることとして、1967年度に中断した。

主産団地造成に伴なり問題点として、従来、単一品目を主眼としたために、加工企業の稼働が保証されず、又、販売、価格等の不安定を斉らすことが指摘された。その対策として、生産から処理、加工、販売に到る一元的体系化を確立しようと、新たに「複合主産団地」構想がクローズアップされた。即ち、「農漁民所得増大特別事業」の実施体制である。畜産は、この構想に基づく大宗として期待されている。

農漁民所得増大特別事業の1968~1971年,4カ年間は,総事業費として474億ウォンを見込み,そのうち畜産関係は39.4%の187億ウオンが予定されている。第2次5カ年計画樹立時点から1カ年遅れて策定された「畜産振興4カ年計画」の主柱をなすことはいうまでもない。(第31表)

1969年の畜産予算77億6千3百万ウォンのうち、この特別事業分として47億6千3百万ウォンンが含まれ、韓牛、酪農の主産団地造成を中心として編成している。

(単位;金額は1000ウオン) 軍 度 1968~71 1968 1969 1970 1971 47,426,509 総所要費金 6,2 1 2,1 18 16,176,101 1 2,7 8 7,8 8 1 1 2,2 5 0,40 9 4 6,9 8 450 9. 6,212,118 事 業 費 15,705,101 個所 90 11 業 数 40 87 74 64 449,570戸 与 戸 数 移 1 2 5,7 0 4 3 4 5 7 2 6 396,930 4 4 9,5 7 0 畜 産 部 門 18,700,481 1,887,624 6,6 1 5,7 2 0 5,464,199 4,7 3 2,9 3 9 3943 畜産の占める割 合 3038 4089 4272 3863 1 2 6,8 7 8 育 成 __(25)_ 1 2,1 8 8 38,025 3 9,0 15 37,650 5 2,7 7 8 0 韓 育 2,398 17,630 17,650 15,100 (10) 4,871 益 1,191 1,400 1,395 885

第31表 農漁民所得增大特別事業総事業費

(出所) 農林部(1969)資料による。

(附表(9), (10)参照)

■ 酪農の現況と課題

Ⅱ 酪農の現況と課題

1. 酪農生産部門の動向

1-1 酪農開発の基本的方向

1-1-1 酪農開発の必要性

1953年7月23日,所謂"韓国動乱"の休戦が成った。全国荒野と化された韓国において, 1954年の乳用牛頭数が,統計上明らかにされ得る,史上最低の289頭を記録したのは,全く やむを得なかった。

その後次第に回復して、第1次経済開発5カ年計画開始時、1961年当時には、ソウル等大都 市周辺に、1,000頭余りの乳用牛が飼われたが、韓国酪農の本格的な開発へのとり組みは、殆ん どそれ以後のことである。即ち、1962年に米国ならびにニュージランドから1,182頭を導入 して以来,米国,カナダ,日本等から引続いて導入し,その累績 8.0 0 0 頭程度に及んでいる。導 入財源の殆んどが借款あるいは外国援助資金によるもので、これに伴って拠出された国内資金も多 額にのぼるし,又,今後もそうであろう。必ずしも豊とはいえない韓国経済からすれば,この強い 酪農開発努力は,一体何に起因するのか。その一つは,荒廃した林野の開発利用ということである。 全国林野700万haのうち,50万haが牧野適地と称せられ,とれを牛によって活用すること は当然考えられるところである。韓国における牧野適地の調査は、個々具体的な小団地に到るまで、 極めて行き届き,酪農立地の利用区分が概ね策定されている。肉用牛を考えると同時に,より土地 利用度の高い酪農をとりあげる所似は,未開発資源を利用して,価値生産の高度化を企図すること である。そして,その二は,生産される価値が,変革を迫られている農業と農民の所得に結びつけ られることである。離脱農人口が漸やく顕著になりつゝあるとはいえ,まだまだ農村は失業人口の 緩衝地帯という宿命から抜けてはいない。耕種体系からいっても,米麦主体の偏向的農法のまゝ. 土地生産性は低い。農業経営としてその規模を拡大し、過剰な労力の集約的就労を図り、相応の所 得を確保することは、韓国経済の基本命題に繋がる緊要事である。もとより、こうした要請が成立 する為には,牛乳に対する需要が増大しなければならない。だからその三として,飛躍的な牛乳, 乳製品の消費上昇という背景をあげなければならない。現在および今後予測される需要見通しは, 昨今の経済成長と食生活の改善傾向からみて,過去の推移に基づく算定では不可能であり,また消 費量の絶対量も極めて低い水準にとどまっているが、とも角過去4ヵ年間ほどで4倍に増加した。 牛乳、乳製品の国内自給という立場ではなく,少なくとも飲用牛乳の自給は確保したいという要請 は当然 である。その四として、酪農経営希望者が殺倒している条件がある。 このことは勿論政策助 長と裏腹ではあろうが、それだけに、酪農経営の収益性が他の作目に比して有利であるからである。 韓国における都市資本が,酪農を媒体として農村に流入しているという実態も評価しなければなら ない。

1-1-2 酪農開発の推進方向

それでは、韓国の酪農に対する基本的な開発方向は何か。

畜産振興4ヵ年計画で公けにされている乳用牛増殖目標は、1967年の実績に基づく1968~1972年の計画で、1972年時の乳用牛頭数を21,010頭、牛乳生産量41,970M/Tとし、飼養農家1戸当り頭数を6.6頭にしょうとしている。しかし、その直後の社会的・経済的条件の変移と、それに伴う政策の補正等から、1968~1969年の実績と対比して、新たな計画を策定中である。

1961年に公布施行された「酪農振興法」に基づいて、4集約酪農地域を設定している。即ち、中部地域(太田市中心で、ソウル特別市にもつながる)、湖南地域(光州市中心)、嶺東地域(大邱市中心)、ならびに嶺南地域(釜山市中心)で、とれ等の地域は、夫々主産団地の造成によって構成される。

酪農推進の基盤は、いうまでもなく草資源の開発と利用を中心とし、特に、企業的酪農経営を促進することを根幹に、1969年1月17日、「草地法」を公布した。この法律は、私有地の強制収用を含む強い規制を織りこんでいる。

生乳の集出荷と牛乳処理加工施設の適正な配置も又重要な問題で、時として極めて簡易な、時としてかなり近代的な施設が錯雑していて、乳量と施設、更に施設ごとの調和がとれず、あるいは必要施設がなかったりする。

又, 牛乳の消費を促進することと同時に, むしろ, 当面は販売体制の整備こそ急務とされている。 潜在需要が旺盛でも, 需要者は, 随時求める方法さえ知らないことも珍らしくない状態である。

1-1-3 酪農と農民所得増大

酪農の生産から流通消費に到る過程で、とり分け生産者に対する技術的・経営的指導とその助長には、最大の配慮を加えている。行政を主体とする組織的体系化に努力してきた結果、遂次整備の実はあがった。しかし、実質的な内容の充実は未だ充分でない。この点では、殆んど今後に残された課題となっている。酪農経営希望者が政府の財政措置等では応じきれないほど多いのは、酪農の収益性が相対的に高いことであり、その事は、生乳価格が生産者にとって有利に設定されていることからきている。高水準の乳価を前提として、投機的な企業意欲が先行することは、反って韓国農業の体質を弱体化さえしかねない。更に、企業的酪農経営の担い手が、もしも、単純な投資対象と見る不在地主が主体になるとするなら、韓国に酪農の定着を期することは困難になる。もとより、このような形で先導的役割を必要とはしても、主体は飽くまでも農民になければならないという。そうあってこそ農民所得増大につながり、安定した韓国酪農を創設することにもなる。

とのような目標を設定し、目標達成への道程を方向づけながら、韓国は、今意欲的な推進に努めている。

1-2 乳用牛の飼養状況

1-2-1 乳用牛飼養頭数

1954年は韓国動乱後の混乱の中で、乳用牛頭数も289頭という史上最低を配録したが、その後1961年以降、第1次経済開発5カ年計画推進と共に急速な増加を示した。即ち、1960年に1,149頭を算えるに過ぎなかつたのが、1967年には10,360頭、更に1968年は12,760頭を示すに到つた。この急上昇は、外国からの輸入によるものであつて、1962年以降の輸入米計8,169頭(1962~1969年10月)にのぼる。このような大規模の輸入事業に伴なつて、現地購買から船舶輸送、検疫、事故処理等、更には農家の受入れから飼養管理指導に到る諸般の薬務は、国をあけて関係者を忙殺させるに充分であった。しかしながら、酪農の基礎作りとして、輸入牛にまつ以外にない韓国の事情では、避けがたい政策の要請であったろう。

とうした急速度の乳用牛増加を反映して、乳用牛飼養者1戸当りの飼養頭数は、1961年の4.4頭から1967年の5.7頭に増え、日本の同年次全国平均4.0頭と比べて非常に高い。 (第32表)

第32表 乳用牛飼袋戸数・頭数の推移

区分年次	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967
飼 養	芦 254	676	813	1,087	1,210	1,478	1,478
飼 第	1,1 3 2	2,406	3,538	5, 1 9 9	6,612	8, 4 7 1	10,360
1 戸当上	<u> </u>	3 5	4, 3	4. 7	5 4	5. 7	5. 7

(出所) 農林部「畜産統計」による。

1-2-2 乳用牛飼養規模

乳用牛飼養規模別の飼養戸数を第33表によってみると、1頭飼養が26.9%、2頭~5頭が44.8%、6~10頭が15.6%、11頭以上が12.8%となっており、頭数の占めるシエアーから見ると、11頭階層以上で約40%の高い比率を示す。特に65年以降は飼養規模拡大テンポが激しく、67年になると51頭以上が9戸にのぼっている。それでも、1頭飼養が相当数あるが、少なくとも行政的な対象としてよりも、農家自身の希望に基づいた自力導入のようである。

第33表 乳用牛飼養規模別推移

規模	1	顕	2~5	頭	6~	1 0 頭	11~	50頭	519	以上
年次	戸数	頭数	戸 数	頭数	戸 数	頭 数	戸 数	頭数	戸 数	頭数
1961	75 ^戸 (295)	75 ^A	127 ^戸 (50.0)	ģī	25 (9.9)	斑	27 ^F (106)	頭	戸	頭
1962	224 (330)	224	335 (52.5)		57 (84)		40 (59)			
1963	203 (250)	203	439 (540)		116 (143)		55 (67)			
1964	289 (266)	289	536 (493)		159 (146)		103			
1965	270 (22.3)	270 (40)	587 (485)	1,925 (291)	204 (169)	1,588	149 (123)	2,8 2 9 (4 2 7)		
1966	376 (254)	376 (4.4)	668 (452)	2,227 (263)	250 (169)	1,914 (226)	184 (124)	3,954 (467)		
1967	489 (26.9)	489 (4.7)	8 1 4 (4 4.8)	2,593 (25.0)	283 (155)	2204 (21.2)	223 (123)	4,379 (42.2)	9 (0.5)	6 95 (6.9)

(出所) 農林部「畜産統計」による。

(注) ()内の数字は、夫々全戸数、全頭数を100とした場合の割合を示す。

との様に高い平均飼養規模は創設時代にある韓国の政策誘導によるものであろう。

例えば、1968年及び1969年の計画導入中、カナダ借款にからる乳用牛導入と、1969年に公布された「草地法」とに、その顕著な事例を見るととができる。

カナダ借款による乳用牛導入は、その対象者選定基準として「草地造成面積2ha毎に乳用牛1頭」で、現実には、生産性の高い経営を育成しようとの見地から、初年度に限り4haに3頭を割当てた。基準そのものは異常に高い。しかし、それはともすれば走り勝ちな購入飼料依存傾向に対

する歯どめの狙いであろう。乳価5 0 ウォン/Kg, 配合飼料2 2 ウォン/Kgというこの開差は、自給飼料の必然性を軽視させないとはいえなかった。

一方。導入機家が甘んじてとの基準を遵守できた所似には、一般金利が24分という年率に比して、乳用牛導入に対する乳牛代金は70多融資。30多自己資金と施設資金10万ウォンの70%を9分という相対的低利率であり、草地造成にしても、実質負担金額は1ha当り1万ウォン程度に過ぎないという実情が働くからであろう。

「草地法」の"企業牧畜業者"登録制と、草地造成利用上の優遇措置も、都市資本の農村流入という政策意図に沿いながら、特にソウル近辺に相当数の大規模経営を創設するに役立っている。

1 戸当り飼妾規模の高さは、とうした諸要因が重なって、所謂" 農民 "ではない新農業企業者層をつくり出しているからである。

1-2-3 乳用牛飼養の地域性

地域別乳用牛の分布状況によれば、1968年の実績で、ソウルとその周辺の京畿道と忠清南道に69%の頭数、次いで釜山とその周辺の慶尚南道に18.5%と、合わせて全国の87.5%が偏在している。

又, 1戸当りの飼養頭数では, 京畿道が12.9頭, 釜山市が8.9頭, ソウルが8.7頭と非常に高くなっている。もとより, ソウルと釜山という大消費都市を背景に乳用牛が分布するのは当然だとしても, 飼養規模, 頭数の点からも, 都市資本の投資しやすい条件が一方に集中していることを示すであろう。(第34表)

市	道別	飼養戸数	飼養頭数	1戸当り 頭数	市泊	首別	飼養戸数	飼養頭数	1戸当り頭数
y	ゥル	193	1,670	8 7	全	南	104	5 8 6	5 6
釜	Щ	9 5	8 5 4	8 9	慶	北	184	803	4. 9
京	畿	900	6,472	129	慶	南	111	783	7 6
江	原	8 0	3 2 0	4 0	済	Ж	10	4 9	4. 9
忠	北	190	506	2. 7		·			
忠	南	199	1, 3 6 8	6. 9					
全	北	7 9	2 4 2	3 1	į	it .	2, 1 4 5	1 3,7 6 0	6. 4

第34表 乳用牛の地域分布状況 (1968年)

(出所) 農林部 畜産局調(未公表)による。

乳用牛の品種は、1967年におけるホルスタイン種が総頭数の95.7多となっており、その他、ジャージー種が釜山と京畿道に266頭、それに京畿道には107頭のガーンジー種がある。何れに10700分表のスタイン種に統一されることは明らかであるう。

年令的に2~6才が多いのは、初産妊娠牛の導入頭数が多いからでもあり、又、搾乳牛率から見ると、1965年80.7%、1966年78.9%、1967年84.1%と高いのもそのせいである。

1-3 乳用牛の導入と改良

1-3-1 乳用牛の導入

乳用牛の外国導入は1962年から始まり、第1次5カ年計画期間中の1966年まで3,487 頭、次いで第2次計画途次の1968年まで1,342頭、更に1969年の3,340頭の導入を実施中で、これ等を合わせれば8,169頭の多きに達する。(第35表)

第35表 年度別乳用牛導入実績

		新	1次	経り	を開	発	5	カ :	年書	画	í					_					Ä	, 2	久	経	Й	引到	5 5	力	年	計画	Ā		
						実		Ŕ	# —	_			_				>	-	_	爽			緻	_	~	ږ	爽	Ġ.	 - -3	> 1	計	凾	<u> </u>
年 ≀	τ.	196	5 2	1 9	6 ;	3	1	9 6	4	1	9	6	5	1	9	6	6	1	9	6	7	1	9	6	8	1	. 9	6	9	1	1 9	7	0
導入頭	Ż.	1,08	3 5 1971	2	7	ı		9 (5	Γ	6	0	0		6	2	6		3	0 (6	1	, 0	3	6	3	, 3	4	0	<u> </u> :	3, 5	0	0
输入:	t	7 × 1		71	1) ;	ħ	7.	ا لر) 	7	بر -	IJ	カ	7	, ,	-	g.	カ日		ታ :	ダ	ħ	, .	ب	ş	7	,	ナ	ダ				

(出所) 農林部 畜産局調査より。

今年度導入実施中の実績と計画を見れば、京畿道と忠清南道に多く、次いて慶尙南、北道となって おり、現在までの乳用牛地域分布の格差が益々開いて行く傾向にある。酪農振興のための乳牛導入 は全面的に政府が担当しており、約95%以上を政府保有弗(農協中央会代行)、またはカナダ借 款で導入しており、民間および宗教団体の1969年度導入頭数は115頭だけであった。 (第36表)

第36表 1969年度乳用牛導入地域別計画

区分	ソウル	釜山	京畿	忠 北	忠 南	全 北	全 南	慶 北	慶 南	済 州	at
Canada 借 款	4 5		359	9	232		5		50		700
KFX 農協中央会代行	20	80	586	200	470	40	83	426	521	5	2,4 2 6
西独援助			99								99
宗教団体及び民間		<u> </u>	97						13		115
計	6.5	80	1,1 4 1	209	702	40	88	426	584	5	3,340

(出所) 農林部 畜産局調査による。

導入牛はすべて初妊牛を原則としており、従来の実績では18ヶ月~27ヶ月で、稀には13ヶ月程度のものもあったが、遂次初妊牛を選定することが困難になっている上に、輸送中の事故等も多く、今後はこの点からも導入牛規格の再検討が迫られている。

乳用牛の価格は、資質等によって格差があるが、概ね次の実績となっている。

- a. 導入価格 US\$ 700~800(C.I.F.)
- b. 販売価格 160,000~276,000ウオン

盘家負担 30% 政府融資 70%(農協取扱)

産地別,乳用牛産乳能力の比較は困難で、又,現実に系列的な追跡調査も充分には行なわれていないが,種畜改良協会が政府の委託によって実施した高等登録能力検定成績によれば総平均で4,8424kgとなり,1~2産次の成績としては優良といえよう。

1-3-2 種雄牛の配置

種雄牛頭数129頭というのは、1万頭程度の乳用牛から考えれば極めて多い。たら、その所有区分を見ると、公的機関に人工授精に供用されているのが14頭で、115頭が個人所有である。 (第37表)

地域別の種雄牛分布は、概ね乳用牛頭数に応じているが、それも効率的利用という点では極めて 不均衡である。(第38表)

第37表 種堆牛所有区分別函数

区	分	拉種	番	立切	農協中央会 人工授精所	国種	畜	立	畜試	験	産場	計	個牧	人 場	総		計
9 1	数			7 ^{\$Q}	4			1			2	1 4		115		12:	9

(出所) 農林部 畜産局(1969年9月未現在)調査より。

第38表 地域別種雄牛頭数分布

市道別	ソウル	釜!	ш	京	発	江	原	忠	共	忠	南	全	北	全	南	慶	北	慶	南	済	州	計
頭数	3 2	(0	3	5		1		2		9		1		7	1	0	:	? 7		5	1 2 9

(出所) 農林部 畜産局調査より。

個人所有の種雄牛115頭のうち、血統登録のものは40頭だけで、概して遠隔地の為に人工投精ができにくい場所とか、自家利用をしながら、附近の韓牛にも交配するような、種雄牛として価値のないものが多い。

現在,登録種堆午71頭の繁殖者と所有者との関係は第39表のとおりで,外国産と民間生産を除いて,国立種畜場産が最も多い。しかし目下のところでは,各道立種畜場への払下げがなく,むしろ国立畜産試験場がその役割を果している。国立種畜場は,従来の敷地面積60haを新たに480haに拡大して施設を整備中で,近くカナダ産乳用種堆牛を導入する予定となっている。

種番に対しては、「畜産法」に基づき、定期あるいは臨時の種畜検査を実施し、不合格なものを去勢するなどの措置を講じているが、今後、種雄牛の質的な向上と効率的利用に努める必要を認めている。

なお、1968年9月20日に設定された乳用牛の改良目標は第40表のとおりである。

第39表 種雄牛の繁殖者別所有区分

繁	殖	者	所	有	者
区	分	頭数	区	分	頭数
			農協中	央 会	4
外目	産	16	道立程	畜場	9
			国立畜鱼	試験場	3
国立種	奇場 産	9	国 立 租	音 場	9
国立畜産	就驗切確	3	農協中	中 会	1
	- 10 VOX 607E		民	(II)	2
道立程	直 畜 場	4	道立利	直 畜 場	3
			民	[b]	1
民	間	3 9	民	間	3 9
ä	t	7 1	캶	-	7 1

(出所) 農林部 畜産局調査より。

第40表 乳用牛改良目標

区	分	能力	乳脂 率	分娩間隔	備考
現	在	3,8 0 0 kg	34 %	カ月 16	1967年
B	標	4,000	3.5	14	1971

(出所) 畜産振興計画 農林部より。

1-3-3 家畜人工授精体制

家畜人工授精に関する事業は、国立畜産試験場、国立種畜場、道立種畜場から成る行政機関に よる系列と、農路中央会中央人工授精所を中心とする系統によって行なわれている。畜産法に規定する 事業計画は第41表のとおりで、実績では農協中央会のものが50%以上のシェアーを持っている。

第41表 人工投精の実績と計画

(単位;頭)

	韓牛	乳牛	豚	計	備考
1966	8,937	3, 1 9 4	6 3, 4 9 7	7 5, 6 2 8	夹 績
1967	9,839	4,1 2 9	6 4,0 5 2	7 8, 0 2 0	,
1968	1 3, 4 0 0	4,400	9 1,7 0 0	109,500	*
1969	2 6,3 0 0	5,5 0 0	1 1 0,0 0 0	141,500	計 画
1970	3 2,0 0 0	6,600	1 2 1,000	159,600	•
1971	4 0,0 0 0	7,900	1 3 5,0 0 0	182,900	,

(出所) 農林部 畜産局調査より。

(a) 国立種畜場

場有地480haのうち、民家に近い50haの牧草地を周辺農家に無償貸与して、種畜場業務と連関する協同畜産団地活動を試図しており、その主な事業の一つに候補種雄牛育成事業を実施している。即ち、場生産の雄子牛を農家に配付し、そのうちから選定した候補種雄牛を各道種畜場に譲渡する方式で、種雄牛後代検定を含めて体系づけようとしている。

人工授精用精液の分譲は、今のところ年間約100本で、忠清南・北道の一部を対象としているが、この程人工授精科を新設し、凍結精液体制の準備をしている。

(b) 農業協同組合中央会·中央人工授精所

センター1,支所7,サプセンター10,ステーション164の組織から成り,全国一円に 亘って精液を配付している。今年度8月31日までの途中実績は第42表のとおりで,施設もほ ぼ整備され,利用効率も良い。

		2	**************************************	君	ī	別			_	道					别									
		豚	韓	牛	肉	牛	A	牛	京	畿	江	原	忠	北	忠	南	全	北	全	南	慶	北	Q	南
計	凾	91,頭 009	2 i 0 !	1, 98	9. 2	00	4, 4	0 7	2, 3	2 1	1	5 0	1	9 4	5 8	3 7	٤	3 1	2	30	3	00	5 4	1 1
実	纈	47,頭 178		2, 2 2	4, 2	03	2, 5	96	1, 4	13		8 9	1	0 6	3 7	77	,	45	1	40	1	29	2 5	9 7
比	率	% 49		5 8		45		62		53		5 9		5 5	(54		5 6		60		48	!	5 5

第42表 费路中央会•中央人工授精所精液配付種付実績

(出所) 中央人工授精所調査による。

(注) 1969年計画に対し、1~8月までの実績。

当面の計画として、センターに乳用牛10、アンガス牛10、韓牛20頭、大邱に韓牛40、アンガス牛5頭を、光州に韓牛40、アンガス牛5頭を夫々配置し、1頭当り6,000頭の雌牛を対象に、年間8万本の精液生産を予定している。

凍結精液利用に関する研究も進められている。液体窒素の確保に難があり、叉、経済的にもすぐには実施体制に入ることがむつかしいので、当所が開発した酵素利用方式で当面は進めようと準備中である。

国立種番場と農協中央会中央人工授精所は、今後の人工授精にとって2本の柱になるであろう。 当然、夫々の役割は違っていようし、又、違うべきである。種番場は改良の中心的な種畜生産を本 来の任務とし、人工授精所は種番場との連繋によって事業化するのが任務であろう。しかし、現在 の段階では官庁ペースと民間ペースという表現の違いはあっても、輸入牛の利用から出発している 点で変りがある筈はない。政府は、人工授精所の総経費にとって4分の1に当る補助金を交付する。

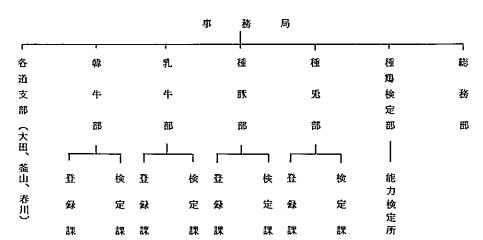
1969年の補助金額は8,606.5千ウォンで、その限りでは政府ペースである。今後、両施設の 夫々が、固有の築務を分担し合って、競合することがないよりに充実させて行くことが課題になる であろう。

以上の外、畜産試験場と道種畜場の精液配付業務がある。畜産試験場は試験研究の傍ら、求めに 応じて周辺に分譲サービスしているに過ぎないが、一方道種畜場は、施設等も不充分なまり、望ま しい機能は発揮できにくい状況にある。国ー道の種畜場を体系づける改良指導体制の整備が望まれ ている。

末端の単位人工投精所は、郡の農協か畜産農協が開設し、道知事の許可事項となっている家畜人工投精師は、種畜場か中央人工投精所において1ヵ月以上の訓練を経たものでなければ資格を与えられない。政府は1969年で単位家畜人工投精所に交付する補助金55,459.2千ウォンを計上している。これには人工授精師の給料、旅費に対する約1/2の補助金が含まれる。(附表(11)参照)

1-3-4 乳用牛の登録と検定

1966年2月設立された韓国 ホルスタイン登録協会は、1969年4月、豚を除く他の家畜すべてを統合して、韓国種畜改良協会として改組された。その事務局組織内容は第43表の通りである。



第43表 韓国種畜改良協会事務局組織

乳牛登録事業は種牛登録と種系牛登録に大別され,

租牛登録 = 血統登録 - 高等登録

稙系牛登録~基礎登録~予備登録~本登録

となっており,更に乳牛能力検定事業として分娩後 6 日から3 0 5 日間の産乳能力検定を行 なうと ととしている。

韓国の酪農は日が投く、それにもまして登録協会の歴史もどく新しい。協会そのものも、まだ整備されてはいないが、それよりも乳用牛飼養者の関心は極めて薄いというべきであろう。少なくとも原則として導入牛の登録は義務づけられているが、子牛の登録までは手がのびない。まして、雄子牛を除けば殆んど取引されることのない現段階では、登録牛という価格差への妙味も持てない。 事実、登録か非登録かによる価格の開きはまず見られないようである。

協会の構成員も固定的で年1,0000カオンの会員制となっており、正会員数312名と称する。 専任の審査委員はなく、ソウル農科大学とか組合専務という名士5名で構成され、地方審査員22 名も、大学教授を中心に委嘱されるという形である。

いずれにしても、外国導入牛が相次ぐさ中だけに、今のところ、登録そのものを活用する場はない。しかし、登録しておかない限り改良の足がかりを失ってしまう。

能力検定事業も本格的に進め得る段階ではなさそうである。政府の補助事業として、昨年度23 頭、本年度200頭を、ソウル周辺農家を選んで試行したというところである。

しかし、導入計画は1973年で打切る方針になっており、その後は国内生産牛の改良によって 賄われる。当面は経済能力検定を行って、経営指導の有力な手段にし、追って検定組織を整備して 育種体制に発展させたいというのが関係者の要請になっている。

又,乳用牛取引が積極化されるのも遠くないと考えられ,又そのためには取引市場の設定が必要になる。その場合,乳用牛形質の判断は登録による能力記録に頼ることになろう。こうした観点からも,政府が交付している登録関係補助金は,1969年度に15,546.6千ウォンになっている。

1-4 自給飼料の生産と利用

1-4-1 気象条件と草種

飼料作物等の栽培の基礎条件となる気象について、クライモグラフを描けば、附表 (12) のとおりである。このグラフが示すとおり、韓国の気象は、気温較差が大きく、降雨量は酷暑の夏に集中し、典型的な東アジアのモンスーン気候であることが判る。

この気象条件下においては、自然草は高温多湿の夏期に生長して、低温乾燥の冬期に休眠する所謂「夏型」の粗剛な草が多くなる。

従って、今後、草地の改良上、良質の永年牧草の導入が必要となってくるが、その草種の選定や、 利用管理上に配慮すべき引項について、気象条件の近似する日本の西南暖地の成績から類推すれば 概ね次のとおりである。

- 欧洲原産の牧草の多くは、所謂「夏枯れ現象」を起こし、特に耐暑性の弱いチモシーやペレニアル・ライグラス等の生存期間は極めて短く、耐暑性の比較的に強いオーチャードですら、その生存期間は3年位であるう。
- 日本の暖地で成功しているバーミューダ・グラス。 パピア・グラス等は冬の気温が低いた め導入は困難であろう。
- 秋播の越年性の飼料作物としては、青刈ライ麦が一般的である。

- 〇 光州においては背刈えん要は充分入り得る。
- 〇 イタリアン・ライグラスはソウル以南で充分栽培可能である。

1-4-2 耕地の利用

邑面における平均耕地規模の分布を示したのが第44表である。これを見れば、韓国北部の江原、京畿道において1ha以上層が30.3%、67.6%と多く、南部地域では、耕地規模はなお零細である。しかし、この相対的な耕地規模の零細性は、二毛作等の土地利用の高さで補っている。(第45表)

第44表 耕地規模別全国邑面の分布 (邑面数)

							<u> </u>
区	分	50a反未満	50~75	75~100	10 0~12 5	125a以上	計
江	原	1 (0.9)	12 (11.0)	63 (55.0)	29 (26.6)	4 (3.7)	109 (7.3) (100.0)
京	畿	1 (0.5)	7 (3.5)	57 (28.4)	112 (557)	24 (11.9)	201(13.6) (100.0)
忠	北	0	11 (105)	75 (71.4)	19 (18.1)	0	105 (7.1) (1000)
忠	南	0	36 (198)	117 (64.3)	28 (154)	1 (0.5)	182 (123) (100.0)
全	北	0	66 (407)	84 (519)	12 (7.4)	0	162 (11.0) (1000)
全	南	8 (34)	102 (434)	116 (49.4)	9 (3,8)	0	235(15.9) (1000)
慶	北	2 (08)	110 (44.5)	117 (47.4)	18 (7.3)	0	247 (16.8) (1000)
慶	南	25 (107)	137 (588)	70 (300)	1 (05)	0	233 (15.8) (1000)
Ħ	it .	37 (25)	481 (32.6)	6 9 9 (47.4)	228 (155)	29 (2.0)	1,474 (1000) (100.0)

第45表 水田二毛作比率と地域別分布

区分	25%以下	25~50	50~75	75以上	計
江 原	109	0	0	0	109
京 袋	201	0	0	0	201
忠北	8 5	1 5	5	0	105
忠南	166	. 15	1	0	182
全北	111	4 5	6	0	162
全 南	9 6	8.8	4 5	6	235
慶北	5 0	5 9	8 0	5 8	2 4 7
慶 南	1 3	5 5	130	3 5	233
11	8 3 1	277	267	9 9	1, 4 7 4

従来、韓国畜産の主流をなしてきた韓牛飼養は、稲ワラや山野草に依存する零細飼養であって、 飼料生産部門を持つ必要のないものであった。現在、進展中の酪農の導入にあたっては、他作目に に対し絶対的な優位性をもつ酪農であるだけに、その飼料作(耕地における)も進むであろうが、 この耕地規模の零細性が、酪農における飼養規模の限界形成の要因となりかねない。一方、韓国畜 産経営研究所の実恵調査報告書によって見れば、酪農+耕種の経営組織をもつ農家の耕地規模は下 表のとおりであって、酪農を導入する農家が、飼料生産や資本蓄積等の面からも、耕地規模の上層 であることの一断面を見ることが出来よう。

区 分	農場数	水 田	畑	果樹園	計
6頭以下	3	1. 1 ha	1. 1	-	2. 2
7~16頭	3	1. 4	0 2	-	1. 6
1 6 頭以上	3	3. 0	-	3 7	6. 7
計又は平均	9	1. 8	0 4	1. 2	3 2

酪農+耕種 農場の田畑面積 (1戸当り)

また、耕地の飼料作については、詳かにしなかつたが、今回の現地調査では、技術の進んだ酪農家の中には、狭少な耕地内において、北部では夏作のデントコーン、南部では、夏作のデントコーンと冬作のイタリアンライグラスの栽培体系がほぶ確立しているものが見受けられ、政府でも、これに研究を集中して、飼料作物の栽培基準を作成している。(附表(13)参照)

1-4-3 野草地の利用

酪農導入以前における韓国の牧野利用は、主として韓牛に対する野乾草調製によって代表される。との現象は、酪農の進展を見つゝある今日においても、乳用牛飼養にとの流通野乾草に依存するものの多いことによって知られる。即ち、酪農の歴史の新しい光州地域においては、良質の野乾草が、1㎏当り6ウォン程度の価格で、豊富に流通しており、酪農家の中にも牧草地造成の不急を唱える者もある程であり、中部地域においても、相当量が流通している。

野草の主な草種は次のとおりである。

禾本科草:ススキ, トダシバ, オカルガヤ, メカルガヤ, オオアプラススキ, サイトウガヤ, その他。

荳科 草:マルバハギ、クズ、その他。

その他:シラヤマギク,オトコヨモギ。その他。

となっており、これらのすべては、多年性で高温多湿な夏期に1~2mにも生長し、粗剛、かつ、 寒冷乾燥の冬期には、完全に休眠する性質を有している。刈取りは、年に1回、または2年に1回、 生長の終った秋に人力で行ない天日乾燥している。

遊休労働力の農村滞留が多く、労賃の安かつた従来においては、この野乾草利用もそれなりの合理性をもつていたが、今後、急速な酪農の展開を意図するとすれば、牧草の夏枯れ時期の補完としての野草利用の存在は大きいが、次のような点から、その利用は次第に困難となるであろう。

- (a) 労働力減少による刈取調製の減退と、労賃アップによる野乾草価格の高騰。
- (b) 酪農家の増加に伴なう需要増大による入手難と価格の高騰。
- (c) 多頭化する酪農家と韓牛飼養農家との競合による自由採草の困難。

1-4-4 草地造成

韓国における草地造成は、実質的には 1 9 6 8年の第 1 次畜産振興 4 ヵ年計画の発足とともにはじまったと云つてよい。

それ以前においても、草地の造成は政府施策のもとに実施されてはいたが、利用者の認識不足や 管理不良によって荒廃し、数字として捕えられているものは、1967年に造成された草地面積以 降のものである。

韓国の総土地面積 9,8 4 7,7 4 8 h a の 5 5, 林野面積は, この 6 8 男を占める 6,6 6 7,5 7 0 h a となつており, この 5 5. 林野以外の状態での開発対象となるものが, 1,2 3 4,0 0 0 h a あり, この 1 0 多の 1 2 3,4 0 0 h a を畜産振興計画の期間内において草地造成をしょうとしている。

草地造成の実績と計画

						単位;ha
区分	1967	1968	1969	1970	1971	計 (1968~1971)
集約草地	2,840	5,000	5,000	5,000	5,000	2 0,0 0 0
牧草秋摇	_		10,000	1 0,0 0 0	10,000	3 0, 0 0 0
野草地改良	_		2 0,0 0 0	20,000	3 0,0 0 0	7 0,000
砂防草地	_		1,000	1,000	1,000	3,000
計	2,8 4 0	5,000	3 6,0 0 0	3 6,0 0 0	4 6, 0 0 0	1 2 3,0 0 0

畜産振興4カ年計画期間

上表に見る造成区分別の方法と牧草等の生産基準については、次のように設定している。

区分	造 成 方 法	草生産量の基準
集約草地	耕起方式による集約牧草地の造成	25T/ha
牧 草 秋播	苣科牧草種子の秋播による簡進的な牧草化	1 5
野草地改良	障害物除去と施肥による草生の改良	7

このうち、野草地改良、牧草秋播の草地改良は、その殆んどが韓牛用の草地であって、酪農用の 牧草地は集約草地が主体となっている。

草地造成の制度は、1969年の「草地法」の制定によって確立されたわけであり、その内容も整備されている。同法の中で特徴的な点は、草地造成用の土地対策として、土地収用を含んだ取得対策と、大規模な企業牧畜業の育成が盛られていることであって、このことは、ソウル近郊の大牧場の輩出に見る如く、都市資本家の牧場開発に対する投資を誘導と同時に草地法による草地使用及び賃貸の道が開かれており、農漁民所得増大事業推進とともに、農家への酪農導入が容易になる反面酪農導入とその規模拡大のために制度融資の問題は、まだまだ今後の課題として残るであろう。

草地造成に対する補助施策として、その集約草地の造成について見れば、ha当りの標準事業費は63,000ウォンで、この1/2が国庫補助となり、更に残額の1/2が融資対象となっている。その条件は、2年据置きの3年の元利均等慎選で、年利率は9分となっている。

草地造成の工法は、現在、豊富な労働力を活用し、人力による丁寧な牧草地を造成している。しかし、昨今にかける農村労働力の減少傾向から見て、今後工事そのもの 5省力化、工事のスピード

アップによる適期播種,造成草地における機械利用を可能にする施工が必要となろう。 とのために は、機械工法や蹄耕法等の採用がなされるものと思われる。

又、対象地の土壌は、夏期の多雨のため酸性が強く、牧草地造成に際しては石灰の施用が不可欠 であり、燐酸、特にアルフアルフアに対する硼素の施用も必要である。

集約草地の草種は、多年性の混播牧草が殆んどを占めており、その主体は、禾本科ではオーチャードグラスとトールフェスキュー、 荳科では、ラデイノ クローパとなつている。 しかし、 ラデイノ クローパが、禾本科草を圧倒して草地の寿命を短かくしていることからみれば、Common type (例えば、ニュージランド・ホワイト) やWild type のホワイトクローパ等に置き換える必要がある。

オーチャードグラスは、収量も多く、乳用牛の嗜好性もよいが、夏枯れのためか、多少寿命が短かく、3~4年程度のようである。

トールフェスキューは永続性があり、5~6年の草地でも、まだ髙い生産力をあげているが、草 丈の短かい、若い間に利用しないと嗜好性が低い。

その他。ペレニアル・ライグラスやケンタッキーブルーグラス等も用いられているが、高温多湿 のための夏枯れで永続性に問題がある。

草地造成用種子は,需要且のほぶ1/2程度を輸入に依っているが,輸入種子についての発芽率,発芽勢,純度などの品質検査体制の整備も必要となるう。

また、自給種子については、採種技術の向上は勿論のこと、原種園、採種園の系列化を図るとと もに、品質保証、品種保証についても早急な整備が望まれる。

夏枯れ対策としては,

春の一番草の伸ばし過ぎが,反って夏枯れを助長する傾向がみられることから,適期刈取による 牧草サイレージ調製等の利用上の指導が必要と考えられる。

又, 夏枯れに強い草種の選抜については, 可及的に数多くの牧草を集めて, この中から適草種を 選抜することが, 最も早く実用化する方法と考えられる。

一方、夏枯れ対策の一環として、自然草からの育種研究にも着手していたが、野生草の栽培は、 短年月での効果は期待困難と考えられ、研究陣等の強化とともに、10~20年の長期に亘る研究 を可能にする体制が必要と考えられる。

1-4-5 造成草地の利用

造成草地利用の主体は、手鎌刈取りによる青草給与である。

政府の強い指導によって、1頭当り2haの草地を有する農家も、大規模企業牧場も、この対応 は同様である。

そして、このことが、1番草の刈遅れ、夏枯れの助長、草地の急速な荒廃という悪循環の大きな 要素となっているといえよう。

とれが機械力導入の必然性が,労働力の流出や賃金の上昇という背景以外に,技術的な側面から も迫られているとする論拠でもある。

一面, 豊富な造成草地における放牧利用は全くといえる程, なされていない。極く稀に人が牛群を追って歩く牧場を見かけたに過ぎない。

豊富な低賃金労働力の上に成り立っていた大規模企業牧場も,先づ,季節的な臨時雇用労働力の

確保難から機械化を迫られるであろうし、とれに影響されて、従来、安定就労的な意味で、臨時雇用労働力よりも、相対的に低賃金水準にあった年雇用労働力についても、徐々に確保難の事態はやってとよう。

そして,一方においては,経営の当然の対応として,多頭化に伴う土地利用の集約化が要求されてくる。

更に、現在迄のところ、農機具メーカーが附属農機具の製造を手がけなかったこと」、輸入抑制の政策との関連で、乳用牛飼養農家の大半が国産の耕耘機を持ちながらも、主として運搬に用いるのみであったが、最近における、当該メーカーと日本およびアメリカのメーカーとの提携による附属農機具製造への着手と政府による支援が現実化している。

この様な条件の出揃った時、韓国酪農における。特に草地の管理利用における機械化は急速度で 進展して行くものと考えられるのであって。この時のためにあらかじめ利用体系、技術体系確立の 準備がなされている必要があろう。

又, 放牧利用については, 大規模な企業牧場に限らず, 農家における複合的酪農経営においても, 耕種部門や, 夏期間の貯蔵飼料確保のための作業との労力競合の関係から, 放牧方式の採用を迫ら れて来ることは当然であろう。

これについても,技術的な準備とともに,政策面においても,牧柵,給水施設等の施策対応が必要となるもと考えられる。

1-4-6 飼料の需給

韓国における磯厚飼料の原料は、糠類 6 8 %、穀類 1 8 %、その他 1 4 %で、その利用方法も従来はすべて単味飼料のみであり、とのような濃厚飼料の利用形態からも韓国の畜産は農業副産物利用による全くの副業畜産であったととが想像できる。

しかし、飼料の消費量は最近急速に増加し、特に濃厚飼料の消費量は、採卵養鶏の企業化、プロイラー産業の抬頭、酪農の振興等により顕著な増加を示している。

配合飼料の生産も1967年より本格的に開始され、1968年10月現在、政府に登録した配合飼料工場は60カ所を数え、年間の生産能力は700,000M/Tに達しているが、1968年度の配合飼料生産量は200,000M/Tのみで、工場施設の稼働率は30%弱である。市道別の配合飼料工場の分布状況は第46表のとおりである。

これまでの流通飼料と畜産物の価格の推移をみると、第47表に示すとおり、両者の価格が絶えず不安定で、価格変動がある毎に畜産物生産者だけでなく飼料業者も打撃を蒙むつていたことが明らかである。

家畜増殖計画においては、家畜別の増殖計画に合わせて、飼料需給計画を別表(14)のとおり作成している。これによると、1971年の見通しは濃厚飼料不足による輸入必要量は、1967年の約10倍の279,000M/Tになる見通しをたてており、現在の主要飼料価格は下配のとおり乳価に比して安価であるが、今後においては上記のような濃厚飼料不足から値上がりが予想される。

これに対して政府は、飼料調節基金を設置して飼料価格の安定化を図っており、また、1969年になって政府は、飼料価格の変動に備えるため1969年より3カ年間270,000M/TのトウモロコシをPL480の1によって輸入することを決め、すでに1969年度分として90,000M/Tの輸入を実現している。なお、この輸入トウモロコシの管理業務はAFDCに委託している。

購入飼料 1 kg 当 b 価格

トゥ	モㅁ	コシ	3 0.0 0 ウオン		鍣		1270ウオン
大		麦	2 9. 0 0	大	麦	糠	1217
脱	脂	糠	1 1.2 3		塩		6. 2 5
大	豆	粕	4 0.6 3	貝		粉	3. 2 5
菜	種	粕	2 0. 5 0				

(注) 配合飼料は注文者の要求によって成分が異なるので、統一価格を示すことはできないが、 乳牛配合飼料の農家購入価格は18~22ウオン位である。

さて、短期的には飼料価格の安定策として適量の輸入は必要と思われるが、長期的には畜産物輸出見通しのたゝない韓国においては、自給飼料資源の開発利用によって輸入飼料は漸次抑制することが必要であろう。

第 4 6 表 配合飼料工場分布状況

	所。	国 別 登 剣	禄飼料]	C 場		年	次 別	J 登	绿 状	況	
	飼料 協会	農畜場	一 般	合 計	1963	64	65	66	6 7	68	기
ソウル	2 0	1	2	2 3	2	8	1	3	7	2	2 3
釜山	2	2	1	5	2	1		1	1		5
京畿道	5	5	2	15	5			2	2	3	1 2
江原道	1			1	1						1
忠滑北道	1		1	2	1				1		2
忠滑南道	3	2		5	1	1			1	2	5
全羅北道	2	1		3	2			ŀ		1	3
全羅南道	1	1	3	5		3	Ì			2	5
慶尙北道		2		2			1		1		2
慶尙南道	1			1					1		1
资州 道			1	1		1					1
計	3 6	1 4	10	6 0	1 4	14	2	6	1 4	1 0	6 0

(注) 韓国畜産経営研究所「畜産振興に関する研究報告書」より。

第47表 飼料と畜産物の価格動向(1962年=100)

		1960	6 1	6 2	6 3	6 4	6 5	6 6	6 7
飼料	トウモロコン 遊	6 3 7 7	9 2 7 8	100	1 4 2 1 0 2	260 119	189 134	227	2 4 4 1 6 7
畜産物	鸡 卵 生 豚	79 62	8 6 7 1	100	119	170	135	238	246

(注) 韓国畜産経営研究所「畜産振興に関する研究報告書」より。

1-5 酪農経営と指導

飼 麥 規 模

1-5-1 酪農経営の特質

乳用牛飼養の動向と規模別戸数の分布については、 $\Pi-1-2-1-\Pi-1-2-3$ において述べたが、この経営の実態について、1968年に、韓国畜産経営研究所の行った「実態調査報告書」によって概観すると次のとおりである。

本調査は、ソウルに近い京畿道楊州郡の14牧場、平沢および天原地方の8牧場、計22牧場について聴取りによったものである。

その規模別戸数と経営主の在不在、および、経営主の学歴等については第48表のとおりである。

		経営主の常住			学 歴			歷	年令•経験年数			経営組織		
Z.	分 ———	常住	非常住	計	国卒	中卒	高卒	大卒	年令	経験 年数	酪農 専門	路農 耕種	酪農+ 畜産	
6頭	以下	7	_	7	2	2	=	2	46.9		2	3	2	
7 ~	16頭	5	4	9	=	1	5	3	4 7.7	5 4	5	3	1	
1 7	頭以上	4	2	6	_	1	_	5	4 9.8	60	2	3	1	
計又	ーー は平均	16	6	22	2	4	6	10	4 7.5	5 2	9	9	4	

7~16頃

第48表 経営主および経営組織

これらの経営の収益性分析表は第49表に示すとおりである。

1~6頭

127,260 ウオン

3 2.4

61,059 ウオン

経 営 費

40

率

所

所 得

平均饲资函数	29 🕱	109 頭	30.7 夏	138 頭	
(搾乳牛)	(21)	(9.0)	(2 2.8)	(106)	(_
飼料園面積	05 ha	4 8	7.9	4.3	
<u>牧野面積</u>	0.5	1.9	2.0	1.5	
1頭当り労働時間	1,350 時間	1,108	7 2 5	891	
(うち自家労働時間)	(925)	(141)	(49)	(139)	
1 頭当り	ウオン				
(購入飼料費	7 2,9 7 5	5 3,85 6	66,4 18	62,697	
{自給 〃	17,677	9,1 33	7,5 4 4	8,7 2 3	
計	90,652	6 2,9 8 9	7 3,9 6 2	7 1,4 2 0	
飼料 自給率	195 %	1 4.5	102	1 2.2	費用比率
1頭当り 投下資本	627,800 ウオン	656,461	5 6 4,9 9 8	5 9 5,3 1 4	
1頭当り _ 搾乳 牛乳 最	4,8 0 5 kg	4,0 4 7	4,3 8 0	4,332	
牛乳 1 kg当 b 生産費	46.05 ウオン	3 2.7 3	32,41	44.35	
1 kg当り 乳 価	49~50 ウオン	4 9~50	49~50	49~50	
1 頭当り					i
	ウオン				
粗 収 益	188,319	157,313	183,406	166887	

第49表 程 営 分 析 表

17頭以上

130,213

53,193

29.0

平

1 25,7 48

41,139

24.7

摘要

117,618

3 9,6 9 5

3 3.7

この表に見る如く, 規模別には, 6 頭以下層が, 1 頭当りで最高の 6 1,0 5 9 ウォンの所得をあげ, 次いで1 7 頭以上層の 5 3,1 9 3 ウォン, 7~16 頭層は, 最低の 3 9,6 9 5 ウォンとなっている。

7頭以上屬が、共に、相対的な所得低位を示す共通原因としては、雇用労働による牧場所得の減少があげられる。その程度は、7~16頭層で、総投下労働時間に占める雇用労働の割合は87%、17頭以上層では、実に93.2%となっている。次いで、7~16頭層が特に最低の所得額を示す理由は、牛乳生産量の4,047%という低さに起因するものであって、「報告書」によれば、これをもたらしたものは、「飼料の投入や、労働の集約等によって影響されたのではなく、飼育技術乃至は、経営の合理化の差異による」としている。そして、この立証として、学歴、経営主の在、不在、経験年数等を指標として分類した「技術水準」別に産乳量を分類し第50表のような分析を行っている。

区	分	単位	技術水準 I	п	ш	平均
搾	孔 量	kg	3,7 3 5	4,280	4,984	4,3 3 2
搾乳	牛比率	15	8 2 8	7 0. 0	794	769
飼	料費	ウオン	7 4,0 2 9	5 8, 5 8 7	8 4, 7 3 6	7 1, 2 4 0
労働	時間	時間	9 5 7	7 5 6	997	8 9 1
経営	所得	ウオン	2 1, 4 4 4	4 4,6 6 3	5 5, 1 1 0	4 1, 1 3 9

第50表 技準水準別の搾乳量等

1-5-2 飼料の生産給与

飼料の生産給与について見れば、第51表のとおりである。

区分	飼料	4 生 産 面	積	自	給飼料	り め 内	容	10a当b
	飼料醗	牧野地	ät	栽培飼料	野草採取量	登場副産物	計	生産給与量 (栽培飼料
6 頭以下	1 6 9 ^a	164 ^a	3 3. 3 ^a	5,5 1 8	5,094	1,484 ^k	9 1 2,0 9 6 l	
7~16頭	4 4. 3	1 7. 3	6 1.6	9,8 16	8,344	367	18,160	15 00
17頭以上	2 5. 6	0.65	3 2. 1	4,3 60	2,100	282	6,7 4 2	1,3 0 0
平 均	307	106	413	6,196	4,320	391	10,907	1,500

第51表 自給飼料の生産

上表に見る如く,飼料生産面積は,各階層平均で41.3aとなっており,頭数規模の拡大に相応して,面積確保はなされている。しかし,この飼料生産面積に対する栽培飼料の生産給与量は,各階層平均でも1,500kgと極めて低位であって,更にこれと裏腹に,野草採取量の多いさが特徴的である。そして,このことが,総体的な労働時間の多いことの一要因となっているものと考えられる。

第52表 飼料の給与量

							
区分	年間 給与量	(1頭当り)	1日1 図当り給与量				
	護厚飼料	粗飼料	溃厚饲料	粗飼料			
6 頭以下	4, 4 3 3 kg	1 5, 4 3 5 kg	1 2 kg	4 2 kg			
7~16頭	3,947	1 4,7 7 5	1 1	4 0			
17頭以上	6,235	1 1,1 3 7	1 7	3 0			
平均	5,362	1 2,5 8 9	1 5	3 4			

以上,「報告書」の中から問題となるべき事項を中心に概観したが,今回の現地調査によっても,広大な草地利用について,放牧をとり入れることなしに,手刈りをもって挑み,搾乳や牛乳運搬に多くの労働力を消費しており,しかも,この労働力の大部分が雇用労働力依存という経営主不在の牧場を数多く見受けた。又,搾乳量にしても,主として分娩間隔の長いことによる平均搾乳の低さにもからわらず,必要以上の濃厚飼料の多給が見受けられた。これらの現象は,何れも,短期間における急速な多頭化の実現によって,経営管理や技術がこれに追いつけず,経営の各要素が正常に機能していないことを物語っている。

特に、韓国酪農の特徴として目立つことは、高い乳価と、安い飼料価格である。この条件の中では、都市近郊の土地利用を行なわない搾乳専業的経営も、それなりの収益を上げて成立し得るし、一方、可成の飼料生産圃場又は草地等をもつ経営であっても、迂回度の強い自給飼料の生産利用を敬遠して、安易な購入飼料依存の多頭酪農に向かう傾向を強めるであろう。そして、このことに、安い雇用労賃と、安い野乾草の流通が拍車をかけている。

政府は、さきに、乳牛導入資金および施設資金の割当条件として乳牛1頭当り2haの草地造成を条件とした所似のものも、この傾向の是正による土地利用に立脚した健全な酪農の育成にあったものと考えられるのであって、これらの推進のためにも、土地利用と自家労働力を主体とする適正規模での農家酪農の育成と主産地化が特に期待される。

1-5-3 酪農指導体制

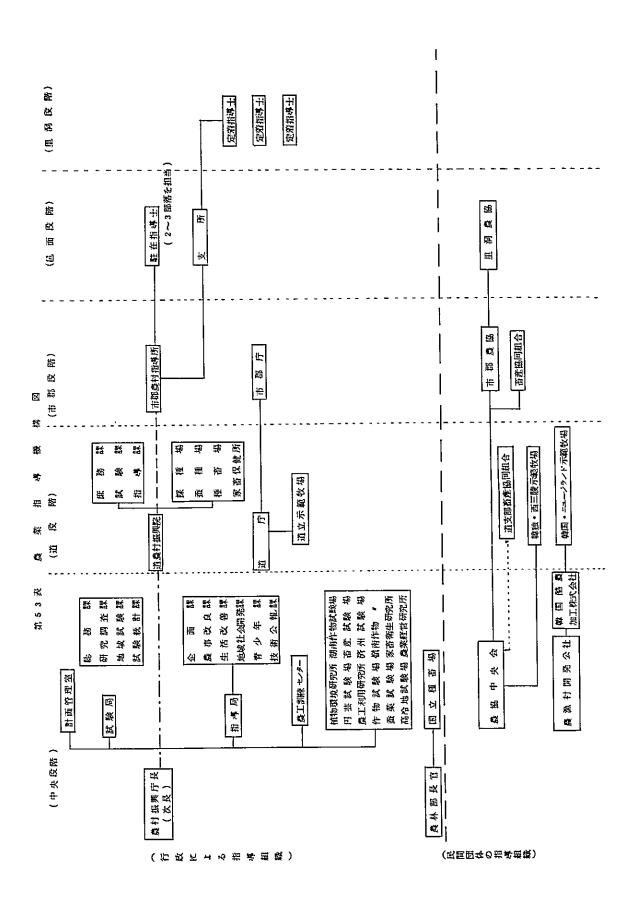
農業の試験研究機関および指導組織については、第53表の機構図のとおり、体系的には整備 されている。

このうち、酪農に関する試験研究機関としては、中央政府農林部の外庁である農村振興庁の研究 局傘下に、植物環境研究所、畜産試験場、家畜衛生研究所、農工利用研究所、および農業経営研究 所等がある。

伝統と蓄積をもつ植物環境研究所と家畜衛生研究所の外は、各機関とも酪農に関しては発足段階であって、偖についたばかりといい得るが、少壮気鋭の研究者を揃えたこれ等機関の今後の活躍に期待するところは大きい。 それだけに、迂回度が高く問題の多い酪農の課題について、緩急の選択による能率の高い研究推進の対応が特に要請されよう。

一方, 普及指導については、農村振興庁指導局を頂点として、各道の外庁である農村振興院 - 市 郡指導所と繋がつて普及組織を形成している。

全国 800 カ所の市郡指導所および同支所には 6,700名の普及員を擁して普及指導に当っているが、この中には、普及員の中から選ばれて、農業経営を営みながら周辺農家の指導にも当る「駐在指導士」(総数 640名のうち畜産 146名)があり、更に、篤農家的な、かつ指導力のある農家を「定着指導士」としてグループ活動の中核的存在たらしめている。



創設期の酪農推進上の共通的特徴として, 政府-道庁-郡庁等の行政執行機関による事業実施に 関連する推進指導が重要な役割と影響力をもつことがあげられよう。韓国の場合は, 特にこの推進 指導等が強力のようである。

団体の指導としては、農協中央会の系列に繋がり、資金融通を事業の主体とする市郡農協と里洞 農協があるが、ことにおける指導員は、主として融資にからる導入牛の確認や、一般的な経営指導 にあたっている。この外、組織的には、農協中央会に繋がるが、信用事業を行なわない、道段階に 設立されている畜産農業協同組合や人工授精施設(農中、畜協)の技術指導員や人工授精師による 指導がある。

とのように、国における試験研究、国 – 道 – 市 – 郡を通ずる普及、行政機関による指導は、組織的には申し分のない体制を有するといえるし、現段階においては、その指導活動も極めて積極的である。

しかし、急速に増加する乳牛頭数や新規多頭経営に対応して、その健全な育成を図るためには、 質量共に今後の整備に俟たねばならず、更に、団体等における指導力の増強が期待されるととろで ある。

今後, 酪農の急速な進展と同時併行的に指導力の強化を図らればならない事情を思えば, 多元的 指導による農家の混乱や, 指導エネルギーの重複を回避する配慮が特に必要と考えられる。

1-6 乳用牛の衛生と共済

1-6-1 乳用牛の防疫衛生

家畜伝染病の防疫については、中央政府の畜産局衛生課を頂点として、道および道の家畜保健所を通ずる国家防疫体制を布いている。現在まで、家畜伝染病の発生は第54表に見るように極めて少なく、関係機関の努力がうかがわれる。(附表(15)参照)

これら機関のうち、長い歴史と蓄積をもつ家畜衛生研究所は、農村振興庁の系列にあり、主として家畜伝染病の試験研究と鶏の一部を除くワクチン製造に当っている。最近では乳用牛の大量輸入や国内における急速な頭数増加に対応し、繁殖障害や一般疾病の治療、更には人工授精の研究をも手がけつ」ある。(附表(16)参照)

又, 家畜保健所は, 道の農村振興院の下部組織として, 各市道に設置され, 防疫衛生, 畜産物検査, 疾病診断および可検物検査を担当している。(附表 (17) (18) (19)参照)

獣医師の分布は、第55表のとおりとなっているが、これ等のうち、無獣医地域や山村、島興には、国の手当補助による公獣医師も含まれている。

急増する輸入乳用牛の検疫対策としては、1969年に引続き、1970年においても検疫施設の新増設を計画中であり、防疫衛生体制の整備には、よく配慮されている。(附表(20)参照)

しかし、最近における、年間 3,000頭を越える乳用牛の輸入、新規多頭飼養経営の急増、更には、草地造成の進展に件なり放牧利用の必然化等を考慮した場合、既に、次のような課題が提起されていると見ることが出来、その対策が急がれねばならないであろう。

- (a) 育成牛輸入に対する検疫の対応と購買方法の検討
- (b) 繁殖障害, 乳房炎等に対する指導の強化
- (c) 放牧衛生についての研究と指導
- (d) 獣医師の技術向上と活用

第54表 家畜伝染病兔生状况

					Black -leg	Anthrak	Rabies	Cholera	New- castle Disense	Fow1 Pox	Infect- jous Coryza	Swine Erysi- pelas		Swine Influ- enza	Pasrure losis	Black head	Pullo- rum	Tubere- ullosis	Bruce- Hosis
	1 :) 6	5 5		54	28	47	1,817	1 4,1 7 9	-		133	_		-	-	17,720	33	-
,	. :	9 6	; 6		27	5	10	687	6,499	200	480	73	3,788	28	7	300	6,411	44	3
	1 :	9 6	5 7		18	1	8	46	5,194	100	1,849	22	1	-	7 2	11	1 3,5 2 7	46	10
,		ゥ		n	_	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	137	3	_
釜				Ш	_	-	-	-	-	100	3	-	-	-	7 2	11	173	2	- 1
弶		畿		道	_	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,083	3 2	_ !
Æ		原		焽	-	-	2	-	1,4 1 1	-		-	-	-	-	-	426	-	-
蚗	才	4	比	道	4	-	_	-	463	·	-	-	-	-	-	-	759	-	2
핟	補	F	有	ŭ	_	-	-	7	1,3 2 5	· -	1,589	3	1	-	-	-	2,8 7 5	1	-
全	雑	1	lŁ	ų	_	-	2	19	1,38 0	-	260	19	ļ -	-	-	-	619	-	! !
仝	M	ľ	ħ	道	_	-	-	-	549	-		-	-	-	-	-	1,0 2 5	-	1
康	尙	1	lt	ű	12	-	2	1	;	3 -	-	-	-	-	-	-	2,5 6 9	7	_
繳	[6]	Ē	Ħ	道	-	-	-	17	63	-	- -	-	-	-		-	1,194	1	-
Ø		Ж		道	2	1	-	2	-		-	-	-		-	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	7

(出所) 農林部 畜産局「畜産統計」1967年による。

第55表 帐医節分布状况

				I	挥劾			Si		
区	S.	۱ ۱	路 数	行政	研究	公骸医	開業	学 校	団体	その他
	1965	一	2,054	4 3 8	116	421	4 2 1	185	157	316
	1966		2,073	433	119	364	509	183	178	287
	1967		2,122	466	141	349	5 4 9	216	169	256
,	2	7	190	2 5	6		109	1.5	1 2	2 3
釜	·	ш	7 2	14	13	_	2 3	4	4	1.4
京	畿	ŭ	285	5 6	5 9	4 6	5.8	17	3 2	17
江	E .	道	117	3 3	6	36	16	7	2	17
忠	宿 北	ž	8 8	2 5	5	2 2	1 7	8	4	7
忠	清南	道	163	2 8	11	3 9	4 3	8	17	17
· 全	羅北	道	325	7.4	5	36	51	40	3 3	86
全	羅南	道	250	6.7	10	4.9	4.7	3 6	18	2 3
6	尚北	道	276	5 2	9	61	102	2 4	17	1 1 1
	尚南	ц	236	4.7	7	5 2	5.9	3 9	16	16
荮	**	道	120	2 5	10	8	2 0	18	14	2 5
京	安	城	11	3	_	2	2	1	2	1
京畿道	Y	沢	15	2	_	3	7	_	3	_
虫	天	Ø	9		4	2	1	_	_	2
忠清南	天	安	11	3	-	_	3	_	2	3
'n	7	山	11	5	-	3	3	-	-	-
	光	₩	4 0	10	3	-	5	16	2	4
全	光	此	7	1	2	3	-	-	-	1
	潭	(4)	8	2	-	2	1	1	2	_
羅	和	瓜	9	5	-	3	1	-	-	-
南	羅	₩	1 2	1	-	3	5	-	-	3
	長	媒	7	2	-	3	1	-	1	-
道	歧	平	7	2	_	2	1	2	_	
	81		9 0	2 3	5	16	1 4	1 9	5	8

(出所) 農林部 畜産局「畜産統計」1967年かよび畜産局衛生課資料による。

1-6-2 乳用牛の共済

家畜共済制度は,一般共済と特殊共済に分れており,乳用牛は特殊共済として運用されている。 共済機関としては,農業協同組合中央会および同市郡農業協同組合がこれに当っている。対象乳 牛は、生後6ヵ月以上のものとなっており,次のものは義務加入となっている。

- (a) 血統登録の乳牛および種雄牛
- (b) 国有並びに地方自治団体所有牛
- (c) 政府計画による導入碓牛
- (d) 対日請求権資金による導入雌牛

共済事項は、斃死、切迫と殺、法令による殺処分で、共済金額は共済契約当時の家畜価格の100分の80を最高額としている。農事資金により斡旋購入した乳用牛については、その貸出金額以上、購入金額以下であって、共済掛金は乳牛価格の1,000分の25、共済期間は1年となっている。

以上の如く、現在のところ、共済制度としては、死廃共済だけであるが、将来、疾病共済についても、これを制度として仕組むことの検討がなされるものと考えられる。

一方,韓国酪農加工㈱においても,農家,牧場等の加入による互助組織等を作って,自衛対策の 一助とすることが望ましいと考えられる。

1-7 農業金融と酪農

1-7-1 農業金融のしくみ

韓国の農業金融は、農業協同組合を中心として行なわれている。

別表 1.のとおり、全金融機関の農業資金貸出のうち94多強が農協扱いである。

韓国の農業協同組合は、里洞組合を単位として、市郡に市郡組合、中央に中央会をおく3段階組織である。この一般農協組織のほか畜産と園芸2種類の特殊組合が中央会の構成員として存在する。

全国の農協営業店舗数は607に及んでいる。(送金取扱店舗275, 国庫収納代理店166, 国軍代理店12)。

今日の農業協同組合は、1907年に発足した金融組合を前身とし、1961年8月農業銀行との統合により設立された第2次の農協である。

農業協同組合は、法律に基づいて信用事業のほか指導、購買、販売、利用、加工の各事業を営むが、農協の沿革に鑑み金融中心的事業運営といえる。

しかも金融組合が当初市郡段階に設置され歴史的に発展した経緯からして、市郡農協が農業協同 組合の中で中心的な存在となって活動している。

里洞農協は、組合員規模が1組合員平均160名弱と零細で、いわゆる「自立組合」(経営能力を認められ肥料業務と農事資金取扱業務を市郡農協より移管)は全体の28%に当る400組合にすぎない。

反面, 農業協同組合中央会は, 市都農協および特殊農協を会員とし, 各道に支部をおき, 農業協同組合の中央組織として全国的な相互調整を行なっており, 農産物共販場・配合肥料工場・配合飼料工場・乳牛牧場・家畜人工授精所・農協大学など各種施設を保有し, 別表2のとおり自体資金700億ウオン, 政府資金800億ウオン計1,500億ウオンを財源に各事業を運営している強大な中央機関である。

韓国の農業協同組合組織の現状は、上部組織ほど経営基盤が強固であり、個々の直接組合員を結合する里洞農協は組織・経営とも脆弱であることが特徴的である。

韓国の農業金融は,以上のような農業協同組合を中心に行なわれているが,組合員農家に対する金融の主体は市郡農協であつて,市郡農協から里洞農協を通ずる金融ルートは一部の自立里洞組合に限られ、大半市郡農協が直接組合員に金融を行なつている。

特殊農協は金融事業は行なえないことになつている。

1-7-2 農業金融の内容

次に農業金融の実情を内容的に概観すると下記のとおりである。

(a) 農協中央会の金融指導方針

農協中央会は,市郡農協の余裕金を吸収した自体資金と政策的な政府資金を財源とし,季節的不足資金は韓国銀行借入金により調達,市郡農協を通じて融資を行なうが,農協中央会が現在とっている金融指導方針は次のとおりである。

(1) 農協自体資金の増強

1969年度末(12月末)農協予金残高目標700億ウォンを必達する。

(注) 1969年度中増加目標242億ウオン

(2) 里洞組合対策

面単位に合併を推進し、農事資金(短期営農資金)を取扱わせる。 合併目標は、現組合数14,100を1969年度末までに10,000組合にする。

(3) 一組合員貸付限度

担保評価額の80多以内を原則とし、一般短期資金は最高20万ウオンとする。

(4) 融資率

原則として70%以内(運営資金は50%以内)とする。

自己資金調達の確認は、予金実績によるほか、資金の払出しは出来高に応じ融資率により 実行する。

(5) 担 保

原則として第1順位で徴する。

農家に対しては農地を担保に徴する(農地担保法)。

(6) 保証

原則として有担保の場合1名。無担保の場合は2名の連帯保証を徴する。

(7) 貸出金回収率

短期営農資金は当年12月末までに最低70%,少なくとも翌年3月末までに100%回収する。

(8) 組合員に対する指導

営農改善・経営の合理化・経営収支簿記帳等経営指導を行なり。

市郡農協は地区内農家 数に対し職員数が少ないので、里洞農協を面単位に拡大を推進し、経営指導体制を強化する。

(注) 技術指導は国。道等の技術普及組織に変ねられており、農協自体による指導は行なわれていない。

中央会の方針をうけて、市都農協自体で貸出対象の選定、貸出条件および事後管理について 厳正な方針をとつている。

例えば、貸出先の審査は、信用調査(人的要素と物的要素)に基づく点数制による評定を行なっているほか、事後管理も指導員による経営指導とともに、日常職員の部落別担当制による

管理を行なつている。

(b) 金利体系

韓国の農業金融における金利体系は下表のとおりである。

(予 金)

種		S !	ĺ	Ŧ			率	摘
普	通	予	立	年	1	. 8	96	
Ą	知	,		,	5	0	%	据置 3 0 日以上
国民	庁蓄	祖合。		•	2 2	. 8	%	
据	171	,		定其	月子金	żγc	同じ	
定期) *6	カ月以 カ月以 年以上	Ŀ.	•	1 2 1 6 2 2	. 8	%	
生	括	•		年	ç	9 6	%	1 カ月以上据置,予置限度 5 百万ウオン以下
農	民	,		,	1 2	2 0	%	農産物販売代金より予入

(贷出金)

種 別	利 率	摘 要
一般資金	年 24.0%	
一般農事 "	150%	農菜生産資金(営農資金)
農林 *	240%	農産物加工団体,山林組合等団体の生産,集荷資金
積 金 貸 出	2 4.0 %	積金契約額の範囲内の貸出
税 金 担 保 貸 出	188%	* 払込額の *
当座贷越	# 260%	
対充農業 短期	100%	援助物資見返り,當農資金, 里利組合, 財政資金貸出, 特殊組合事業資金等
, , 中期	90%	施設資金,農菜近代化,倉庫資金等
財特農業資金	90%	財特会計よりの貸出, (一般会計, 公務員年金会計) 飼料調節, 農産物価格安定資金等
生活資金先貸	11.6%	米代金入金までのつなぎ貸出

(注) 延滯金利 年365%

韓国の金利は,全金融機関統一されており,予金利息は非課税となつている。

韓国の金利が相当高率であるのは、新政府のいわゆる「逆マージン政策」(予金金利を高くして遊休資金吸収)によるものであつて、1968年まで農協の一般貸出金利も年26%であったが、1969年6月より年24%に引下げた。

農協中央会は、今後農協予金量の増大に伴なって漸次引下げに努力する方針である。

(c) 農協の資金調達規模

別表3のとおり、1967年末の資金調達規模は737億ウオンで、内訳は予受金278億ウオン(37.7%)、政府借入金

192億ウォン(26.1%), 韓国銀行借入金

242億ウオン(32.8%)となつており、農協自体資金の不足により政府、韓国銀行借入れ の依存度が高い。

とくに、農協信用事業資金の韓銀借入れが増加しており、農協の金融部門貸出金の韓銀依存 度が1967年末22.5%に高まつてきている。(参考計表(2)参照)。

(d) 農協の予金

1968年末468億ウォン(年間増加額190億ウオン、増加率68.3%)で遂年急速に伸長している。

1967年末の一般金融機関予金

1,963億ウォンに対し農協予金は278億ウォンで14.2%に当るが、内容的には貯蓄性 予金が一般金融機関で73%を占めているのに対し、農協は54.4%でとの比率が低下の傾向 にある。(参考計表(3)参照)。

さらに、農協予金を予金主別にみると、1967年末非農民予金が87.5 多と高い比重を占めているのが特徴的である。

このことは、予金層と借入層が完全に分解し、組合員農家は資金力に乏しく、大半資金の需要者として存在していることを意味する。

(e) 農協の貸出金

1968年末471億ウオン(年間増加額127億ウオン、増加率36.9%)で、この5ち 農業資金が389億ウオンであつて、金融部門に202億ウオン、財政部門に187億ウオン を貸出している。

別表4のとおり、農脇の貸出は、1967年で年間626億ウオンに達しているが、内容的には金融部門貸出が一般資金・農林資金および会員経済事業資金を中心に552億ウオン

(88.2%)を占め、財政部門貸出74億ウオンは農業資金貸出の比重が高い。

農業資金のうち中長期資金が131億ウォン(44.9%)で、との比重が高まりつつある。 (参考計表(4)参照)。

農協貸出金の短期・中期・長期別貸出条件は別表5のとおりである。

1-7-3 酪農金融

金融措置が制度化され融資が行なわれるに至つたのは1968年度からで、最も新しい金融分野である。

1968年「農漁民所得増大特別事業」が設定され、との事業に共づいて政府資金による乳牛導入資金および牛乳加工施設資金が農協系統を通じて融資されるに至つた。

(a) 乳牛導入資金(農家に貸付)

貸付資金枠 1968年度 4億ウオン

1969 〃 4億ウオン

贷 付 条件 貸付限度 所要資金の70%

償還方法 2年据置、3カ年償還

金 利 年9%

(農協貸出金利率24%の差15%を政府4%。地方公共団体(郡)11%の利子補給)

(b) 牛乳加工施設資金(農協に貸付)

贷付条件 值選方法 2年据置,3ヵ年值選

金 利 年9%

(政府利子補給年5%により実質負担4%)

さらに、1968年度から「農漁民所得増大特別事業」の一環として外国借款による乳牛導 入資金の貸付も行なわれている。

これはカナダより政府間ペースで1968年度1億ウオン, 1969年度1億5千万ウオン の乳牛(合計1,500頭)の買付けに係わる借款である。

借入条件 {乳牛を現物借入(費用加算転貸) 7年据置,23カ年償還 年35

贷付条件 《贷付限度 所要資金の70% (位還方法 3年据置, 4ヵ年值還 金 利 年9%

乳牛の事故対策として農協扱いで特別家畜共済制度が設けられ、乳牛価格の1%を基金として積立て、この基金をプールして事故牛に対し時価の80%を補償する措置をとっており、乳牛導入資金についてはすべてこの共済加入を条件としている。

借入れにより導入した乳牛から生産される牛乳は、酪農組合の集乳所を通じあるいは直接牛乳処理工場に販売されるが、韓国の場合牛乳販売代金は10日毎あるいは15日毎に直接出荷者に対し現金で支払われており、資金を借入れた生産者は支払期日に借入先に償還する方法がとられ、融資機関における牛乳販売代金の捕捉、経由と貸付金の償還準備のための天引積立措置はとられていない。この点貸付金管理上問題である。

1-7-4 農家の負債

1965年の農家経済調査による負債の借入先別供給額は下表のとおりである。

項目の公共機関、銀行の大部分が農協からの貸出しであるが、農家全体の負債に占める農協融資の割合は22%強にすぎず、個人からの負債が714%を占めている。

つまり農協系統の自己資金力が弱いため、個人の貸借が農村金融の主流をなしている。

	<u>z</u>	分	,	€	_		額	比		率
	負債	総	額	2	5, 6	2	百万ウオン	1 0	0.	0 %
内	公共機関	関,銀行	(農協)		5, 6	- 5	5	2	2.	1
	個		人	1	8, 3	0	9	7	1.	4
訳	そ	0	他		1, 6	5	6		6	5

個人からの負債は1戸当り1万ないし2万ウォン程度のものが多いが、年間の農業所得(116千ウォン)からみて返済は困難である。したがつて借入れ目的からみると、生計費を中心とする消費的支出が57.6%を占め、営農支出のための負債は比較的少なく(23.7%)、資本的支出(家畜、農機具、施設)のための負債は僅か18.7%にすぎない。

なお、個人からの負債は、だいたい農協の貸出金利の5倍を上廻る髙利債とされている。(参考 計表(5)参照)。

- 以上からみて、韓国の農業金融の現状は要約して次の点を指摘することができる。
- (a) 韓国の農業は収益性が低いため、資金が欠乏している。農業が利潤を生み、農家が可処分所 得のうちから貯蓄を行ない、その貯金が農業生産のために貸出され、その貸付金が農業の収益 で利息を付けて償還されてゆく、という仕組みでの農業金融は韓国ではまだ成立していない。 したがつて現状では、農業金融は、農業以外の資金源から資金を調達して、これを農業へ廻 すという機能が中心となつている。
- (b) 農業金融の担い手としての農協系統の自己資金力はまだ弱く、農協は政府資金、韓国銀行借 入金の導入機関としての機能が主である。
- (c) 直接農家に接する里洞農協が、組織、経営ともに極めて弱体で、殆んど金融機関となり得ないとともに、専門的に農家の面倒をみる特殊農協は金融事業を行なうことができない。 したがつて市郡農協が金融事業の主体となっている。
- (d) 市郡農協は、その沿革からして金融機関としての体制は整備されているが、農家数に対して 職員数が少ないため、金融面の事後管理ならびに事後指導が徹底を期し難い。
 - (注) 農家数1万~2万名に対し職員数40~50名の現状である。
- (e) 農協の農家に対する指導は,経営指導に限られ、技術指導は、国・道等の技術普及組織に委ねられているので、金融後の一貫した指導が徹底を期し難い。
- (f) 酪農金融は、1968年度から本格化したもので、農協系統においても最も新しい金融分野である。

現状は、農協において牛乳販売代金の捕捉、経由とその代金から天引による償還準備積立措置が実行されておらず、事後管理は不充分である。

別表 1 金融機関別農業資金の推移

(単位;百万ウオン)

Į.	7	分	1961	年末	1966	年宋	1967	年末
"	<u>.</u>	7,1	金額	4 5	金額	%	金額	95
農		協	16,410	9 9.5	2 3,5 5 0	952	2 7,8 3 7	944
産	菜	銀行	_	-	412	1.7	429	1.5
国	民	•	_	-	101	0 4	349	1.2
-	松		78	0.5	686	27	873	2.9
4	}	at	16,488	1000	2 4,7 4 9	1000	2 9,4 8 8	1000

(農協中央会調査)

別表 2 農協中央会の綜合資金需給計画

(単位;億ウオン)

					/ 1 tax 3 kgs
	<u> </u>	分	1 9	6 9 年 度	計画
	<u>~</u> 	<i>,</i>	6 8 年末 歿	6 9 年 末 残	純 増
Ì	自	予受金	468	700	2 3 2
超	体調	出資•剩余	2 1	2 3	2
F-78	達	小 計	4 8 9	7 2 3	2 3 4
ſ		財 政	2 2 6	269	4 3
	政 府	再 割	2 4	1 0	△ 14
	ĬĨ	借 款	_	186	186
	金	安定基金	10	5 1	4 1
達	支 援	肥 料	279	3 2 0	4 1
		小 計	5 3 9	8 3 6	2 9 7
		<u></u> 카	1, 0 2 8	1, 5 5 9	5 3 1
	現	金•支払準備	107	1 3 3	2 6
	45	金融	2 0 2	3 6 6	1 6 4
運	贷	業 財 政	187	230	4 3
埋		資 借 款	_	1 2 9	1 2 9
	出	金小計	3 8 9	7 2 5	3 3 6
		安定基金	1	1 0	9
	金	一般資金	8 1	1 4 8	6 7
		貸出・合計	4 7 1	8 8 3	4 1 2
用用	髙	利 债 整 備	1 5	1 4	Δ 1
["	経	済 事 業	8 0	1 4 2	6 2
	肥	料	2 7 9	3 2 0	4 1
	そ	の 他	7 6	6 7	△ 9
<u> </u>		at	1, 0 2 8	1, 5 5 9	5 3 1

(農協中央会資料による)

別表 3 農協の資金調達規模

(単位;百万ウオン)

区 3	+	1 9 6	6 年末	1967年末	地 波 🔾
政府贷下金	(A)	1	7, 5 5 7	1 9, 2 2 8	1, 6 7 1
韓銀借入金	(B)	2	0,626	2 4, 2 0 2	3, 5 7 6
(信用部門)	(C)	(2, 1 2 6)	(4, 1 0 2)	(1,976)
(肥料 *)	(D)	(1	8,500)	(20,100)	(1,600)
農 菜 金 融 偾 券 発行	(E)		465	2 2 3	△ 242
予	(F)	2	0, 9 4 8	2 7, 7 7 4	6, 8 2 6
納入出資金と剰余金	(G)		2, 1 1 9	2, 2 8 2	1 6 3
合 計	(H)	6	1, 7 1 5	7 3, 7 0 9	1 1, 9 9 4
肥料借入除外 (H-	D=I)	4	3, 2 1 5	5 3, 6 0 9	1 0, 3 9 4
 経済事業転用	(1)		4, 5 0 7	5, 6 8 9	1, 1 8 2
固定投資	(K)		2, 3 6 7	2, 7 0 7	3 4 0
融資財源 (I-J-	K=L)	3	6, 3 4 1	4 5, 2 1 3	8, 8 7 2

(農協中央会調査)

別表 4 農協の資金別貸出金推移

(単位;百万ウオン)

	-	1 9 6	1 年	1 9 6	6 年	1 9 6	7 年
区	<i>9</i>	年間貸出	年末残高	年間貸出	年末残高	年間貸出	年末残高
	身事資金	3 2 0	1,8 1 7	2,598	1,6 4 2	3,018	1,805
	農林	3 5 1	9 5 7	6,449	3,682	1 1,4 8 9	4,061
金	米担 *	2, 2 5 7	1, 9 9 8	1,965	1, 4 9 2	1,589	1,0 4 5
	高利贷整理 🔹	2,488	2,7 1 5	-	1,916	-	1,786
驶	漁業	2 1	1 2 8	1,421	662	2, 1 3 6	1, 2 6 4
部	一般 *	2 4 0	5 1 9	1 1,2 5 4	1,701	2 2, 9 3 1	3,7 8 1
	水産特別 💌	-	-	7	113	5	8 3
Ρŋ	会員経済事業。	3 5	-	1 0,7 6 7	2, 5 4 1	1 2,1 9 3	2,9 1 0
	農企業	_	_	622	446	1,828	1,5 3 0
	小 計	5,7 1 2	8, 1 3 4	3 5, 0 8 3	1 4, 1 9 5	5 5,1 8 9	1 8, 2 6 5
	農業資金	5 1 2	2, 3 7 6	4,018	6,062	5,4 3 3	8,036
財政	水利	161	6,106	1, 2 4 8	6,713	1,917	7,947
部	合 庫 "	226	7 2	_	138	1 2	1 2 9
門	小 計	8 9 9	8, 5 5 4	5, 2 6 6	1 2,9 1 3	7,362	1 6, 1 1 2
	合 計	6,6 1 1	1 6,6 8 8	4 0, 3 4 9	2 7,1 0 8	6 2, 5 5 1	3 4,3 7 7
	農林業資金	6,350	1 6,0 4 1	2 7,6 6 8	24,631	3 7, 4 7 9	2 9, 2 4 9

(農協中央会調査)

別表 5 農協貸出金の短期・中期・長期別貸出条件

(1) 短期資金

種	RU	M L	融資機関	貸付対象	対象 用 途 _		贷 付	条件	=
-		.	12.50			利率	貸付期間	供 選方法	保証•担保
	農業費 金	見返資金	郡農協	農 家	機械施設購入	150	1年	随時	信用又は 担保
農	農菜団体	農協信用	ۇ協中央会	農業団体	農産物の 生産・集荷	2 5. 2	,		•
	生産物集荷•			系列会 社	農産物の集荷	,		•	,
業	穀物 *	,	郡農協	農 家	穀物価格の安定	,		•	,
ñ	企業 •		,	農家その他	農産物の 生産・配給	,	,	,	,
	農協 •	見返資金	龍岛史中畲	里 洞 農協 特 殊	農協事業	100	,	,	
金	飼料 "	財政特別 会	費協中央会	養製食	飼料の 確保・調節	(100)	,	,	,
	加工施設。	,	,	,	農産物の 集荷・加工・貯蔵	(100)	•	•	,
	価格安定	安定基金	,		•	100	•	•	,
漁	海告養殖資金	農協信用	費協中央会	漁 民 漁業団体	漁業,海苔養殖	1 1. 0	,	•	,
業費	深海漁菜	,	•	漁業団 体 系列会 社	深海漁菜操菜	200	•	•	,]
金	その他漁業。		,	漁業団体	水産物の 集荷・加工	2 5. 2	,	•	,
貯	一般予金	農協信用	郡農協	予金者公益 事業関係者	一般資金	2 5. 2		•	•
描	予金見合貸付	•	,	積立予金者		200		,	•
貯書增強資金	当座货越	,	•	当座勘 定取 者	,	280	•	•	•
金	春 春 春 金	•	,	市郡 教育機関	一時資金	200	•	,	信 用

(2) 中期資金

種	50 50	源	ũ	四小家	3极[ŧn	貸付文	· Øs	用途			Ħ	仂	夈	件	:	
1711	נימ	V.	14	MXI	-L13X1	Ħ	A(1)^.	130	711 225	利	率	貸付	期間	位還方	法	保証•	担保
食糧均	曾產資金			郡	農	協	農	家	小機械, 石灰購 入生産基盤造成		9.0%		5年	2 年据 3 年分		信用	又は 担保
小家	首介成 *		7		,		,		家食・兎・蜜蜂 の飼育		•		3	均等分	割	″	1
中							,		豚・羊の育成		*		•	1 年提 2 年分	割	,	
大			•		*		,		酪農および血統 牛の育成		*		5	2年担 3年分		,	
蛬	蚕 "				#		,		蚕室の取得 養 蚕設備職人				,	,		,	
工業/	引作物 栽培。		7				,		乗設備購入 きのと、アスバ ラガスタバコ栽培		,		•	•		•	
人容易		财政	資金	農協	中夕	会	•		人参栽培		•		4	一時担	Ś	,	
園	芸 #	制度財政	資金	郡	農	拹	•		ピニールハウス, 貯蔵庫建設		,		5	2 年报 3 年分		,	
農村	開発 #	制度	資金						単洞戯協の部落	١.	,			,		,	
	物の消費 - 加工・	制度財政	資金	農協	3中5	会	農業団 系列会		施設建設 加工場,貯蔵庫 輸送施設	,	2. 0) 9. 0		,	,		担	保
	物の生産 ・配給 #	ŀ	,	郡	農	拹			農業用資材器具 の生産,貯蔵 輸送		*)		,	,		,	
水産:		制度	負金		*		孤	家	海苔, 貝類の養 殖施設	1	9. 0					•	•
水産	物の消費 ・加工 #		•		,		漁 業団 系列会		水産物の貯蔵 加工, 輸送施設		*		•	•		,	'

(3) 長期資金

種別	源資	融資機関	貸付対象	用 途		貸 付	条件	-
					利率	貸付期間	(費)	保証•担保
食糧增産資金	制度 財政資金	郡農協	農 家	大型機械購入 生產基盤造成	9. 0 [%]	10年	3 年努罰	担 保
牧畜育成 *		,,		牧野造成	,	,	2 年据置 8 年分割	,
酪農育成 •	借款	,		乳牛、酪農施設 の事人	,	7	3年提覧 4年分割	,
菱 蚕 •	制度 財政資金	,	,	桑園造成	,	8	3年据置 5年分割	信用五位
地域開発 🖊	制度資金借款	•	,,	里洞農協の 部落施設	,	1 3	3年据置 10年分割	,
土地基盤整備	財政資金	農協中央会	農業団 体	農業用水開発	3 5	3 5	5 年据置 3 0 年分割	政府保証
造 林		帮品中央畲	農 家 農業団体	森林組合育成 工業用株造成	9 0	10	5 年据置 5 年分割	担保
農産物の消費 加工・	制度 財政資金	農協中央会	農業団 体 系列会社	加工場,貯蔵庫輸送施設	(110) 90	8	3年据置 5年分割	
農業用機械の 生産・配給・	,	,	*	農業用資材 器具の 生産・貯蔵・輸送施	(1 1 0) 設 9 0	,		,
水産物の消費 加工 #	制度資金	#	漁 菜団 体 系列会社	水産物の貯蔵 加工・輸送施設	90	,	•	,

(出所) 農協中央会資料による。

(注) 利率概)内は系列会社に対する貸付利率。

(その他参考計表)

(1) 農協中央会の農水産資金支援計画(1969年度)

(単位:億ウオン)

											(単位	: 億ウオン)	
R	区		分			年		ij	計	壐		8 / 3	0
			~		財	政	金	融	糧	穀	計	実 ;	街
	±.	地基	松益	成		2 1		_		3 6	5 7	4 6	
中	所	得	增	大		4 7		3 2		_ '	7 9	4.4	l
-	農	类	增	産		4 8		3		_	5 1	4	}
期	ត់			査		6		1 5		-	2 1	8	3
	経	済	作	物		6		_		-	6	3	3
農	水			産		_		8		_	8	4	l
	林			菜		1		_		_	1	1	l
業	査			業		-		2 7		-	2 7	_	-
		ē	it .			1 2 9		8 5		3 6	250	110)
	農	7	k	産	_	_		4 4		3	4.7	4 7	,
短期	夏	穀	収	Ŋ		_		_		5 7	5 7	5	5
農業	保			留		-		-		5	5	_	-
*		ã	†					4 4		6 5	109	5 2	?
	総		ij.	t		129		129	1	0 1	359	162	:

(農協中央会資料による)

(2) 農協の政府貸下金、韓国銀行借入依存度推移

(単位;百万ウォノ)

	<u>z</u>		ያኑ	1961年末	1966年末	1967年末
	*	FI	₹ 金	6,198	6,803	7,906
政府	A	莱	,	3, 2 3 5	9,156	9,733
袋	Ŕ	缸	•	228	220	211
F	髙和	负债	₹理 •	-	1,378	1,378
金		}	all	9, 6 6 1	17,557	1 9, 2 2 8
#	(8 F	日事業	借人金	2,854	2,1 2 6	4,102
尊 銀惟入金	経る	车 李 孝	ţ •	200	18,500	20,100
金	1	}	8t	3,054	20,626	2 4,2 0 2
盤銀	金融	部門5	(4) 金出乳	8,134	1 4, 1 9 5	1 8, 2 6 5
借入		鉄 ti 用部		2,854	2, 1 2 6	4, 1 0 2
韓銀併入依存度		具借入	依存度 (A)	3 5.1	1 5.0	2 2 5

(夏脇中央会調査)

(3) 農協予金種別,予金主別推移

(単位;首万ウオン)

-	区分	1961年	*	1966	∓ 末	1967年末		
	_	金額	16	金額	96	金額	95	
Ŧ	要求払予金	1,831	5 2 7	7,586	3 6.2	1 2, 6 7 3	4 5.6	
金種	貯蓄性 *	1,638	472	1 3,3 6 2	638	15,100	5 4 4	
51)	国债貯金	2	0 1	1	-	1	-	
	습 計	3, 4 7 1 1	000	20,948	1000	27,774	1000	
予	農民予金	985	284	1,895	9 0	3,461	1 2. 5	
予金主別	非農民 •	2,486	716	1 9,0 5 3	910	2 4, 3 1 3	875	
SI J	र की	3, 4 7 1 1	000	20,948	1000	2 7,7 7 4	1000	

(夏島中央会調査)

(4) 農協の中長期農業資全の推移

(単位;百万ウオン)

区分	1961年末	1962	1963	1964 *	1965	1966	1967
東京金島 缸 A)	16,410	17,125	18,285	2 1,2 8 7	21,717	24,631	29,249
5 5中長期豊業資金 (E)	6,5 25	7,5 8 2	8,058	9,1 1 4	9,723	10,386	13,130
k 利 ឮ 金口	6,106	6,603	7,040	7,5 5 8	6,276	6,713	7,947
菜 費 金 D (水利資金除外)	10,304	10,5 2 2	11,245	1 3,7 2 9	15,441	17,918	2 1,30 2
中長期 (*)包	419	979	1,018	1,556	3,4 4 7	3673	5,183
B/A (%)	398	443	441	4 2.8	448	42.2	44
E / D (%)	41	93	9.1	113	2 2.3	205	243

(真偽中央会調査)

(5) 農家の個人負債の利子月率分布

利子串 (%)	核 成(多)			
0	5 4			
17 未満	0.7			
17~ 30	3 3			
30~ 5.0	4 3.8			
5.0 ~ 1 0.0	457			
100以上	11			
āt	100.0			
	,			

(1965年農協中央会調査)

2. 牛乳,乳製品の動向

2-1 牛乳および乳製品の器給、消費

2-1-1 儒給の概要

韓国における1968年の生乳生産量は24.4千M/Tで、1964年の生産量7.1千M/Tに比べて3倍余の著しい増加を示している。

過去 5 カ年間における牛乳および乳製品の需要ならびに供給の推移をみると。これまでのところ。 国内生産量をもつてはその需要を充たすことができない状態にある。しかしながら、国内の農業年鑑等の資料に基づく附表 (36)の需給表の需要の内容をみると、輸入乳製品のほとんど総てとみられる海外援助による学校給食用等救護用の脱脂粉乳等の需要が多量に含まれており、これらを一般需要と合わせて取り扱うことは問題があるものと考えられる。

いずれにしても韓国における牛乳および乳製品の需要は、過去数年間に目醒しい上昇を示しており、 今後においても、国民所得の増加および食生活改善等によりさらに大巾な増加が予想される。

以下、飲用牛乳および乳製品についてその需要と供給を中心に配載することとする。

2-1-2 飲用牛乳

1968年の韓国における飲用牛乳の生産量(処理量)は11.255M/Tであるが、最近5カ年の動きを見ると、(附表(22)参照)毎年、対前年比11.1分から14.9分の伸び率で上昇を示していると同時に、4~5年前に圧倒的に比率の高かつた飲用牛乳処理量が、次第に、乳製品向処理量と近い比率になつてきていることがわかる。これは、育児用粉乳の確保を第一義とする国の施策の線に沿つて1965年より粉乳の国内生産が開始され、国内における原料生乳の生産増加に呼応して粉乳生産量を高めてきたことによるもので、その過程の1968年度の夏期において1時的ではあつたが、幼児用調製粉乳の不足を感ずる事態があり、市場では粉乳製品の仮需要が増加し、その価格も高騰するという現象が生じたため、ソウル牛乳協同組合の場合のように一部の飲用牛乳原料乳を粉乳生産のためにふり向けるといった緊急措置が経過的にとられた例もあった。

したがつて,韓国における飲用牛乳の需要量は,政策面での影響もあるので,当然飲用牛乳仕向を優先する諸外国の場合とは異り,表に示された数字の外にかなりの飲用牛乳の需要があるものと 考えなければならない。

次に、飲用牛乳の需給の状況を地域別に見ると、附表(25)の生産量を即消費量と読み換えるならば、ソウルおよび釜山の2大都市のそれが、総消費量の中で圧倒的な比率(1967年73%、1968年69%)を占めていることがわかる。

まづ飲用牛乳の1人1カ年当りの消費量を全国ペースで見ると、附表 (29)に示すとおり僅か、2929であつて1日に換算すると実に19弱という微量であるが、上記の2大都市の場合では、ソウル市439、釜山市が1.89と平均値を大巾に上廻つている一方、全羅北道や済州では1人1日0.19前後という世界的に見ても全く少ない消費量となっている。

2-1-3 乳 製 品

韓国における飲用牛乳の消費が著しく少ないのと同様に、乳製品においてもまた。国内生産の供給面からその消費は、現在極めて僅かである。

韓国での乳製品の生産は、1963年にソウル牛乳組合が煉乳製造を開始したのに始まり、続いて2年後の1965年に同じく同組合が粉乳生産を開始しており、乳製品の国内供給の歴史は極めて扱い。

1968年の乳製品の国内生産量は、

粉 乳 1,311M/T(育児用調製粉乳主体)

煉 乳 930

その他 5.5

であるが、主要企業者の、同年間におけるとれら乳製品の販売品の合計額も概ねとの数字と一致しており上記の数量をもつて同年間の国内産乳製品の消費量とみて、これを生乳に換算すると11,583M/Tとなり、同年の飲用牛乳消費量とほぼ同量であることがわかる。

これらの乳製品の過去における消費動向は、附表(29)に見られるように、国内において煉乳生産が開始された1963年以降急速に増加しており、1968年にはその13~14倍に達している。

次に、これら乳製品の消費の形態を見ると、その中心をなす粉乳は、ほとんど総てが育児用の調整粉乳(全脂粉乳)の小缶(4509入)であつて、付図の取引機構図にも示すような、代理店(または特約店)から小売店(または系列店やデバートを含む)を経て販売されており、その販売地域はソウルや釜山のような大都市に集中している。

上記の粉乳のほか、加糖れん乳や無糖煉乳(生産瓜は少いが)も、その消費は、小缶(加糖3979 入、無糖4119入)で、主として都会における嗜好品として家庭や、喫茶店等で消費されており、 その流通経路は前述の粉乳の場合と大体同様である。

なお、最近における乳製品の流通価格は、附表(31)に示すとおりである。

以上の国内産乳製品のほかに、学校給食等を対象とした救護用乳製品の供給がある。

これは、全量が、海外援助による輸入脱脂粉乳で賄われており附表(34)に示す様に、1968年には12,000M/Tが輸入、供給されている。学校給食用脱脂粉乳の輸入および国内供給は、文教部が担当しており、1968年における学校給食用物資の輸入供給量は、学童200万人を対象として、小麦粉48,000M/T、脱脂粉乳12,000M/T、食用油1,600M/T、合計61,600M/Tとなっている。

学校給食の実施基準は、製菓(麵麭)給食の場合は、1人1食当り小麦粉120分、脱脂粉乳30分、食用油4分、合計154分となつており、また還元乳給食の場合は、脱脂粉乳36分を溶かして180℃としている。なお、還元乳給食の実施は、給食対象人員の1分以下で、殆んどが製菓給食の形態で実施されている。

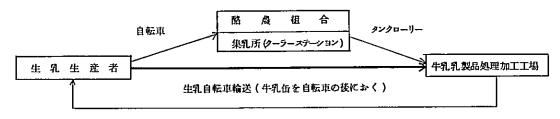
学校給食の実施方法は,製菓給食の場合は,地区教育委員会が製菓業者にその加工を委託して, 類麹を製造し,加工賃1個当り1.22ウォンは国家が負担している。又,還元乳給食の場合は,学 校に処理施設を設置している。

学校給食用物資は、すべて外国からの無償援助によってまかなわれており、今後、その取扱に当っては、農林部も参加して種々改善することが望ましいと考えられる。

なお,以上に述べた学校給食等特別用途向乳製品の需給については,その性格上,一般需給と切り離して考えるのが妥当であろう。

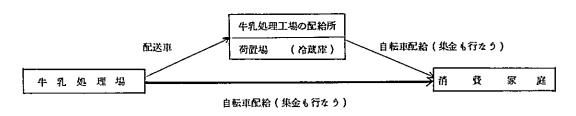
付 図 生乳, 牛乳乳製品の取引流通機構

(1) 生乳の取引流通機構



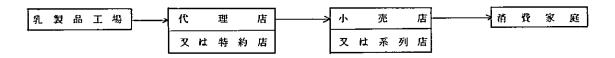
生乳代金支払(口頭契約で、おおむね支払期間が!5日、 乳代が1kg当り50 ウォンとなっている。)

(2) 飲用牛乳の取引流通機構



販売 価格	区分	牛乳処理場販売価格	消費者購入価格
の1例	180000 びん入	1 3 ウオン	1 6 ^{ウオ・ン}
	360年がん入	2 6	3 2

(3) 乳製品の取引流通機構



販売 価格の1例	区分	乳製品工場販売価格	消费者購入価格
の1例	加 塘 煉 乳 397	791缶 105 ウオン	130 ウオン
	無 糖 煉 乳411	191缶 130	1 5 0
	育児用調製粉乳 450	091街 250	3 0 0
	全 脂 粉 乳 45	091伍 120	1 4 0

2-1-4 牛乳および乳製品の需要の見透し

韓国における牛乳ならびに乳製品の一般消費は以上述べたとおり、目下のところ、牛乳、乳製品を合わせて、生乳換算平均1人1日当り29という極めて低い水準にあるが、その理由としては、

- (a) これまで米麦,野菜,海産物を主体とした食生活であつたため,牛乳や乳製品は,一般的に は単なる嗜好品か特別な栄養品と考えられていたこと。
- (b) 上記のことと絡んで、一般国民の牛乳や乳製品に対するなじみが薄いため、これに対する知識や関心の程度も極めて低かつたこと。
- (c) 最近急速に消費が向上しつつあるとはいえ、国民所得水準が抵く、比較的価格の高い、牛乳や乳製品に対する購買意欲が一般に低いと考えられること。
- (d) ソウルのような大都市でさえも、飲用牛乳などは、何処ででも手軽に購入できる状態にない こと。
- (e) 牛乳の処理, 流通段階における衛生的扱いがまだ不充分なものが往々あるため, 国民が, 国内産牛乳々製品を充分に信頼しないこと等があげられる。

その反映として、例えば上記(e)に関連して大都市の一流ホテルでは、コーヒー用に輸入品の無糖煉乳を使用し、また特殊ルートで一部市販されている外国産の育児用粉乳には、4509 低入が900ウォン余の高価格が付されているなどが見受けられる。

このような牛乳、乳製品の消費の状態が今後どのように変ってゆくであろうかという見透しについては、上述のように韓国におけるその消費の歴史が近々僅か10年に充たない事情等から、系数的に割り出すことは甚だむづかしいが、さきに掲げた、これまでの牛乳、乳製品の需要の停滞理由の中心をなすところのものが、最近における韓国の目醒しい経済成長や、人口の都市集中化、それに食生活バターンの変化、特に肉、卵を主体とする動物蛋白摂取量の急速な増加の傾向等によって、大きく変りつつある動向から見て、韓国における牛乳、乳製品の需要は、且つての日本国におけるような経過をとって、ソウルならびにその周辺都市および釜山等の主要都市を消費の中核として、今後極めて急速に増加するものと考えられる。

参考例として、日本国における牛乳、乳製品の消費増大の経過を示すと次のとおりである。

まづ飲用牛乳について見ると、1960年における1人年間消費且は、180 CC 容56本(10,360分に相当し、1日当り28.4分=0.153本)であつて、これを地域的に見ると、最高は関東地方の平均71本(13,135分、1日当り36.0分=0.195本)で、最低は九州地方の37本(6,845分、1日当り18.8分=0.101本)となつている。しかし5年後の1965年には、関東地方は1人平均120本に、そして最低の九州地方は概ね5年前の関東地方の線に選し、さらに3年後の1968年には、全国平均は131本に、そして最大の関東地方は156本(28,860分、1日当り79.1分=・0.427本)と大きく上昇し、最低の九州地方においても、5年前の関東地方を20分も大きく超過して104本(19,240分、1日当り52.7分=0.285本)と大巾な伸長を示している。

次にまた、1950年以降の飲用牛乳の生産鼠(即消費鼠)の概略の推移を示すと第56表のと おりである。

なお, との期間における生乳の全処理加工風に対する飲用牛乳向原料牛乳の割合は, 第57表に示すように次第に増加している。

年 次	飲用牛乳生産量	指数
1950年	†M∕T 1 3 8	100
1960	938	679
1965	1726	1257
1968	2404	1742

(出所) 農林省統計調査部毎年度調査 統計による。

	原料牛乳灰	L理比率	- 61 54.00
年 次	飲用牛乳向	乳製品向	その他の消費
1950年	3 7. 3	5 4. 2	8. 5
1960	523	393	8 4
1965	5 5. 0	3 9. 1	5. 9
1968	5 7.8	3 7. 5	4. 7

(出所) 左表に同じ。

(注) 1950年当時は乳製品は配給統制が実施 されていた。

次に、乳製品を含めての、日本国における牛乳の消費の推移を示すと、

第58表 日本国における牛乳、乳製品の消費量および供給量の推移

7		1人1年当り	消費量 (生	乳換算)	牛乳乳製品供給提	1(生乳換算)	各年の乳牛飼養
年	度	飲用 牛乳	乳製品	計	総供給量	うち輸入量	頭数(毎2月1日)
	年度	kg	kg	kg	₹M/T	₹M/T	千頭
1 9	951	•••	•••	5. 8	5 2 9	5 9	256
1 9	955	6 2	4 9	1 3. 1	1,1 5 9	130	4 2 1
1 9	960	1 1. 8	9 6	214	2,539	606	8 2 4
1	965	1 9. 9	1 6. 4	363	3,901	580	1,289
1	967	2 1. 3	2 2. 0	433	4,4 9 1	964	1, 3 7 6
1 9	9 6 8	230	2 1. 8	448	4,706	630	1,4 8 9

(出所) 農林省「食糧需給表」その他に基づく。

- (注) 1. 各年度とも4月1日より翌3月31日迄の間であり、歴年による他の表の数字との間に多少
 - 2 乳製品の消費の内訳は育児用等粉乳が最多比率を占め、最近数カ年では過半量を占めており、 バターおよび煉乳がこれに次いているが、最近ではチーズの比率が年々急速に増加している。

第58表のとおりであつて、過去10年から20年の間に日本国における牛乳々製品の消費は極めて顕著な伸長を果げたことがわかるが、このことは、第59表に示す食料の変化率からも容易に理解されることと思う。

しかし、このような急速な消費の増加の経過をとつて現在の水準に選した日本国の牛乳、乳製品の消費量自体が、世界の水準から見れば、まだ相当低いものであつて、飲用牛乳に例をとるならば、西欧諸国との比較においては7~8分の1乃至は10分の1以下であり、殊にバター、チーズ等乳製品にあつては全く桁外れの低水準にあるといつても過言ではない。

これらのことは、国民生活が序々に西欧化の動向にある高度経済成長国にあつては、国民の所得水準の上昇と共に牛乳々製品を大巾に採り入れる可能性一謂わば大きな潜在消費基盤が存していると解せられるが、 日本国の場合は、国内生産の増加をもつて需要の増加を充たすことができないときには、乳製品の輸入を行なって需給の調整および価格の安定が図られてきたのであるが、結果的に見るならば国内酪農の進展に伴なり国内産牛乳、乳製品の増加とともに乳製品の輸入もまた急速に増加してきたことが窺われる。

第59表 日本国1人当り食料の変化率 (1960年=100)

$\overline{}$		_						
			1912年	1926年	1935年	1955年	1960年	1965年
直	接消	芟			:			
	米		1 1 4.7	1355	1239	1032	1 0 0.0	9 7. 2
	麦	類	1547	1 1 9.7	8 3 4	1848	1000	1 2. 4
	雑	钗	494.1	279.8	1 4 9.6	1 3 0.6	1000	386
١	豆	類	1 8 1.1	1527	1 2 7.5	1200	1000	9 8. 4
	N 8	類	1687	1 0 9.4	1 0 8.6	1445	1 0 0.0	6 9.6
	野	菜	7 7, 3	711	7 8.0	9 1. 3	1000	1 1 7.0
	果	実	581	757	780	622	1000	1503
	肉	類	3 7.6	639	700	766	1000	2267
0	牛	乳	9 4	1 5. 5	2 2, 9	5 1. 4	1000	169.5
	<i>1</i> 0	卵	1 7. 2	3 2 4	5 1. 3	7 4. 7	1000	1935
	計		1003	1090	1022	1 0 1.3	1000	1155
加	I	댎						
	穀粉及でん	ん粉	4 4. 6	587	5 5 9	900	1000	1 0 8. 1
	(小麦粉)	(27.2)	(450)	(40.0)	(906)	1000	(113.3)
	肉 製	먊	8 3	6. 4	8.8	4 2. 0	1000	1703
0	乳 製	떮	7. 6	196	206	583	1000	2001
	酒	類	1 2 7	1344	964	5 8.3	1000	1 9 3. 1
	調味	#1	8 3. 8	1049	1004	987	1000	926
	植物	油	253	326	6 1, 6	478	1000	1 2 9.8
	糖	類	389	928	9 7.2	799	1000	131.9
	し好飲	料	2 5. 7	400	4 7. 5	6 9.9	1000	157.6
	煙	荐	3 1. 1	428	4 9. 7	8 4. 0	1000	1370
	計		5 6. 8	760	700	7 3. 6	1000	1443
合		計	8 1. 4	9 4. 7	880	893	1000	1 2 7.9

(出所) 全国食生活改善協会刊(食品工業白書)より。

次に、非常に具体的な例として、簡明且つ単純に1975年におけるソウル市の、飲用牛乳の消費見込品を次のようなことを仮定して試算して見ると、

	現 在	1975年	
ソウル市	(1967年)		
Д	3,969千人	4,600千人	毎年2%宛の増加とした。
人口1万人当り	•••		
1 日飲用牛乳	⊕1 kg	⊕2 kg	
消 費 量、	4 3	188	

(注) ⊕1 は1967年ソウル市の実績

①2 は1960年,日本国九州地域の平均消費実績 (日本国の同年における最低消費地域で,1人当り個人所得は約9万円) その消費品は1日86M/T,年間31,390M/Tとなる。今,仮に,1975年においてもソウル市の牛乳消費の比率が,1967,1968年当時と同様全国の消費品に対して概ね2分の1と見るならば,1975年の韓国における飲用牛乳の消費品は,63,300M/T程度まで伸長するものと推定されるが、ソウルおよび釜山両市の他、地方の中堅都市の消費も、今後、飲用牛乳の供給条件如何によつては意外な消費の増加も予想され、現に、1969年夏期、調査の対象となった道の首都において、季節的に特に増加する飲用牛乳の需要に対して供給が間に合わない実態も見受けられており、場合によっては飲用牛乳の全国消費は、前述の予想よりも更に上廻るのではないかとも考えられる。

次にまた、乳製品の代表としての育児用調製粉乳についての若干の試算を試みると、まづ、日本国の例から、人工栄養児1人1年当りの育児用粉乳の標準所要量は、

4509×9缶×12ケ月=48.6 kg (生乳換算420 kg)

であり、混合栄養児では25.4 kg(生乳換算220kg)とされているが、1968年、韓国における乳製品の生産品11,583 M/T(生乳換算)の総てを、一応育児用粉乳として計算するならば、同上の数量では僅かに27,600人の人工栄養児分を賄い得るだけで、またこれを混合栄養児に仕向けるとしても僅か52,600人分に過ぎないもので、増して現実の乳製品の中には加糖煉乳もありアイスクリームも含まれており、今後においては、従来比較的国内供給数量の少なかつた製菓用等の業務用乳製品の需要も増大すると考えられるので、乳製品全体としての需要は、飲用牛乳類の製品の多様化の方向とその需要の増大と同様に相当大巾な伸長を示すのではないかと考えられる。

2-1-5 乳製品の輸入貿易および関税

乳製品の輸入については、上述したように、救護用乳製品(脱脂粉乳)が海外援助により輸入されているのみであるが、その輸入貿易制度は、現在国際収支の改善および国内酪農振興を図る上から煉乳については輸入祭止措置が、その他の乳製品については輸入制限措置がとられている。

又,乳製品の輸入関税率は、附表(33)のように、現在80%から150%が賦課されている。 韓国は、1967年にガット協定に加盟し、韓国酪農乳業も将来は国際競争力を持つことが目標 とされていることはいうまでもないことである。

今,韓国と日本との主要乳製品の国内価格を比較してみると、第60表のように、韓国は日本よりおおむね20多高くなつているが、今後乳鼠の増加および施設の合理化等により、価格の低減が図られるものと考える。

第60表 韓国と日本との乳製品価格比較

Z	分	韓 国(A)	日本(B)	A - B
全脂加糖れん乳	3 9 7 8 1 缶	105 ウオン	88 ウオン	119 %
育児用調製粉乳	45091缶	250	2 1 5	1 1 7

(注) 韓 国 ソウル牛乳協同組合販売価格

日 本 製造業者販売価格 1968年平均 全脂加糖れん乳 110円 育児用調製粉乳 270

2-2 生乳の取引および集出荷

2-2-1 集出荷体制等

磁農家は搾乳の都度生乳を、そのまり冷却せずに、20kgまたは30~40kg容の牛乳缶(最近ではステンレス製のものが多く使われらている)に入れて、自転車、リャカーあるいは自走式の耕耘機で牛乳処理加工々場に搬入する。ある地区では牛乳缶の代りに挟口のブラスチック製のガソリン輸送タンク様の容器を使用しているのも見受けられた。

平沢と天安との中間にある成歓邑には 成 歓 酪 農組合(組合員 6 4 人、乳牛 6 6 0 ~ 6 7 0頭)の経営する集乳冷却所があり、ブラインによる 1 T / h のブレート式冷却機と 5 4 0 ℓ の貯乳タンクの設備をもつて、周辺の酪農家の乳を一度受入れて冷却後、南陽乳菜のタンクローリーで同社の天安工場に出荷していた。

同集乳所および一般牛乳処理加工々場(小規模のブラントを除く)における生乳の品質検査は、 風味検査、アルコール(68%)テスト、酸度テスト、比重検査および脂肪検査(集乳所では行な つていない)が行なわれており、稀にResazurin 試験が行なわれているが、九月中旬の調査時に おける一般乳質は、極く一部のものを除いては大体良好と認められた。しかし、煉乳および粉乳を 分析調査した結果、製品に酵母がかなり混在していたことよりして、乳質の改善について一層留意 の必要が認められた。

因みに、同上の検査による等外牛乳の比率は初秋の調査時で1~2%前後、農繁期や盛夏期の最 多時には5%に違することがある模様である。

脂肪含量は概ね 3.5 多前後であるが,現在のところ生乳の取引は単純な目方買いであつて,高脂肪含量等による加算は行われておらず,脂肪率 3 多以下のものは不合格乳 として扱われている。

2-2-2 生乳取引価格

生乳の取引価格は、工場着で1㎏当り50ウォン1本が標準価格となつており、末端まで工場側が集乳に廻る場合は1㎏当り2ウオン程度の集荷費を牛乳代金より差引いている。

しかし、原料生乳の集荷を確保するため一部の工場では1kg当り酪農家の手取り乳代として53ウオン程度を支払つているものもあり、また一定凬以上の乳鼠を出荷した酪農家に融資を行なう条件を附している企業も見受けられた。

何れにしても、生乳取引の現状は酪農家と工場との直接取引が圧倒的に多く、乳代金の支払い等 についても農協を経由することは一般的には行なわれていない。

今後, 酪農家戸数の増加ならびに販売乳量の増加に応じて, 生産者サイドとしての生乳集出荷組織およびその施設の整備が必要と考えられる。

さて、韓国の生乳取引、ひいては製品のコストに及ぼす重要な問題点は、前述のようにその生乳取引が用途別に関係なく1本乳価であり、しかも現在その水準が世界的に見ても非常に高い部類に属することである。

即ち、第61表に見られるように、

飲用牛乳原料価格として比較的高い水準(各国の生乳の規格ならびに受渡場所等の条件が一様ではないが)にある米国および日本の51円/粉内外に対し、韓国の場合は円換算約65円とさらに約30分高であり、しかもこの価格は、加工原料にもそのまま適用されており、米国および日本の場合、飲用牛乳原料乳価格に対する加工原料乳価格が、それぞれ65分、83分とかなり低位にあるのに比べて全く高水準にあるといわざるを得ない。

このような生乳の1本価格とその水準については。 これが製品コストに影響するところが多大で

あるので、今後、韓国における酪農の本格的に発展の過程において、生産者、乳業者、それに消費者の各サイドおよび国民経済的見地より充分検討の上、合理的な方向に改善することが必要と考えられる。

			((1)/18/)
	<u> 旅用牛乳</u> 向	1.製品製造向	
USA	024~51.43	3 2.4 2	① 飲用牛乳適格市場における基準価格
			3.5 % FaT. (1968.1~5月)
			② パター原料乳,工場渡生産者受取価格
		<u></u>	FaT平均369岁(1967年平均価格)
EEC	,	3 7.0 8	共通指標価格工場渡3.7 % FaT
			(1966年7月)
オーストラリア	① 27.3 2	2 1684	① 生産者受取価格. 乳薬者タンクローリー使用
1		170.	35%FaT (1967年)
,			② Butfer Fat 取引生産者受取価格
	ļ		生乳 1㎏当り換算(1967年)
			23,000,000,000
日 本	① 52~53	2 3703	① 主要地域の生産者団体取引契約
		⁽³⁾ 4303	価格概算Fat 32% (1969.10)
] .	1 20	② 畜産物価格安定法による取引基準価格
	!	④ , 46.60	③ • 政府保証価格共に 3.2 多 Fat (1969年)
			④ 農村物価貸銀調査平均価格(1968年)
韓 国	÷	6 5. 0 0	工場渡生産者価格÷ 5 0 ウオン/kg× 1. 3 (円換算)

第61表 国別生乳生産者価格比較 (円/kg)

(出所) 各国の各種資料に基づき総合より。

2-3 乳 業

韓国における牛乳および乳製品の需給等については既に記載したとおりであり。特に乳製品については、煉乳が1963年から、また、粉乳は、つい数年前の1965年から、はじめて国内生産が始められたばかりでその歴史は極めて浅く、その生産の数量規模も酪農における先進諸外国に比べて極めて小さい。

これら、国内における飲用牛乳あるいは乳製品の生産を担当する乳業の現状について見ると、まづ飲用牛乳処理工場は、ソウル特別市をはじめ全国の主要都市に配置されており、(附表(28)参照) 1969年9月現在稼働中のもの18、未稼働7、併せて25工場となつている。

また、乳製品製造工場は、同上現在稼働中のものは、ソウル牛乳協同組合工場、天安市在、南陽 乳業株式会社工場ほか3工場であるが、りち1工場は、冬期の飲用牛乳残乳を少量処理するために 臨時的に設備されたものに過ぎない。しかし以上の他に、畜産物処理加工法に基づき設置が許可さ されているが未設置、未稼働のものが、釜山市およびその周辺に、釜山牛乳組合工場、大韓乳業公 社工場があり、この外慶尚南、北道に4工場となっている。

今次の調査から見た韓国の乳業工場の設備は、一部の主要工場の場合を除いては、極めて小規模のものが圧倒的に多く、飲用牛乳工場に例をとるならば、殺菌装置は一応小型のHTST式を備えているが洗壜機はまことに不充分な手洗式であったり、完全な冷蔵庫をもたないといったように、衛生面においても不充分な点が多いばかりでなく、機械設備のアンパランス等もあって、非常に人手を多く要しているもの(生乳180ℓ当り2~3人の作業員)も往々見受けられた。

また、これらの飲用牛乳プラントは市街地にある場合が多く、敷地の挾隘や、道路条件等より、 受乳や製品の搬出等が非常に不便且つ非能率であるものが多く、その大多数が、その場所での施設 の整備拡充は困難と見受けられた。 また、飲用牛乳処理における問題点の1つとして牛乳壜の問題がある。これは、韓国における壜の製法が口吹き方式であるため、その型状に不同があり、特に壜(現在は、大部分が180公入り、一部360公入り)の頸部に多少の歪みのあるものが往々混在するため、牛乳充填に際して壜が破損する場合や、稀にはガラスの破片が牛乳中に混入されるような例もあり、人体に危険であるばかりでなく、乳業経済面からも不利であるので、正しい規格壜の生産を図ることが緊要と考えられる。次に、乳製品工場の場合においては、「計画地域関連工場として第62表に掲げたソウル牛乳協同組合工場、南陽乳業㈱天安工場、大韓食品公社水原工場の3者以外には、特に記すべき稼働工場はなく、上記の工場の場合も、緑業当初の少い原乳且と、その後における乳鼠の増加や特定乳製品の需要に応ずるため、設備を遂次増強せざるを得なかつた事情等から、CONTINUOUS SYS一TEMの粉乳等の一貫製造設備を有するものは南陽工場のみであり、将来加工原料乳が大巾に増加したような場合、その設備の改善や切替えの必要も生じよう。

なお、乳業工場の生産能力と繰業状況を全国ベースで見るならば、生乳供給量が22,000M/T(1968年間)程度の現状では設備過剰であり、特に、乳製品工場については、極く最近における工場の新設や設備の増設等もあって、主要工場はいずれもかなりの処理余力を有している状態である。

しかし、上配の設備過剰は、需要の停滞に起因するものではなく、概ね、原料乳の供給不足によるものであって、無計画な新工場の乱立がない限り、原料乳の供給増加に伴って遂次改善されるものと考えられる。

また、処理加工設備の状況を地域的に見るならば、ソウル市や光州市については第62表「計画地域関連工場の状況」からも窺えるように、飲用牛乳の需要が増大する夏季には、ソウル市の牛乳組合の飲用牛乳処理部門は既にフル操業であり、光州地域の場合は、飲用牛乳の需要が落ちる冬期には残乳処理の適切な施設がないという有様であり、特に後者の場合は、現在の道路条件やその輸送距離からして、残乳を経済的に南陽工場等余力のある工場に経済的に送乳するととは無理な状態にある。

以上のほか、釜山市においても、現在の飲用牛乳処理中心施設である釜山牛乳組合工場もフル操業であつて、現有設備の程度では、今後の原料乳供給増加には応じ切れないものと判断される。

現在,韓国における乳業工場の設置については,畜産物処理加工法に基づく農林部長官の許可を得ることが必要となっており,また,その設備の基準や牛乳,乳製品の容器等についても同法に基づく畜産物処理規則によって規制されているほか,牛乳の処理加工手数料(Commission for Milk Processing)は,生乳コストの50%以上であってはならない旨規定されている。

兇 * 0 琛 Н 븼 翠 鱼 书 画 iku 痰 第62

火祝等 (生乳換算)	備	(校) 設備 6,00 0本/h×1 36 002 びん 3,00 0 0 4,0 0 0本/h×1 又期はフル袋物 (物) 設備中 3,60 0㎏/h 核鉄嶽は '699月完成であるので'68の実際	桜的率は100%以上である。 設結様はBATCH式	乾燥機能力 1T/h 融縮機はBATCH式 飲用牛乳酸傷計画中	各主费設備は北欧製建統式 農稻機能力は 2 3 0 0kg/ft	7 20 8 BATCH PAS×1 手動式洗びん	05~1.0 後働時期 極小型 国内契SINGLE T/目 100~ PAN 1 誌。 飲用牛乳 現乳 ある時期 2 00 のみ稼働。 調査時休止
び稼働者	袋動率	8 C C	:	63	25) 39	50	僚働時期 日 100∼ 200
生産能力および稼働状況等	能力(年間)68年間知路 豫動率	M.T. 5,948 12,444	;	(69年10月 5 T /日	1,685 (*68.7~696) 2,600	1 T/B	0 5 ~1.
生为	能力(年間)	M/F (疾) 7,665 (被疑) 15,768 (712) ₀	4 0 0 A 🖭	(粉层体) 2,920	6,716	2 T/E	0.5工用
1	米光日社	M/T 50~60		2	6~10	-∥•	秋~春のみ
茶	乳牛頭数				天原、牙山3組合 で乳配の80条 他個人直接20条	12 0 0 0 mm) 1.4*Jou o xi
!	集 乳 区 域	SEOUL市かよび 組合員約800人 その周辺地帯で、同 乳牛約8000頭 市の低かYangju Siheung 等を主	要集乳地域となっている。 いる。 集乳時間は大 休2~4時間, 条期 は盗山からも一部機 入される。	水原周辺か Lび平沢 地区	天原郡子山郡かこび 天安市周辺地区 冬期には釜山地区からも一部散入される	光州をよび周辺6郡	•
筱働開始	年 月	(163, 5 (163, 5 (163, 5 (163, 5		69. 7	65.12	64.9	6 9
数		依用牛乳① 粉乳③煉乳② アイスクリーム		粉類	粉炔乳光	炊用牛乳	联
経営主体	X	4000		为分		中門農協	及金
	H 数 名	SEOUL 牛乳組 合工場		大韓食品公社工場	南陽乳类做 天安工場	畜産組合件乳 処理場	湖南綜合文品 工業会社工場
	用 在	SEOUL #		大阪市	安市	*	

(出所) 農林部 畜産局酪農現況ほか,経営主体資料かよび実地調査に基づく。

 生産能力=1969年9~10月の実地調査時の設備を拈とし、主要機械8時間務働をもって標準能力とした。 また、体乳と粉乳を生産する工場、いづれる機縮機は兼用であるので粉乳を標準とした能力を提示した。
 生産実績=1968年において生産実績のないもの、すた仕実績の明らかでないものは実地調査時の状況より算定した。
 種小規模工場の除分=原乳2丁/日処理規模以下の種小工場は、特別なものを除き記載を省略した。 (坦)

Ⅲ 総 括(希望意見等)

Ⅲ 総括 (希望・意見等)

- 1. プロジェクト策定に関する意見
 - 1-1 実施体制に関すること

1-1-1 事業実施地域の選定について

農業の構造的変革を必然とする社会的,経済的環境の許で、夫々の適地適産による農業立地区分を設定し、行政的には、複合主産団地構想に基づく「農漁民所得増大特別事業」を重点施行する等、韓国政府ならびに関係機関の推進体制は着実な効果をあげ得ることを期待させる。酪農については、既に4重点地域を設定し、当該地域を中心とする振興に努めており、更に今回のプロジェクト案によれば、中部地域ならびに湖南地域を、体系的に一括選定しようとしているのは、次に掲げる趣旨から見ても、極めて妥当なものと認められる。

飲用原料乳中心 ······ 中部地域 安城 · 平沢 天安 · 天原 · 牙山

嶺南地域(釜山·東萊·蔚州·梁山·密陽·金海)

加工乳中心 ······· 湖南地域 (光州·長城·譚陽·光山·咸平·羅洲·和順) 嶺東地域(慶州·月城·永川·慶山·大邱)

特に韓国における消貨市場が、牛乳・乳製品に対する強い潜在需要を含みながらも. 現段階では 効率的に有効需要に結びつかせるための変革期にあるので、一層との点に留意する必要があろう。 この意味で、次の2系列に分けることができる。

中部地域と湖南地域

嶺南地域と嶺東地域

現在および今後における飲用乳の需給見迎しでは、ソウルを背後に控え、更に殆んど市場開発実 類のない大田市、光州市等を持つ、中部 - 湖南ラインをとりあげることは妥当で、又、あらゆる部 門で立ち遅れ、酪農立地として恵まれた条件にある全羅南道の振興が急務とされている。

従来の行政指導だけでは不充分な個別指導について、事業主体である韓国酪農加工機が、生産から処理加工、販売に到る一貫した指導、事業体制を整備することにより、モデル的地域開発が期待 される。

1-1-2 事業主体とその運営について

1962年以来、政府は酪農振興計画に基づいて、外国産乳用牛の導入を中心として酪農の開発 推進を図つており、その実際の業務は政府の強力な支援によつて農協中央会が代行してきた。しか し一方においては、乳用牛頭数の増加を主体とする形作りに忙殺された感もない訳ではない。この ことは、初期的発展段階には免れにくいことであり、まして 政治、経済、社会の諸般の情勢から、 極度の速効を迫られただけに、少なくない課題を孕んだま」でいる。今日、工業化を基幹とする経 済の高度成長の許で、社会構造は急敵な変革過程にあり、そのためにも農業と、農業の基幹の一つ である酪農の、長期的視点からする計画的充実振興を図るべき転機にある。こ」にAFDCがその 設立使命を達成するためにも、全額出資による韓国酪農加工㈱をして当該事業の実施に当らしめる ことは望ましいことと考えられる。たゞ事業実施に当つては特に次の諸点に留意されたい。

- (a) 政府は、AFDCが行なり事業の円滑な運営に対し、これを充分に指導助長すること。
- (b) AFDCは、自ずからの事業として韓国酪農加工㈱を助け、実質的に参画すること。
- (c) 公社並びに会社は、事業実施に当つて農協中央会とその緊密な連繫を図り、更にその推進力を

積極的に活用すること。

1-2 酪農生産に関すること

1-2-1 乳用牛飼養頭数の増加について

乳用牛増殖計画が国全体の包括的算定だけで、道別、郡別、邑面別に樹立されていない。又、算定基礎も従来の実績等からみて過大な点もあると認められるので、これが再検討を図ること。なお、当方の試算例は別冊、附属資料(1)を参照されたい。

1-2-2 乳用牛の導入について

導入頭数は、地域の実情と受入体勢を勘案して、京畿道 1,000頭、忠清南道 1,500頭、全羅南道 2,500頭程度が望ましい。

又, 導入牛の規格については,

- (a) 過去における初妊牛導入が、経営的にも、又、国内の頭数増加の面からも、一応の成功を収めていること。
- (D) 一日も早く収益をあげたいとする農家の強い希望があること。

等の理由から全頭初妊牛輸入を計画しているが,とのととについては,次のような問題点を抱えている。

- (a) 多頭数の初妊牛の選定が極めて困難であること。
- (b) 輸送上, 流産, 死産等の危険度が高いこと。
- (c) 輸送後の不妊。低能力等に対処することが困難なこと。
- (d) 経験の浅い対象農家に、一挙に多頭数の初妊牛導入を行うことには、その技術等の不安が多い こと。
- (e) 分娩後の子牛について、その哺育、育成の対策が、技術的に体制的に充分でないこと。

従つて、導入牛の規格については、事業費(外貨)の節約ということ以外に、上配の問題点の緩和という意味からも、初妊牛のみでなく、育成牛を相当の割合で組み合わせるよう再検討することが望ましい。

ただし、ブルセラの予防注射実施国からの育成牛輸入にあたつては、検疫検査の反応識別に問題があるので、輸入にあたつては、購買方法や検査方法について、相手国との間で、充分な要請や協議を行い、円滑な輸入が出来るよう、豫め配意する必要がある。

1-2-3 乳用子牛の育成体制について

乳用子牛の育成体制の整備は、次の理由によつて早急に確立することが望ましい。

- (a) 飼料生産基盤に恵まれない経営として複合的酪農経営、都市近郊等の大規模経営等が含まれよ うが、これ等は、経営の効率化を期待して育成部門を分離するようになることが考えられる。
- (b) その他の経営においても、更新用及び飼養規模拡大計画に相応する育成牛を除いては、現金調達という意味でも育成牛を販売するととになる。
- (c) 導入牛には育成牛を含めて再検討することが望ましいが、新規導入農家の受入れ体制如何によっては、これを集団育成して、初妊牛にして引渡すことが考えられる。
- (d) 国内の乳用牛資源の培養のためには、正常な発育が期せられるような育成体制と、更に育成牛 の流通を円滑にすることが不可欠要件となる。

次いで,育成体制の整備については,今後,次に掲げる諸点に配慮することが望ましい。

- (a) 国立, 道立示範牧場等において集団育成事業を採用するとと。
- (b) 調料基盤に思まれた農家と、その集団を育成団地として助長することを考える。

- (c) 育成運営資金融通の制度化を図ること。
- (d) 会社の示範牧場を預託育成牧場として活用を図ること。
- (e) 育成牛の評価購買と市場取引の推進を図るとと。
- (ま) 導入資金の条件を緩和して、育成牛に適応する措置をとること。

1-2-4 種雄牛の導入について

会社が自ずから種堆牛を繋發して精液配付事業を行なうこととしているが、このことは技術的にも経済的にも困難なことである。種堆牛の選定とその配置は、精液生産だけに重点があるのではなく、それによつて改良の実効があがることも重要な要件である。特に早晩凍結精液が一般化されようとしているだけに、Proved Sire System の確立が不可欠な条件になるであろう。会社は、むしろ授精業務を中心に、検定、登録等の分担等、指導の徹底を図ることが望ましい。

1-2-5 乳用牛の人工授精事業について

人工授精用精液の配付は・国と道の施設からの機構と・農協中央人工授精所からの機構があり、いずれも地区農協あるいは畜協の人工授精施設が授精事業を行なつている。会社は単位人工 授精所を開発し、単なる精液注入業務だけでなく・繁殖技術・飼養管理技術をも兼ねた・指導的 酪農技術員を配置して行なりことが望ましい。

1-2-6 乳用牛導入対象農家の選定について

選定の基本方針として次の点に留意することが望ましい。

- (a) 乳用牛導入対象農家は、原則として家族労力を主体とする自立経営の樹立助長を目途として 選定する。このため、概ね5年後において都市勤労者世帯との所得均衡を保持し得ることを 下限標準とする。
- (b) 経営類型を区分し、類型別に乳用牛飼養に関する標準目標規模を設定し、この目標達成を可能とする助長手段を勘案の上、必要とする現在の条件を基準として設定すること。

又、選定基準の下限として韓国が設定しているつぎの条件は妥当なものと思われる。

- (a) 経営耕地 1.5 ha以上を保有するもの。但し、このうち 08 ha以上を飼料生産回場として確保可能なものであること。
- (b) 牧野2.0 ha以上の利用が可能であつて、これが管理利用能力を有する者であること。
- (c) 高等学校卒業以上の学力を有するか、あるいは同等以上の後継者を有する者であること。
- (d) 地域において先導的役割を持つことのできる者であること。
- (e) 乳用牛導入資金および施設資金貸付K対する担保力を有する者であること。
- (f) 公社の示範牧場等において、所定の技術研修を修了した者であること。

以上の基準は、従来、やむを得ず都市資本の投資対象としての酪農経営が多かつたが、少なく とも農村、農民の所得に結びつかせる為に必要な、基本的方針の改善に関連するものである。

1-2-7 酪農経営類型の設定と経営設計について

新規に酪農にとりかゝる農家,既存の酪農家等を対象として, 急速 に 効率的な酪農経営の 定着を図るためには、地域性及び生産条件等の立地別に、営農類型を設定して助長手段を重点実 施することが要請される。

また本プロジェクトの生産部門における総投資額の算出と総体的な経営効果を計測する上から も。類型別。年次別推移による経営試算を行ない。経営収益性と償還可能性とを立証することが 望ましく、概ね次の事項に留意すること。

- (a) 類型分類に当つては、酪農およびその他の部門の生産と経営に関与する諸要素のうち、その 重要なものを指標として選択して分類を行なうと共に、戸数を設定すること。
- (b) 分類された類型別に、その生産条件および技術改善等の見通しを勘案して、目標規模の設定と生産体系、助長手段の樹立という手順が考えられる。
- (c) 類型別の経営試算を行ならには
 - (1) 生産および経営に関与する諸元について、現状と今後の技術改善等の見通しを勘案し、年次別に策定すること。
 - (2) 試算結果については、プロジェクトにあげられている手法によつて、夫々分析を行ない。その妥当性の検討、特に慎選計画と慎選後の経済余剰を計測し、計画の妥当性を立証すること。なお当方の具体的事例として、別冊附属資料(4)を参照されたい。

1-2-8 酪農用機械類の利用について

従来,過剰な人口を抱え、失業者の緩衡地帯として、やむを得ない役割に甘んじ、更に農業従事内容も,季節的労力遊休化を避け得ない等、長い停滞も止むなくしてきた。しかし昨今の経済情勢は急速に変化し、農村人口の流出と減少傾向が、予期以上の激しさで強まる気配である。

現在酪農経営の、特に企業牧場等においては、草地造成から利用に到るまで殆んど手労働に依存し、低賃金、多労働の雇傭労力に支えられてきた。このことは、雇傭賃金の増加だけでなく、むしろ技術的にも限界を生じつ」ある。

一方、自動耕耘機が急速に普及し出しており、その利用は耕耘作業と、より多くは迎搬に供用される程度で、 必ず しも利用効率が良いとはいえない。附属機械類が円滑に供給されないこともあろうが、作業体系を合理化しようとする生産者側の要請も強く働いていないこともあろう。

政府は現在「農業機械化促進法」(案)を準備中で、20億ウオンを基金として、農業機械導入 に対する、5カ年間、5%以下の低利触資を主体に助長しようとしている。

又,草地,農地、地下水等の造成改良において大型トラクター装備等による事業を促進する為に 「農業振興公団」を設立すべく推進中である。

更に、1970年度予算要求では、耕耘機の既供給台数9,000台、1970年の融資計画対象として16,000台としており、小型機械の普及は今後一層進展するものと期待される。

以上の動向から、韓国における農業機械化傾向は既に始まつており、又その普及は意外に早いであろう。酪農の場合は、最も早く機械化されなければならない部門であつて、少なくとも、これが検討用意をして置く必要がある。資本蓄積の問題や、機械の製造生産事情等もあり、現実にはまだ農村人口過剰には違いないという条件の許で、誘導方向を積極的に打出すべきであろう。

- (a) 経営類型別に、雇傭労賃との比較経済性とか、飼料生産利用技術の合理化等を勘案して、 機械化利用体系を設定し、これをプロジェクトに織りこむこと。
- (b) 政府は無灯農村の解消に努めているが、年率15%の進度を見込むうち、本ブロジェクト 地域を可及的に優先すること。
- (c) 飼養管理機械のうち、ミルカーの採用が必要になるう。価格、賃金等を勘案してプロジェクトに織り込むこと。
- 1-2-9 会社の指導体制整備計画について

プロジェクトによれば、会社は「韓国・ニュージーランド示範牧場」の運営によつて、モデル 経営を示範し、農家や技術員の教育訓練を行なりほか、導入牛200頭に1人、戸数にして40戸 に1人の割合で指導員を整備しよりとしている。生産から販売に到る一貫した事業体制を整備しよりとする意図は、極めて積極的で適切なものといえる。ただ、会社といり立場で必要不可欠な指導 事項については充分検討の上準備すべきものと考えられるので、主として次の諸点に留意して行り ことが望ましい。

- (a) 行政系列の指導と異なつて、むしろ、それを補完するといり立場から、個別経営における飼料 給与、繁殖、病気に対する指導に重点を置き、指導員はなるべく獣医師が望ましい。
- (b) 示範牧場の運営については、単なる搾乳経営のみでなく、育成牛の買取育成事業もおりこんで 計画すること。
- (c) 研修事業については政府の助成等が得られるよう配意すること。
- (d) 会社の技術員の指導力引揚げには特に配慮すると共に、個別指導に当つては機動力の整備を図ること。

1-2-10 デーリーピーフの生産指導について

乳用堆子牛の育成と肥育によるデーリービーフの生産は、牛肉資源から見ても、又経営的に見ても、その役割は極めて大きいものと考えられるので、今後特に生産指導に留意することが望ましい。(附属資料 (5) 参照)

1-2-11 草地造成と利用について

- (a) 草地造成改良計画は、道別、邑面別に策定すること。
- (b) 草地の維持管理と利用計画をおりこむこと。
- (c) トラクター導入については、必要タイプ、台数等を地域ごとに積算すること。今後耕耘機の 普及が早いと思われるが、アタツチメントの生産、導入に配慮すると共に、大型機械類の必 要性も明らかにすること。

1-2-12 飼料作物の生産と利用について

プロジェクトは、5頭飼養経営を対象に放牧、採草用集約草地1 haと、乾草調製を目的とした荳科と禾本科との混播草地1 ha及び Silage 材料用のCorn、それに青刈給与用のRye、Vetch、混播用に1 haの耕地利用をすることで編成しているが、次分に経営規模が拡大し、その内容が充実するに従つて、飼料生産利用体系の標準を設定し、更に地域内での耕地利用面積の作目 分類計画を樹立すること。

1-3 牛乳,乳製品の需給,消費に関すること

1-3-1 乳業工場に関する計画等について

計画地域に設置する乳業工場の規模および設計等については、オ1工場およびオ2工場について作成した別案ならびに附属資料(別添)に基づいて、それぞれ計画地域の牛乳処理、加工に関する計画を策定されるととがよいと考えるが、この場合、次の諸点に関しては充分留意されたいこと。

- (a) 上記各工場の規模決定の基礎となつている受入乳量が確保されることが要件であること。
- (b) 工場の規模については、それぞれ計画地域における生乳の生産、供給および飲用牛乳、乳製品の需要見透し等から差当つて、オ1工場は、飲用牛乳生産能力 12,000 本/時 (1本180 c.c.入)1ライン、オ2工場は、飲用牛乳6,000 本/時1ライン、粉乳生産能力 2,100 kg/時(原料乳換算)としたが、より経済的な工場運営の見地からすれば、将来、供給生乳量と牛乳、乳製品の需要の増加に応じて、さらに、原料生乳の集中、工場規模の拡大の方向を採ることが望ましく、特に乳製品工場においては、1日処理乳量50~60 M/Tに達するこ

とが望ましいので、このような工場の未来図をも考慮の上、当面の工場設置計画を進められたいこと。

- (c) 工場の位置については、乳業工場の立地としての一般要件を具備するほか。特に、中部地域を 生乳供給基盤とするオ1工場(飲用牛乳類専門)にあつては、余乳の供給を受けて乳製品生産 を「分担」すること」なる地域内特定工場との関連ならびに飲用牛乳販売対象地域に関する諸 要件を考慮して適切な地区を選定すること。
- (d) 工場設立3ケ年後には、定時full操業が可能であること。
- (e) 各工場の、年次別所要労力計画については、別添資料のとおりであるが、右労力をはじめ工場の運営管理を、でき得る限り合理化することと、原料生乳の集中化を併せて処理、加工コストの低減を図ること。
- (f) とれらの工場の運営を担当する「韓国酪農加工㈱」においては、工場管理に関する組織を整備する外、特に、輸送面を含む製品の販売組織を整備する必要があること。
 - 1-3-2 牛乳.乳製品の器給計画に関すること

計画地域を中心とする牛乳・乳製品の需給計画については、国全体の同上需給計画における計画地域の位置づけを充分検討、把握の上、国の全体計画との均衡をよく図ることが必要であること。

- 2. 酪農推進上. 今後特に留意すべき事項
 - 2-1 酪農生産に関すること

2-1-1 乳用牛の改良増殖について

- (a) 優良種雄牛の整備を図ると共に、民間所有種雄牛の選抜淘汰すること。
- (c) 乳用牛改良基地を設定し、集団的プリーディング地区の育成助長を図ること。
- (d) 乳用牛人工投精師の技術向上に努め、その活動について機動力を整備すること。
- (e) 凍結構液の実施体制を整備すること。
- [f] 乳用牛登録の意義と必要性の認識向上を図ると共に、登録団体とその組織体制を充実させる こと。
- (B) 乳用牛の経営能力検定事業を実施し、経営指導と合わせて、乳用牛育種体系の整備を図ること。

2-1-2 自給飼料の生産利用について

- (a) 飼料作物や牧草用採種事業に関しては徹底した指導を行ない。国内自給用。輸入用の種子検定機構を整備すること。
- (D) 飼料作物と牧草に関する標準技術体系の設定を図りその助長に努めること。
- (c) 草地造成改良方式の改善に努め、政府の助成施策の拡大を図ること。
- (d) 草地取得に関する政府資金融通を図ること。
- (e) 草地造成改良に関する機械利用の普及に努め、公共団体が事業主体となつて推進すること。
- (f) 牧道。草地利用附带施設設置に関する助成対策を拡充整備すること。
- (g) 粗飼料の流通体制整備を図るとと。

- (h) 公共草地を開放して、集団利用でき得るよう措置すること。
- (i) 牧草。飼料作物等の育種体制整備に努め、特に夏枯れ対策。自然草利用等の試験研究について は、撓まざる長年の努力が必要であること。

2-1-3 乳用牛飼養と酪農経営

- (a) 子牛哺乳に関する代用乳利用を推進するとと。
- (b) 育成牛対策、特に集団育成体制の整備に努めること。
- (c) 酪農機械類の普及を図り、その助長に努めるとと。
- (d) 牛肉の価格抑制施策を再検討し、牛肉生産意然の向上に努め、更に、乳用雄子牛の肥育技術の確立を図り、デーリーピーフの生産助長に努めること。

2-1-4 酪農指導体制について

- (a) 酪農技術員の指導水準を引き上げるよう特に努めること。
- (b) 農家の技術向上に一層配意すること。
- (c) 主要酪農地域に、酪農指導所(仮称)の設置を検討するとと。
- (d) 家畜保健所の増設と機能の充実を図るとと。

2-1-5 家畜衛生について

- (a) 乳用牛衛生,特に放牧衛生,繁殖障害、プルセラ病等 に対する対処に留意すること。
- (P) 一般疾病に対する診療機構の整備を図り家畜共済事業担当団体の独立化と、診療体制の併設 について検討すること。
- (c) 乳用牛共済に関しては、特に経済焼用措置と集団加入方式等の改善に努めること。 2-1-6 酪農金融について
- (a) 韓国酪農加工㈱が金融主体となるに当つて、次の点に留意すること。
 - (1) 乳牛導入対象農家の選定に当つては、農協とも充分協議のうえ、農協を通ずる既往導入牛・ 既往融資金との競合を避け、牛乳の出荷ならびに慎遺財源の確保は会社に一元化する。
 - (2) 農協系統との協調体制を次の方法等により確立する。
 - ① 会社から農家に支払う牛乳代金は、農協を経由してその貯金口座に振込む。 牛乳代金から債費準備のため一定率の天引を行ない、農協貯金口座に積立てる。
 - ② 導入乳牛は農協の特別家畜共済に加入させる。
 - ③ 農協の経営指導ならびに職員の部落担当制等による事後管理を充分会社で活用する。
 - ④ 農協の人工授精施設等を極力利用する。
- (b) 会社が農家に金融するに当つて、次の点に留意すること。
- (1) 対象農家の経営内容および他負債との競合関係を充分審査すること。
- (2) 保証人の徴求。担保として農地その他不動産の徴求。導入牛の家畜共済への加入を条件とすること。
- (3) 慎選は、据置期間の当初から、毎月牛乳販売代金より一定率天引による慎選準備積立措置 を条件とすること。
- (4) 農家からの賃還金について、米ドルとの交換リスクを考慮する必要があるが、とのリスク は性格上政府負担とするよう措置すること。
- (5) 農家に対する飼料供給代金は、会社が政府資金借入れにより調達する関係上、金銭消費貸借契約に基づく正規の貸付金とすること。

- 2-2 牛乳,乳製品に関すること 2-2-1 乳業について
- (a) 乳業工場を経済的に運営し、製品のコストダウンを図るためには、一定水準以上の工場規模を有することが必要(製品の種類、乳業機械の型式等によつても一様ではないが、概ね処理日量 30M/T程度が最低級と考えられ、特に粉乳等主体の工場にあつては、さらに大規模集中化の傾向が強い)であるので乳業工場の設置については、全国的な酪農振興計画を基として配置計画を作り、無計画な、非能率小規模工場の乱立を極力回避することが必要である。
- (b) 生乳の供給増加に伴ない、乳業設備も効率の高い、高性能のものを設置することが必要となるので、これらの操作を担当する技術者の發成ならびにその技術水準の向上を図る必要がある。
- (c) 乳業工場の増加ならびに高性能の乳機類の導入に伴ない。 これらの修理等アフターサービスを 担当し得る企業の育成を考慮する必要がある。
- (d) 生乳の生産出荷から処理,加工,販売までの段階を通じて牛乳衛生の改善向上を図り、牛乳、乳製品に対する消費者の信頼感を確保することが緊要である。
- (e) 飲用牛乳の容器については差し当り、規格の統一された良品質の壜の生産確保を図ることが必要である。
 - 2-2-2 揺給. 消費について
- (a) 牛乳かよび乳製品の販売の対象となる市場の実態と動向を迅速且つ的確に把握する措置を講じて、酪農振興の進展に応じて、積極的、弾力的な牛乳、乳製品生産、販売施策を講することが 望ましい。
- (b) 上記事項と関連して、今後、大衆の本格的な牛乳、乳製品の需要を換起するための方途として、大衆が近づき易い牛乳や乳製品(例えばアイスクリームやコーヒー牛乳、あるいは乳酸菌飲料のような1の生産も一部併せて実施する等のほか、一般牛乳、乳製品を含めて、これらを容易に入手し得るような販売方式を採用することが望ましい。

付 表

附表 (i) 国内総生産に占める農林漁業生産の推移

単位:10億ウオン

	年 次	1960	1961	1962	1968	1964	1965	1966	1967
区	Я	附加価值比	F 附加価値 対前年	附加価値 対前年	附加価値 対前年 第	附加価値 対前年	附加価値 対前年 光	附加価値 比 另	附加価値 比 %
経費	[内内 株生産(A)	22641 113	27618 220	31898 155	45455 425	65868 449	75 L 1 4 1 4 0	94687 260	1,18453 177
常典に	夏林漁菜 (B)	9054 190	11839 308	12664 70	20459 616	31201 559	31026 △27	87060 194	38658 48
おき	B/A×100	400	429	39.7	45.0	485	4 L 3	392	341
不战	国内稳生产(a)	54864 25	57486 48	59114 28	64540 92	70202 88	75114 140	84645 127	90184 69
変 服 変 服 を	農林漁菜 (b)	24290 01	26785 101	251.25 △60	26987 72	31293 162	31026 △09	84489 110	32845 △61
おき	(b)∕ (a) ×100	4 4 3	465	425	417	4 4.6	413	407	85.8

(出所) 韓国银行の資料による。

附表 (2) 全国卸売物価指数

(1965=1000)

日品	統指数	A #1 D	穀物	穀物以外	食料品以	生 産 材				消 費 材		
年次	EC THEX	食料品	¥X 140	の商品	外の商品	平均	原材料	建築材料	共 他	平均	非耐久材	耐久材
1960	452	4 0 5	406	461	481	4 5.9	428	509	508	4 4.7	-	-
61	5 L2	477	50.3	514	5 3 5	5 2 5	474	544	648	504	-	-
6 2	5 6 0	5 1.6	5 3.3	5 6.5	573	576	5 28	593	694	5 4 .9	-	-
63	675	784	8 4.5	6 4.2	633	6 3 9	609	682	7 2.3	700	-	-
6 4	90.9	10 L7	1067	878	8 4.2	850	8 4.2	845	873	9 5 1	-	-
6 5	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
6 6	1088	1073	1050	1094	1094	1080	1064	1128	1080	1094	1093	1129
67	1158	1168	1170	1157	1155	1109	1063	114.9	1180	1191	1190	1240

(出所) 農協中央会資料による。

附表 (8) 農作物 10a 当り収益性比較

		10a当り収益	粗収益 (a)	経営費 (b)	所得(a) - (a)	備考
*	k	313 kg	18,472 ウオン	3,689 ウオン	14783 91/	平年作
大	发	185	6847	2443	4,5 5 7	67年
樑	友	207	6,551	2776	8,867	,
小	麦	264	6474	2,499	4.138	
X X	黍	267	6,806	2677	4,129	*
大	豆	106	5,676	1.428	4,248	,
小	豆	102	6,466	1,066	5.400	,
Ħ	揺	1,668	11,093	2609	8484	平年作
馬 斧	会 楽	965	13664	3923	9741	67年
b A	ے ر	1,9 3 4	84661	32500	52161	平年作
大	根	1,710	14,723	3454	1 1,269	67年
++	ベッ	2280	27362	6,261	21,101	,

(出所) AFDCから本調査団に提示された資料による。

附表 (4) 農産物生産額の年次別推移

単位:千 ウオン

	<u>~.</u>	1961	1962	1968	1964	1965	1966	1967
	産物	247816	238985	286849	859408	879785	444448	478276
£		(1000)	(1000)	(1000)	(1000)	(1000)	(1000)	(1000)
		283871	222847	264367	326079	333830	39 38 76	407852
	at	(944)	(981)	(928)	(907)	(879)	(886)	(853)
	食 機	208091	186919	211978	254360	244561	265888	274617
	作物	(840)	(782)	(740)	(708)	(644)	(598)	(564)
耕	専 売	3,885	4,978	4,963	10236	16512	2 L 5 0 2	20018
	作物	(16)	(21)	(17)	(28)	(4.8)	(48)	(41)
		2,168	8,3 9 4	3337	6,700	9135	10619	12552
	果 実	(09)	(14)	(12)	(19)	(24)	(24)	(26)
		8,707	11,545	21131	26148	36,201	58485	5 2,7 1 4
	夜 菜	(85)	(48)	(74)	(13)	(95)	(120)	(110)
	特用	1,711	1,952	1,995	8007	3,680	5,599	6,281
種	作物	(07)	(69)	(06)	(08)	(10)	(L3)	(L8)
12	THE TOTAL	9315	13560	21,163	25,634	28741	3 6 7 2 3	41,671
	副産物	(27)	(57)	(74)	(71)	(68)	(83)	(89)
•		13382	15829	21.064	31,920	48,372	47728	66160
畜	計	(54)	(66)	(74)	(89)	(114)	(106)	(129)
Ħ	F7 #	10655	12387	15,959	24881	32,818	34817	48568
adra.	家畜	(48)	(52)	(5.6)	(69)	(76)	(78)	(102)
Æ	***	2728	3,442	5,105	7089	10,555	12411	17592
	畜産物	(11)	(14)	(L8)	(20)	(28)	(28)	(36)
	n 45:	561	759	918	1,409	2,5 3 2	2399	4.264
3	ま 夜	(02)	(08)	(08)	(04)	(07)	(08)	(09)

(出所) 農林部 農林統計年報(1968)より積算

別表 (5) 1戸当り農家所得と農業所得の動向

単位:ウオン

			ス ス			支 世	1	農家所得	農業所得
		3† (a)	農業収入 (b)	農外収入	at (c)	農業支出(d)	是外支出	(a) - (C)	(b) - (d)
	1962	8 9 4 4 2	73416	16026	2 1,5 5 7	19390	2167	67885	54026
年	1963	122057	10 Q9 25	21132	28878	24,383	4,4 9 5	93179	76542
	1964	158007	128072	29935	32315	24,327	7988	125692	103745
次	1965	146328	115991	30,332	84,122	27179	6943	112201	88812
ν.	1966	166987	131407	35,580	36811	29977	6834	130176	101430
	1967	190150	150995	39155	40,680	34636	6044	149470	116359
耕	Q5ha 未満	120907	66493	5 4.4 1 4	24027	14,569	9458	96880	51,924
地地	Q5 ~ 10	158223	119885	38338	32203	24553	7650	126020	95,832
規	10 ~ 15	211,023	181,722	29301	4 4,4 8 1	41.512	2919	166592	140210
模別	15 ~ 20	277098	246144	30,954	58609	57589	1,020	218489	188555
	20 ha以上	377947	340355	87592	95285	9 1,8 68	3417	282662	248487

(出所) 農林部「農林統計年鑑」1968年より算出。

(注) 支出には租税公課、支払利子は含まない。耕地規模別は1967年。

附表 (6) 家畜むよび畜産物生産額の推移

年次	fer filt			家							
4- (TE BE	at	#4	乳牛	BK	山羊	緬 革	9i	窈	家物	Æ
1961	13883273	10654887	2923084	23490	8757591	51,030	845	135148	3691163	60341	12695
	(1000)	(795)	(2L8)	(02)	(281)	(04)	(0)	(L0)	(275)	(05)	(01)
1962	15828867	12886622	4114925	74381	4,249,509	101427	395	194229	8570659	40616	40481
	(1000)	(783)	(260)	(05)	(268)	(06)	(0)	(12)	(226)	(68)	(08)
1968	21064105	14989115	5049187	49828	4748884	408990	2165	859278	5282818	81,582	27928
	(1000)	(758)	(240)	(02)	(226)	(19)	(0)	(17)	(249)	(04)	(01)
1964	81919909	24881220	9917180	128227	7198910	224265	1784	423976	6859410	124679	8789
	(1000)	(779)	(3L0)	(04)	(226)	(07)	(0)	(18)	(2L4)	(04)	(01)
1965	43372208	82817517	19459157	53680	18066906	170100	1,408	275874	8681898	132406	36088
	(1000)	(757)	(241)	(01)	(301)	(04)	(0)	(06)	(200)	(03)	(01)
1966	47227900	84816625	11766308	61,932	12895428	210952	948	587568	9286407	52464	4623
	(1000)	(787)	(249)	(01)	(278)	(04)	(0)	(11)	(197)	(01)	(01)
1967	66160417	48568197	14106156	92805	18790596	178983	1961	348872	14958244	96130	' -
	(1000)	(784)	(224)	(01)	(284)	(82)	(0)	(05)	(227)	(01)	l

			- 古 1	it 110		
	81	剪卵	150 卵	牛乳	练蜜	山羊乳
1961	2728386	2576921	32994	20599	80220	17652
	(204)	(192)	(82)	(02)	(06)	(01)
1962	3442245	8242912	27331	32406	102440	37156
	(217)	(205)	(02)	(02)	(06)	(02)
1963	5104990	4758236	51,726	92,849	144856	63328
	(242)	(226)	(02)	(04)	(07)	(03)
1964	7038689	6584192	59730	147748	177845	69174
	(221)	(206)	(02)	(05)	(06)	(02)
1965	14554691	9853246	75559	314226	198881	117779
	(24.3)	(227)	(02)	(07)	(04)	(89)
1966	12411276	11423066	101,560	431,871	238772	216006
	(263)	(242)	(02)	(09)	(05)	(05)
1967	17592220	16072861	181605	825084	375061	187609
	(266)	(243)	((42)	(12)	(06)	(03)

(出所) 農林部「農林統計年報」 1968年による。

附表 (7) 肉類輸出実績

	舞	牛	53		肉加工品			
	数量	金額	数量	金額	数量	金額		
1965	5 5	950	取 100	44 008£	<i>kg</i> 18 Q 5 9 3	Fn 154289		
1966				· '		88160		
1967			780	33,485	47817	55748		
アメリカ					6128	19749		
日本					8040	2600		
香 巷		!	780	33485	1,000	750		
その他					32649	31,644		

(出所) 豊林部畜産局「畜産統計」1967年より。

辩表 (8) 食肉加工品生産実績

単位:*kg*

	1966	1967
Ham	147335	169209
Sausage	352642	741246
Bacon	4110	5488
Wiener Sausage		125
C-Ration	_	2 0 4 0 0
Neat Powder	800	749
Dry Meat	3,268	8,318
Dried slices of Beef	1,741	5 2 4
Pork Can	18906	48073
Beef Can	157938	476982
Freezing Beef	-	6000
Other	7749	590
Total		1477654

(出所) 夏林部高彦局『高産統計』1967年による。

附表 (9) 畜產関係法規

畜 産 法

畜産法施行令

畜産法施行規則

飼料管理法

飼料管理法施行令

飼料管理法施行規則

畜産物加工処理法

畜産物加工処理法施行規則

酪農振興法

酪農振興法施行令

草 地 法

農業基本法

農漁村開発公社法

農漁村開発公社施行令

附表 (10) 1969年度畜産予算

単位:1,000ウォン

	,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		中位:1000カオン
事项	内 訳	投資(補助)	融資	備考
(1) 家畜增殖	1 人工授精	662218		
]	(1) 中央センター	86065		
[(2) 市 郡	564597		
	2 家畜品評会	6.7500		
	(1) 中央大会	0		
	(2) 地方大会	6,7500		
	a 種畜登録	123930		
	4. 韓牛種牡牛更新	45,0000		
	5. 珍品犬保護	80000		
	6. 道種畜場事業	297036		
	7 家畜共済	156382		
	(1) 一般共済	5,6382		
	(2) 特別共済 -	100000		İ
	8 優良種牡牛奨励	24,0000		
	9. 初生摊鑑別士養成	20000		
	10. 畜産奨励施設	200000		
	11. 協同畜産団地		4500000	特別事業
	12 韓牛育成		1,785,875,0	"
†	13. 酪 農		461080	"
	(1) 乳牛導入		30000	
	(2) 畜舎及び附帯施設		8,0000	
	(3) 土地購入		8 4,1 0 8 0	
	14. アンゴラ		4 1,7 4 0.0	特別事業

4 A	内訳	投資(補助)	融資	備考
(2) 飼料対策	1. 牧草地造成	2994000	1502470	融資のうち特別事業
	(1) 集約草地造成	1550000		978670
	(2) 在来草地改良	1120000		
	(3) トラクター	132000	220000	
	(4) 牧野適地調査	192000		
	(5) 特別事業(牧野造成)		1282470	
	2 I D A 導入飼料操作費	336000		
	8. 飼料調節資金		5500000	
(3)畜産物流通	1. 牛衡器設置	229350		
処 理	2 鸡卵貯蔵 取設置	38000		
	a 鶏卵選別検卵及び洗卵機 設置	70000	;	
(4) 検査及び 検 疫	動物検疫所新築	394414		
小 計		685,8820	80239650	
(5) 管理費		2 1,4 8 3 2		
合 計		6573662	30239650	

(出所) 農林部資料による。

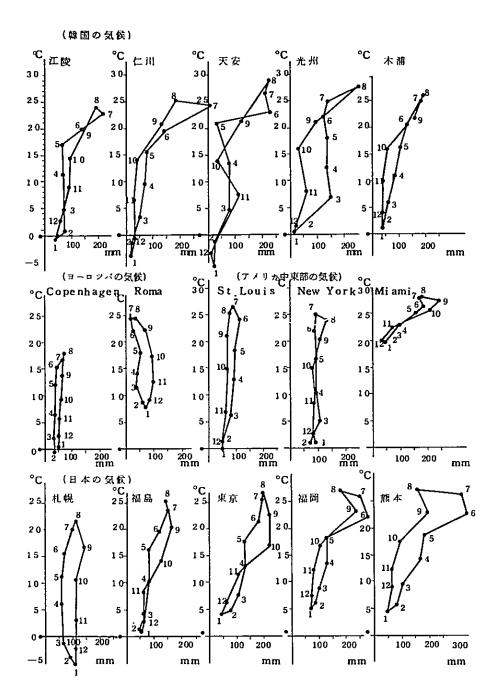
附表 (11) 人工授精関係予算

単位:千ウオン

		L.			1970年 要	求	}	1969年 予 算	
		į	Į	B	内容	予 算	項目	内容	予新
総	額				補助	104,645,1		補 助	66,221.8
農	協				中央	106635		中央	86065
		施	設	77	2442 補05	1,2 2 1,0	運 営 費	87654 補Q5	4,3827
		選	営	費	16,5788 補05	8,289.4	機械施設	4,6136 補05	2,3068
		教	苷	費	2,3061 補05	1,1531	種牡牛購入	425×5頭 補05	1,060.0
							游 習 会	1,714 補0.5	8570
市	郡				171カ所	926136		171/所	564597
		給		料	171×2人×12 (22300w)補05	45,7596	給 料	171×404 補05	350892
		旅		費	171×2人×12月 (200w) 補Q5	4,104.0	旅 費	2000×342人× 12月×06	4,924.8
		運	営	費	1717所(50万w)	427500	種畜飼養費	肉件70998×37×06	1.5762
		l			補0.5			豚120,450×169×06	122136
							種 密購 入	52 が所 (3,500 w)× 6頭×0.6	6552
							機械器具 修理	171岁新(19500)× 06	2,0007
市道	要員給				20人×12月 (11,400)×05	1,3680		2 0人(9 6 3 0) ×1 2月× 0 5	1,1556

(出所) 農林部資料による。

附表 (12) 韓国および主要国の気象状況



附表 (13) 飼料作物栽培基準

作物名	主要栽培目的	据键等期	搭搜量	栽培距離	搭理		年間施肥士	t (kg/h.	• }			
			(kg/ha)	(=)	方法	堆 配	金素	消液	加里	食用石灰	収模期	収 穫 量(kg/ha)
连接牧草	常见放 牧 乾草	3月中 - 4月上 8月中 - 9月中			敗援	12000	90-160	70-140	90-180	4500	春. 初夏. 秋	25000 - 69000)
亚科牧草	•	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	,		•	,	10- 80	140-270	120-180	,	年8-4回刈取	25000 - 50000 造成時
不料機構		,	•		•	,	140-160	140-180	120-180	,		84000 - 50000 ∫ 熱肥量
	種実	4月下-5月上	10-60	時間75-90 株間80-45	点播	10000-	100-120	100-120	100-120	L000-	完熟期,発芽後 180-140日	2100 - 2500
Corn	Ensilage	,	70-80	唯間60-75 休間20-30	点搓	,	100-120	80-100	100-120	1000-	黄熟期,発芽接 110-120日	2 5000 - 50000
·	市 刈	4月下-6月中	80-100	胜間 45 ~ 60 株間 10 ~ 20	条措	,	90-100	50- 70	50- 60	1000-	柱類出現時 発芽後 60 - 80日	30000 - 40000
燕 发		3月上-4月上 3月中-4月中 8月中-8月下		成版70-80	朱播	•	40- 60	50- 60	50 - 60	,	完 軌 期	1500 - 2500
		9月下-10月中		度間 70-80	条指	,	70- 80 40- 60	'	,	,	30% 出被時	20000 - 30000
胡麦	1	8 月中 - 1 0月下		# 60-75	** 102	,	70- 80	,	\$0- 50	,	完 熟 期 出 競 期	2000 - 8000
大 亞	種 実及び Ensilage	4月下-5月中	70-80	唯間 60 - 70 株局 10 - 20		•	,	40- 60	•	,	同 花 期	24000 - 84000 24000 - 24000
Тыгпір	葉 育 刈及び 段 貯 食	4月中 8月上-8月中	8- 7	胜局 60-70 供局 20-30	点摄	,	40- 60	50- 60	70- 90	,	初霜前	5Q000 - 7Q000
tr #	Ensilage	5月上-6月中	86000年 40000本	唯國 60 - 7 5 秋間 3 0	移植	10,000- 15,000	20- 40	50 - 80	60- 90	,	初 霜 前 9月下-10月上	甘露 15000-25000 泵 15000-25000

附表 (14) 家畜別增殖計画と飼料需給計画

		区	分			1967年	<u> </u>	1971年	
家	畜	韓			牛	1,242,648 頭	100 %	1,5 4 0,000 页	124 %
		A			牛	10360	100	21,010	203
			E	沃		1,296,109	100	1,804,300	139
				(1)		17097169	100	22,0 4 4,0 0 0	129
飼	料	粗	1	词	料	1,207600 M/T	100	3007200 M/T	256
		漠	厚	飼	料	1.051,300	100	2176490	207
飼料	内容	旒	通	飼	料	523860	100	1,338,950	255
		調	筋	師	料			370000	
		備	杏	飼	料			57000	i
		代	替	飼	料			378670	
		不.	足飼	料点	队	26,800	100	279000	1,041
		配	合	餇	料	106,978	100	567000	580

(出所) 農林部資料による。

附表 (15) 家畜伝染病于防在射集施状况

	1965	1966	1967	ノウル	整 山	京使道	江京直	忠情北道	忠清南道	今羅 北道	全羅南道	皮肉北道	医约由道	研州初
Binder Pest Vaccine	22599	19052	19818	_	-	8,707	11111	-	_					
Black Leg Vaccine	646942	971348	631056	2011	924	73625	72227	69680	T2822	9410	9764	57079	107088	56426
Anthrax Vaccine	848118	485768	486769	_	1544	5029	-	-	<u></u>	_		289088	189271	6 0,8 4 2
Rabus Vaccine	378727	458725	289337	8895	_	57717	3 1,892	18237	15896	8 Q 4 5 0	51652	70810	8887	8922
Hog Cholera Vaccine	1746268	1865767	2129908	33737	5 3 6 0 2	247057	97804	128842	281145	883706	352626	192586	876140	75218
Swine Erysi- pelas bacterin	-	74705	30821	1802	969	1,998	1970	2882	9031	6178	2050	1970	1,981	-
Vaccine	14819802	11256175	1 182 4577	6833555	_	1818552	59 52 3 B	728233	775949	797985	709201	1684613	1367002	13249
Fow-Pox Vaccine	420032	479270	616448	239650	47984	66361	15000	6 Q 2 7 7	9 9 0 8 1	_		62855	35284	
Distemper Vaccine	-	750	1,000	-	_	-	_	-		-	1,000	- "		-
Encephalitis Vaccine	-	30348	3 5 6 5 2	2907	973	4714	1949	2366	3064	7307	5176	2898	2,800	-

(出所) 農林部畜産局資料による。

附表 (16) 動物医薬品生産状況

(1) ワクチン生産状況

	Rinderptse Lapinized	Randerpest Dried L-A Vaccine	Blackleg Vaccine Aviulent	Anthrax Vaccine (Spored)	Rabis Vaccine	Hog Chelera Lapinized Vaccine	Swine Erysipelas Bacterin	New castle Formolized Vaccine	New castle B1Live Dri- ed Vaccine	Newcastle Bilive Vac- cine Dried
1957	-	15000	320000	9680	51,900	411,000	-	8415000	-	-
1958	-	20000	500000	-	1,000,000	160000	-	6180800	-	1,500,000
1959	_	20000	450000	20000	120000	200000	-	3100000	3095000	328700
1960		20000	400600	20000	138640	827000	-	2720000	15083000	319400
1961	12000	-	546600	20000	244030	487100	! -	\$495000	5,200000	-
1962	34,000	_	849200	20000	424980	1863970	-	10802000	12008000	-
1963	21000	_	731800	140000	397180	1549000	60000	1012000	16045000	-
1964	28740	ļ <u> </u>	777500	206000	862740	1804800	140040	-	12179000	-
1965	22360	_	798600	292452	368840	1658200	60800	-	7150000	-
1966	21,760	_	610000	513500	800400	1585700	78430	-	2002500	-
1967	24020	_	514000	302600	165720	1 -	27180	-	-	-

(出所) 農林部畜産局「畜産統計」1967年による。

(2) 診断液血滑生産状況

_	Pullorum antigen	Mallein	Tuberculin	Contagious Pleuro Pneumonia Antigen	Brucellosis Antigen	Rinder Pest Serum
1957	10,000	-	480	-	_	100000
1958	1 Q 0 0 0	_	210	-	-	-
1959	2 1,9 0 0	-	270	-	2,000	50000
1960	20000	-	550	-	2,000	-
1961	15,000	-	4,3 0 0	_	15.777	50,000
1962	1,5 5 1,9 0 0	-	7600	500	16600	-
1963	1,000,020	_	8,000	3,000	20,000	-
1964	1,010,000	-	21,000	7000	20000	_
1965	1,213,200	-	10000	4,100	28,700	-
1966	1,204,340	- '	18400	6,000	15,900	-
1967	1,201,200	-	9,600	9600	8,400	600

(出所) 農林部畜産局「畜産統計」1967年による。

附表 (17) 家畜疾病診療状況(牛関係)

		1965	1966	1967	ノウル	整山	京提道	江原道	忠情北道	中待雨道	全型北道	全區用道	度尚北道	度尚密道	領州道
72	生器数	100496	186928	84527	8594	326	9,522	7106	466	3630	6544	5270	24199	15610	4092
셌	轮線 数	99900	125665	66089	3504	825	9453	7105	466	2690	6544	5270	24062	16610	8000
理内	麗 光]	2684	3781	2744	69	17	866	583	21	330	215	192	426	298	282
77	佚 位	96266	121,934	B \$ 2 9 5	3485	308	2097	6522	446	4360	6129	5078	23686	16817	2768
	前化基均	5 42 47	64826	47645	1,859	140	5499	8796	240	5,548	4709	2864	12123	2641	1582
	呼吸器師	15082	\$2190	14921	811	6.8	1,692	9 6 5	107	1,849	1067	987	4958	2963	164
	循及器病	4586	2,952	2899	126	1.5	284	819	20	192	74	116	400	714	189
灰白	生殖石病	3475	8744	2580	569	_	411	258	12	362	222	192	180	550	99
	神経系統	4947	4698	4049	120	6	459	801	20	436	111	220	1.117	649	278
内	必尿器斑	1670	2623	1,423	219	15	78	116	4	180	7.7	83	501	156	44
尺	Traumatte	8126	8617	5,754	420	26	8 2 9	597	28	766	672	194	1,528	718	81
	その他	8817	14018	4967	880	61	811	728	3.6	662	279	664	2,2 6 0	1,024	468
	itt	99900	185665	86089	3504	825	9463	7105	466	9690	6544	6270	24062	16610	3,000

(出所) 農林都畜産局資料による。

附表 (18) 年次別居畜検査状況(牛)

₩ 1		l		居	教 氢	政				不良生	- 風 数	
FXX \	検査顕数	Į .	見 定 屠	粒		切迫以	段	ít at	妊娠牛	未経産牛	その他	
市进別		煌	雄	āt	雌	雄	計	tr ar	AT SEC. 1.	A-REELE T	7 0 18	žì
1965	292712	121265	156931	278186	1,501	565	2,066	28 Q2 5 2	1150	1,294	16	24 6
1966	25 20 3 Z	119081	184078	257104	1978	1203	4178	260282	591	1,105	54	1,750
1967	255562	104958	140575	250,533	2028	1004	3,027	258560	1,182	749	71	200
ノウル	112988	45610	66461	112071	113	28	141	112212	506	266	4	77
5 山	29893	25773	3518	29311	78	29	197	29418	391	82	2	4.7
京俊道	24571	2984	20298	24277	184	188	272	24549	2	11	9	2
工原道	1 L284	5,388	5,407	10795	158	8.6	244	11,039	9.8	113	34	24
也清北道	4978	2383	2410	4798	109	59	LEB	4963	10	7	-	1
き背南道	15438	5,967	2161	14128	216	8.0	296	15424	5	8	1	1
全羅北道	6820	2408	3238	4646	84	4.5	129	6775	1.5	2.5	1 7	4
2羅南道	9,963	4651	4942	9,598	266	8 2	348	9941	6	6	j - 1	1
到北道	26015	4743	20497	25,240	268	3 0 8	576	25816	29	169	1 1	19
复尚惠道	10948	6538	2690	10248	433	134	567	10810	76	61	t	18
齐州 迪	2574	1478	958	2486	164	16	179	2615	46	1	12	5

WH I	1		疾	匑				**	生 虫	痢	
年次 市選別	消化器病	呼吸器病	循環森病	生殖四病	その他	計	賽尾虫	包虫	Live()uke	その他	21
1965	6243	6480	1.838	323	2820	17154	L0 \$ 2	558	15428	11697	28715
1966	2552	4168	L185	8 2 2	1,785	10007	241	181	11,122	14319	24863
1967	2,801	3618	1,087	298	1,468	8722	152	19898	975	11,764	28789
ノウル	113	2545	588	8	224	8478	12	841	4570	5260	10183
签 山	107	185	78	47	810	7 2 2		_	721	694	1615
京数道	144	93	41	110	74	462	21	4	183	. 88	241
江原道	350	256	181	29	111	877	ż	750	1418	870	1946
忠滑北道	138	4.3	5	3	37	226	3	16	154	124	297
忠清南道	278	102	8	4	44	436	7	61	79	82	229
全羅北道	28	80	12	9	76	155	12		3.8	9	60
全裁用道	195	113	8.5	31	127	551	18	79	428	828	853
穿筒北道	250	114	38	16	288	651	85	262	2572	2844	5713
慶尚 南道	194	69	31	22	129	445	9	8 z	118	8 7	191
资州道	504	6.8	2.5	19	103	719	3.8	33	422	1983	2467

(出所)農林部省産局「畜産統計」1967年による。

附决 (19) 牛乳検査状况

	•						単位:3	√ T
758		A FI		麂	乗		Bt.	
年次市道別	受検量	合格量	II	脂肪	比重	沈景物	缺敗	その他
1965	8,851	8,708	144	a 2	8	2	9 8	5
1966	12661	12868	299	68	36	8	189	8
1967	16971	16604	367	92	43	2	218	18
122	12812	12049	264	66	33	-	150	15
釜 山	L1 6 1	1090	51	24	5	-	za	-
京載道	242	288	8	-	1	-	7	-
在原道	244	242	2	-	-	-	ι	ι
忠演北道	283	280	8	-	-	-	2	-
忠情期道	1,499	1480	19	-	1	-	18	-
全羅北遊	8.3	81	2	-	-	-	1	-
全羅南道	249	245	4	-	-	_	3	-
度尚北道	687	688	5	-	-	-	8	-
歷尚傳道	217	2 0 8	,	1	2	1	6	1
商州道	14	14	-	-	-	-	-	-

附表 (20) 輸出入家畜畜産物検疫実績

建田	穫	m	1 9	6 3	1 5	64	19	5 5	1 9	6 6	196	7
ᄎ			≆ t	金額	猛	金額	量	金額	ii ii	金厷	E	金額
	牛	巾	kg 2218651	\$ 124216	kg 8494	\$ 187743	kg 4351	\$ 258464	kg 3916	263447	kg 2925	196465
k à	肤 も	類	247493	1695401	27508	104367	20 Q741	1017480	213188	1140852	261651	1424411
	毛皮	類	108909	129329	199815	189770	109251	168498	187949	182847	85562	72681
	内	M	396001	292503	77485	55,821	180593	154289	83988	88160	47817	5 5 7 4 3
	8.8		114548	3815361	37900	1194904	100	2330	-		820	38485
	餌	料	-	-	-	-	-	-	201450	3 22 4 6		
出	Hand (Goods	arried	35883	32670	48807	57905	8 8 2 8 9	8 2 0 0 9	52318	55650	203	4526
	題	#3	2261720	59157	598000	20015	50	-	800	-	9	
	ät		-	6148642		8547845	-	1,702,022	-	1,758837	-	4987313
	窜 窜	類	587		1,034	289029	2010	355094	1867	459887	708	185990
輪	家禽と		\$100500	3,5 5 6	1		16607800	26560	29925,219	5 3 5 4 8	136892	98069
	Hand (Goods	(記 arried	802	8774	-	-	2647	126133	5,511	49501	387	20056
	,Ç	類		10	3,266	4,185	1.488	2724	40	-	508	4856
λ	原	皮	485926	1 4 1,2 17	1029217	190593	125163	3 5 8 5 8	1704682	738864	4.244	1362596
	8t			290141		2428968	· -	554870	i	10859513		14617211

(出所) 農林部畜産局「畜産統計」1967年による。

附表 (21) 全国用途別生乳処理加工量の動向

単位 M/T 1961年 1962 1963 1964 1965 1966 1967 1968 生乳棕生產量 1,168 2647 4,512 7180 19685 14,600 19188 24360 展 荷自家消費量 家 切り 訳その他 1127 1,3 2 2 1816 1,9 3 9 1750 2,212 29 61 114 298 453 生乳集荷量 1491 3,129 5200 16985 22148 8708 12363 1,4 9 1 2,2 9 5 乳処理加工場 4486 8881 10186 11,255 834 763 1,462 2082 2,425 2,5 2 0 4,650 8455 117 13

(出所) 農林部畜産局「酪農現況」1969年より作成。

附表 (22) 全国月別用途別処理加工状況(1968年)

単位 M/T

月 別	生乳集荷量		生乳奶用	2 加工品	
		飲用向	れん乳向	粉乳向	その他
1月	1,716	840	326	550	
2	1,714	771	817	623	3
а	1,864	894	419	551	-
4	1,792	942	258	592	-
5	1821	1,025	76	720	-
6	1726	1.048	52	626	-
7	1612	953	59	600	_
8	1,765	918	130	717	-
9	1,847	965	94	788	-
10	1,891	889	207	845	-
1 1	2009	923	219	862	5
1 2	2891	1,137	268	981	5
合計	22148	1 1,2 5 5	2425	8455	18

(出所) 農林部畜産局「酪農概況」1969年より作成。

附表 (23) 地区別生乳生産処理加工状況(1968年)

単位 M/T

地	区		別	区分	数	最
y	ゥ		r	地区内生乳生産量 〃 処理加工量	702 15,73	
釜			山	地区内生乳生产量 "処理加工量	1, 8 0 1, 6 8	
京	畿		道	地区内生乳生産量 # 処理加工量	9,59 54	
江	原		道	地区内生乳生产量 "处理加工量	3 2 3 0	
忠	徘	北	道	地区内生乳生産量 # 処理加工量	6 7 4 4	
忠	甜	南	道	地区内生乳生産量 # 処理加工量	2,40 2,13	
全	羅	北	道	地区内生乳生産量 "处理加工量	1 8 1 4	
全	羅	南	道	地区内生乳生産量 "処理加工量	5 0 8 0	
遼	尙	北	道	地区内生乳生产 位 # 処理加工量	1, 0 4 6 4	
Ø	尙	南	道	地区内生乳生産量 # 処理加工量	7 (2 (
资	H	i	道	地区内生乳生産量 〃 処理加工量	4	7

(出所) 農林部畜産局「酪農概況」1969年より作成。

附表 (24) 全国飲用牛乳生産量の動向

単位 M/T

4		1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968
飲用		1,448	2,228	4,807	6,425	8,169	9,899	1 1.0 6 8

(出所) 農林部畜産局「酪農概況」1969年より作成。

附表 (25) 地区別飲用牛乳生産状況 (1967, 1968年)

単位 M/T

<u></u>	8 区 5	别	1967年	1968年
y	ゥ	n	6206	6228
釜		山	981	1,371
京	畿	道	234	686
江	原	道	240	256
忠	滑 北	道	277	439
忠	游 南	道	560	503
全	羅 北	道	8 1	132
全	羅南	道	236	809
廋	尚北	道	765	649
慶	尚南	道	805	488
	州	道	1 4	7
全	B	計	9899	14068

(出所) 農林部畜産局「酪農概況」1969年より作成。

附表 (26) 全国乳製品種類別生産量の動向

単位 M/T

١			1968	1964	1965	1966	1967	1968年
	n	ん乳	809	283	511	544	802	980
	粉	乳	-	_	110	3 4 6	701	1,311

(出所) 農林部畜産局「酪農概況」1969年より作成。

附表 (27) 地区別乳製品生産状況 (1967, 1968年)

単位 M/T

地区別	1 9	6 7 年	196	8年	
地区州	れん乳	粉乳	れん乳	粉乳	
ソウル	676	607	723	1,080	
釜 山	- 87	-	144	-	
京 儊 道	-	-	-	_	
江 原 道	-	-	-	-	
忠 清 北 道	-	-	-	-	
忠 清 南 道	8 9	94	63	231	
全 羅 北 道	-	-	-	_	
全 羅 南 道	-	-	-	-	
慶尚北道	-	- 1	-	-	
鹿 尚 南 道	-	-	-	-	
济 州 道	-	-	-	_	
全 国 計	802	701	930	1,311	

(出所) 農林部 畜産局「酪農概況」1969年より作成。

附表 (28) 地区別牛乳乳製品処理加工場設置状況(その1)

地区別	工場名	所在地	稼動開始月日	<u> </u>	生産の種類
FG 122 //	1 2 20 1	17) 1120	年月	MZT	-L/H-O1E/M
ノウル	ソウル牛乳協同組合	東大門区	飲用牛乳 63 5	7665	牛乳、チョコレート牛乳
, , ,	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	//C/ 1.1	旗 乳 63 5.	L - 1	小缶加糖煉乳
]	1		粉 乳 65 5		育児用調製粉乳
	孙国牛乳処理場	城東区	飲用牛乳 65.1.	256	牛乳
	三百神学 #	城北区	# 6512	183	#
}	平和農畜 #	鍾 路	, ,	37	,,
牛乳処理場 4				牛乳 8141	
乳製品工場 1	1			乳製品15.768	
釜山	釜山牛乳組合	東区	飲用牛乳 69 1	2160	牛乳
-	韓国ミラク株式会社	釜山市	煉 乳 65.2	1,314	小缶加糖煉乳
牛乳処理場 1				牛乳 3,474	
乳製品工場 1	1		}	{	
京 畿 道	仁川市华孔処理場	崇仁祠	飲用牛乳 63 7	648	牛乳
I	水原市 "	水原市	# 64. 7	226	#
ľ	大韓食品公社	r r	煉乳粉乳 69 7	2920	煉乳,粉乳
牛乳処理場 2				牛乳 874	
乳製品工場 1				乳製品 2920	
在原道	春川牛乳処利場	春川市	飲用牛乳 64. 4.	432	牛乳
	原州 "	原州市	(未稼動)	432	#
牛乳処理場 2			-11 50 0 2	牛乳 864	- 12 2
忠滑北道	清州牛乳処理場	精州市	放用牛乳 6812	432	牛乳
	忠州 "	忠州市	(未稼動)	432	<i>II</i>
牛乳処理場 2	1 44 - 1 4 - 1 4 - 1 4 - 1 4 - 1 4 4 - 1 4 4 4 4	1 500 -10	W. 171 Mar. 2 2 2	牛乳 864	H- et
患清南道	太田市牛乳処理場	太田市	飲用牛乳 63.4.	1,080	牛乳
	天安市 "	天安市	# 66.9	226	#
j	温陽 #	温陽市	(未稼動)	432	
1	論山 #	論山市	(未稼動)	1)	
ł	南陽乳業株式会社	天安市	煉 乳 6612 粉 乳 6512	11 4110	小缶加糖 無糖煉乳
Hart bet 700 km a)	40 FL 0 1 1 2	J 牛乳 2170	小缶全瓶 調無粉乳
年乳処理場 4 乳製品工場 1				乳製品 6716	ALM FUR BANKANAR
乳製品工場 1 全羅 北 道	全州牛乳処理場	全州市	飲用牛乳 64. 4.	482	牛乳
主框孔班	福里 "	裡里市	# 65. L	226	1 7 1
牛乳処理場 2	THE "	1 (21:21:11)		牛乳 658	"
全羅南道	光州畜産組合	光州市	飲用牛乳 64.11.	648	牛乳
3 NAT 10 AS	型林乳業社	#	# 67 5	210	"
1	湖南綜合食品工業会社	, ,,	煉 乳 69	183	煉乳
牛乳処理場 2				牛乳 858	-
乳製品工場 1	1	1		乳製品 188	
慶尚北道	大邱市牛乳処理場	大邱市	飲用牛乳 63.7	648	牛乳
J	白雪 #	#	# #	292	П
ĺ	慶州 #	慶州市	(未稼動)	432	"
牛乳処理場 3		1		牛乳 1,372	
慶尚南道	馬山牛乳処理場	馬山市	飲用牛乳 64. 9.	J	 牛乳
!	骨州 #	晋州市	(未稼動)	432	, r
1	尉山 "	尉山市	(未稼動	432	<i>"</i>
↓ 牛乳処理場 3	J	j		牛乳 1,296	J J
合 計					
牛乳処理場	İ				
2 5	1	Į.		19,257] .
(95未稼動7)	1				
乳製品工場				26,901]
5	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	1	

(出所) AFDC資料および一部実地調査。

附表 (28) 地区別牛乳乳製品処理加工場設置状況(その2)

地	区	別	牛乳炎	1. 理 均	乳製	品工場
			工物数	生乳処理能力	工場数	生乳処理能力
				M/T		M/T
ソ	ゥ	r	4	8141	1	15,768
釜		山	1	2,160	1	1, 3 1 4
京	畿	й	2	874	1	2920
江	原	道	2	8 6 4	-	-
忠	滑 北	道	2	8 6 4	-	-
忠	滑 南	ű	4	2,170	1	6,716
全	羅北	道	2	658	_	-
全	羅南	道	2	858	1	183
80	尙 北	道	3	1, 3 7 2	-	-
ß.	尚南	道	3	1, 2 9 6	_	_
	라		2 5	1 9 2 5 7	5	26901
			(9 5未稼動 7)		·	

附表 (29) 国民 1 人当り年間牛乳乳製品消費量の動向

单位 生乳換質 gr 1961年 | 1962 | 1963 1964 1965 1966 1967 1968 飲用牛乳 161 228 287 292 369 乳製品 ••• ... 27 74 132 291 369 ∄f 101 168 188 302 419 583 738

(出所) 1. 1962, 1963 農林部「畜産物及績」表より。

2 1964~1967 農林部「畜産統計」1967年版より。

3 1968年は推定。

附表 (30) 地区別飲用牛乳生産量および人口状況(1967年)

			A 飲用牛乳生産量 (M/T)	B (1,000人)	<u>A</u> (gr)
ブ	ゥ	N	6,206	3,969	1, 5 6 4
釜		Ш	981	1,463	671
京	畿	道	2 3 4	8,071	76
江	康	道	2 4 0	1,825	132
忠	滑 北	道	277	I, 5 4 7	179
忠	滑 南	道	560	2907	198
全	羅 北	道	8 1	2,504	3 2
全	羅南	道	236	4,127	5 7
糜	尙 北	道	765	4,5 1 9	169
奥	尙 南	道	305	3195	9 5
济	州	並	1 4	347	4 0

(出所) 農林部畜産局「酪農概況」1969年より作成。

附表 (31) 牛乳乳製品価格関係

単位 W

年 月	原乳	飲用牛乳	(180CC)	加糖 t 897 9 (1	ιん乳 缶当り)	調 <u>整</u> 450 <i>9</i> (粉 乳 1 缶当り)
	(1 <i>kg</i> 当り)	卸売	小 売	卸売	小 売	卸売	小 売
1967年	4 3	10 71	13 51	125	150	252	264
1968年	50	12 29	1 5 19	129	139	280	299
1969年1月	5 0	1 3	1 7	139	149	301	819
2月	5.0	18	1 7	138	148	302	319
8月	5 0	1 3	16	137	146	308	310
4月	5 0	1 4	18	137	147	305	324
5月	5.0	1 3	17	137	147	305	324
6月	5 0	1 3	1 7	138	148	305	321
7月	5 0	1 3	17	137	146	301	319
8月	5 0	1 3	17	137	147	301	319

(出所) L 農林部 畜産局調査。

2 加糖れん乳および調整粉乳はソウル牛乳協同組合。

附表 (32) 乳製品輸入の動向

単位 M/T

区分	1962年	1963	1964	1965	1966	1967	1968
一般貿易	846	830	8 5	221	-	_	-
救 護 用	4,004	9,645	6,367	17384	4,6 8 5	15,477	10055
計	4,850	10475	6,452	17605	4,6 3 5	15477	10055

(出所) L 1962-1966年韓国銀行調査部。

2 1967-1968年農林部畜産局調查o

附表 (33) 乳製品輸入制度および輸入関税

品名	輸入制度	输入 関税
生 乳	輸入制限品目	60 %
れん乳	輸入禁止品目	8 0
粉乳	輸入制限品目	8 0 - 1 5 0
<i>i</i> 9 -	"	100
チーズ	"	100

(出所) 農林部畜产局調査。

附表 (34) 乳製品学校給食関係

単位 M/T

A	対象学意数	給 食 原 料 内 訳					
年 次	对数于是以	小麦粉	とうもろとし粉	脱脂粉乳	食用油	計	
1966年	2000千人	11,043	11,608	8139	331	31,121	
1967	2800	17026	40,814	15,330	760	72480	
1968	2,000	48000	-	12000	1,600	61,600	

(出所) 文教部調査。

附表 (35) 乳製品種類別需給の動向

単位 M/T

	区		分	1864年	1965	1966	1967	1968
			生 産 量	283	511	5 4 4	802	930
ħ	ん	乳	輪 入 量	•••		-	-	-
			国内消费量	283	511	541	802	930
全	脂粉	粉乳	生產量	-	110	346	701	1,3 1 1
	児用調整		輸入量			-	-	-
(F)	∑ C111 M-375	(app.)	国内消費量	-	110	8 4 6	701	1,311
			生 産 量	-		-	-	-
脱	脂 粉	A.	輸入量	6,367	12783	4,6 3 5	15477	10055
			国内消费量	6,367	13,783	4,6 8 5	15,477	10,055

(出所) 農林部 畜産局調査。

附表 (36) 牛乳乳製品需給の動向

単位 生乳換算 M/T

				1 12 23,020,71	
区 分	1964年	1965	1966	1967	1968
国内生産量1 」	7130	10,685	1 4,6 0 0	19188	2 4,3 6 0
榆 入 量2」	51,475	57287	32198	106017	68,876
国内消费量	58,605	67972	46,798	125205	98236

(出所) 1」 生乳生産量。

2」 農協中央会調査部農業年鑑 1968年版。

